

## 平成24年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成24年6月19日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 6 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 4号 御宿町東日本大震災復興基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 8号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 9号 御宿町立御宿中学校屋内運動場及び柔剣道場改築工事請負契約の締結について
- 日程第13 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第14 請願第 2号 「国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 議案第10号 平成24年度御宿町一般会計補正予算(第2号)

追加日程第2 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第3 発議第2号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

---

出席議員(12名)

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君	12番	白鳥時忠君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	大竹伸弘君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	米本清司君

---

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君 係長 市東秀一君

---

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

大地議員より少しおくれる旨の届けがありましたので、よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

(午前 9時00分)

---

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問にあたっては、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も、同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

または、一般質問通告書に記載のない関連質問については、認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

---

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

(5番 土井茂夫君 登壇)

○5番（土井茂夫君） おはようございます。5番の土井です。

ただいま議長から許可を得られましたので、あらかじめ提出している予告質問の順位を3、2、1と質問を変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、昨年、議員選挙で多くの支持者に、こうしてこの席で質問させていただけることを私は感謝し、またその人たちの思いを胸に、こうして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、3の字区域の変更でございます。端的に言えば、飛び地の住所の変更に関することです。

我が町の住所の取り扱いは、地番を利用した方法がとられています。地番と申しますと、明治時代に土地台帳制度から由来し、地番区域、ここでわかりやすく言いますと、例えば夷隅郡御宿町須賀、こういうものを地番区域といいます。その地番区域ごとに1番から連番して、区画された一筆ごとに地番が付されていきました。ところが、町には地番区域の中に別の地番区域がつくられているところが多々あります。こういう土地を飛び地と呼びます。

そこで質問します。飛び地に住所を置いている世帯、これが地番区域ごと、端的に言いますと行政区ごとですね、行政区ごとに何軒あるのか、これをお答え願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 飛び地についてのご質問でありますけれども、他の大字区域内に離れて存在する大字内の世帯数のご質問でございますが、まず、須賀の区域内に浜、久保が存在しており、54世帯であります。浜の区域内に高山田、久保、8世帯が入っております。また、高山田の区域内に久保が4世帯入っております。久保の区域内に須賀、浜、高山田、が8世帯であります。新町の区域内、六軒町、高山田に10世帯、実谷の区域内、上布施に3世帯、合計で87世帯が飛び地という現状であります。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

このように87世帯、飛び地に住所を持っている方がいるということが、御宿町、他の市町村と比べて本当にこの世帯数が多いのか少ないのか、わかる範囲でよろしいですけれども、教えてください。私は、御宿町を見た場合、どうも多いなという気がしてなりません。その辺、わかる範囲で結構ですから、お答え願えますか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 他市町村の状況については詳細は存じておりませんが、ホームページ等で検索をいたしますと、多数他市町村にも存在するということが掲載されており

ます。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

私は、なぜこの飛び地の問題をするかといいますと、先ほど話したように、ここの飛び地に住まわれている方、郵便物とか宅配便の遅配、誤配、こういう不利益をこうむっているそうです。また、自宅への訪問客、学校の先生方の家庭訪問なんかで探し当てるのに本当に苦労するそうです。

このように、日ごろ不利益をこうむっている方、これを一日でも早く解消するのが、我々議会と行政機関であります。平成12年に地方自治法の改正により、議決事項が県議会から地元市町村に移りまして、町長の告示行為によりこの案件が処理されるようになりました。どうか実態調査をしてこの解消に努めてもらいたいのですが、町長、または担当課長のご意見をお聞かせ願います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 住居の表示につきましては、日常生活に極めて密着しておりますことは申し上げるまでもございません。字界変更は、対象者にさまざまな手続が必要となるところであります。簡単に申し上げますと、住民基本台帳、印鑑登録原簿、選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄、土地・建物登記簿の表題部の所在欄などは、これは町役場や法務局などで変更できます。ご自身で住所変更の手続が必要となるものとしたしましては、国民年金、厚生年金、共済年金、労働保険、労災年金、住民基本台帳カード、運転免許証、自動車検査証、パスポート、預金・貯金通帳、クレジットカードのほか、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など、住所のデータを用いるものはすべて変更が必要となります。また、ご商売をされていらっしゃる方につきましては、商業法人登記簿の変更手続や電話帳、ホームページなどの変更、領収書や封筒などの印刷物の更新、ご関係者への住所変更通知など、多岐にわたる事務や作業が必要となるわけでありまして。

一般的に字の区域を変更する必要が生ずるとしておりますのは、土地改良事業を実施した場合、土地区画整理事業を実施した場合、住居表示を実施した場合、国土調査を実施した場合、新たに生じた土地を確認した場合、境界変更により他市町村の区域が編入された場合、このほか大規模な宅地造成、飛び地の整理など、行政上の必要がある場合でございます。事務の手続は、換地処分を除き、市町村長が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事に届け出し、知事がこれを告示することによって効力が生ずるということであります。

今、あえて字名の整理を行いますと、一時的なものではございますが、該当する方々に大変

煩雑な手続などが生ずることになります。土井議員ご指摘のとおり、飛び地の解消は円滑な行政運営のために必要であることは重々承知をしております。このような中で、今後、区長会等でこのようなことについてご意見等を承ってまいりたいと、その中で要望があれば検討を進めてまいりたいと考えます。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。さまざまな手続が必要だということもわかりました。

ただ、私は、こういう手続が、御宿町で印鑑証明、いろいろな住民手続がある中で、住所は1カ所手続すれば、あとはこういうものをしたい、〇〇〇と書ければ、こんな易しい方法もできるじゃないかと、私はそのように考えております。高齢化率が高い御宿町にとって、今までのやり方でなくて、高齢者の身になって行政運営を進めてもらいたいと思います。

それで、なおかつ、やはりこういう問題が、なかなか難しいよと思っている方がいっぱいいらっしゃるということは、皆さんあきらめているのかなというような気がしまして、先ほど総務課長の答弁の中に、実は先ほど話したように、もう県には届けなくてもいいような、そういう議会と行政、町長の告示行為という形で簡易な形でなされてきておりますので、これを充分、区長会とは言わずに、広報、いろいろな文書的なもので逐次知らせていく、そういう優しい行政を検討願いたいと思います。

この問題については、これで以上にさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

県道勝浦布施大原線の歩道整備についてでございます。場所は、上布施の新宿のヘアサロン井上さんから布施小学校の入り口までです。約300メートル区間ございます。この箇所が、歩道が未整備の状態です。

今年に入りまして、京都府亀岡市で登校中の児童9人と保護者の女性、1列に、無免許による少年が運転する車がこの登校中の児童の中に突っ込みまして、3人が死亡し、また、その死亡した集団登校に付き添いされた女性の方は妊娠しており、胎児は助からなかったそうです。

また、館山市でも、このような路線バスを待っていた登校中の児童に軽自動車が入り込んで、男の子が亡くなられ、意識不明の重体がほかに3人もいらっしゃる、こういう被害者、いわゆる交通弱者の方がいらっしゃいます。また、これは大分前になるんですけども、昭和61年10月10日、長生郡長南町で、県道を歩いていた小学校児童91人の列に乗用車が突っ込んで、1、2年生の児童5人が即死という悲惨な事故がありました。

私が今回要望したい箇所は、カーブが4カ所もあって見通しが悪く、すぐ近くに布施小学校

があるんですね。こんな歩道が未整備で危険極まりない状態になっております。いつ事故が発生してもおかしくないのであります。

県の土木事務所に聞きますと、地元の用地が得られないので一時的に事業を中止せざるを得ないそうです。いつでも、用地買収ができれば工事に着手することができるということです。また、昨今は、圏央道の工事から発生したと思われる建設残土を運ぶダンプトラックがひっきりなしに御宿にやってきました。

そこで、質問します。町長、または担当課長は、この歩道整備についてどのような認識をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、県道勝浦布施大原線の歩道整備の県への要望についてということでお答えいたします。

県への要望につきましては、先ほど土井議員のご指摘のとおり、交通安全等の観点から事業実施機関であります夷隅土木事務所に5月11日に要望に伺いました。同時に進捗状況について確認をしてみました。

いすみ市境から布施小学校までにつきましては、これまでに用地の取得が完了したことから、今年度引き続き工事を実施する予定です。また、ご質問のありました新宿交差点から布施小学校までについては、引き続き事業を推進していくと聞いております。交通安全の観点からも引き続き事業の促進の要望を行っていくとともに、町といたしましても、地権者等に対しまして事業への協力説明をしていくなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 土井議員さんのご質問でございますが、ご指摘のとおり最近、通学途中の交通事故が非常によく起こるような状況でございます。そういう中で、今、佐藤課長が申し上げましたが、先般、夷隅土木所長といろいろなお話をいたしました。そして、この件につきまして、具体的には、今お話がありましたように、いすみ市との境から布施小学校の入り口までは今年度で完了します。その入り口から新宿の信号まではおよそ300メートル近くありますが、これは引き続き実施するという中で、具体的にはお一方の反対意向と、また隣地境界がなかなか定まらないという件が1件ございまして、そういう状況であるというようなことがございますので、県の事業なんです、町としましても、ぜひこの事業は迅速に、できるだけ早く進めていきたいという考えを申し上げています。そういうことで、町がどういう形で力に

なれるのか、基本的に用地買収ですから、そういう中で町ができることはいたしますので、どんどんこちらに言いつけてくださいというお話もいたしておりますので、これから努力していきたいと。よろしくお願いたします。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

先ほどの長生郡長南町の事故ですね、当時の土木事務所は、用地買収に積極的に参っていたそうです。ある地権者がなかなか説得に応じていただけなく、実はああいう事故が起こってようやく地元の住民が納得してくれて、素早く歩道ができたんですね。私は、こういうことが二度と起きないように、本当に町長の先ほどの強いお言葉をいただきましたので、それを信じてまいりたいと思います。一日も早いあそこの完成を望んでやみません。

それで、私から、町長さん先ほど言ったけれども、1つだけ提案しておきたいのは、私は県とか町と、町長さんもおっしゃっているとおり役割分担は確かにあると思います。あるんでしようけれども、事用地買収に関しては、やはり意思の疎通をとることが重要なこういう事業につきましては、連絡調整会議を常にかいていただいて、地元のことはやはり地元の方のほうがわかると思うんです。県職員はいろんなところから来ていますので、初めにそういう方が担当につきますと、そこになじむまでに時間がかかって、なかなか買収ができない状態ですので、そういう連絡会議等を通じて密にやっていただきたい。

それと、ちょっと重なることかもしれませんが、今までの枠を超えて、こういう事業は町が積極的に受託事業なりそういうものを受け入れて、積極的に進めていくことが、一つの案ですけども、大事なのではないかなと思っております。

そういうことで、今後ともこの箇所につきましては積極的に町も関与して進めていただきたいと思ひまして、この質問は以上で終わりにさせていただきます。

引き続きまして、下水道整備についてです。

下水道という言葉一つとりますと、雨水と汚水という形で、雨水と汚れた水と、こういうものに分かれるかと思いますが、今回は汚水に絞って質問したいと思ひます。雨水については、今年度、清水川河川改修計画策定委託も計画されていますので、その推移を見ながら、次回以降に洪水対策を含めて町の考えをただしていきたいと思ひます。

私がこの下水道整備の役割について申すまでもなく、やはり下水道整備がされましたら、その効用は多大なものがあります。公共水域の汚濁防止、水系の伝染病の予防、水質保全、健康で文化的な生活を送る上での生活環境の保全等々、あらゆる効果があると言われております。そして、波及効果としまして地場産業の振興、特に観光産業への寄与、いそ根漁業での水産物、

とりわけイセエビ、アワビの増産、はかり知れない効果が期待されます。

そこで、我が町の下水道処理普及率、これについてお尋ねします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、下水道処理人口の普及率ということでお答えしたいと思います。こちらのほうは合併浄化槽を対象としてお答えさせていただきたいと思います。

合併浄化槽につきましては、現在、御宿台区を除いた区域において家庭用小型合併浄化槽への転換補助事業を行なっております。本町におきます浄化槽設置基数につきましては、平成24年4月現在で819基となっております。単独浄化槽設置基数は1,607基ございます。合併浄化槽の普及率といたしましては、御宿台地区は集中浄化槽で処理をしていることから100%となります。そして、御宿台区を除く地区で合併浄化槽の普及率を計算いたしますと、約21%、こちらのほうに御宿台区を含めて全体の普及率として計算しますと約36%、単独浄化槽の普及率につきましては約45%、単独浄化槽と合併浄化槽を合わせました水洗化の普及率ということで見ますと約81%、その他、非水洗化人口、くみ取りにつきましては、人口としては約1,400人ということで18%というような割合となっております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

今、合併浄化槽、御宿台の公共下水道、コミュニティプラントというんですか、それを含めると御宿町は36%だということをお伺いしました。

千葉県の下水道処理普及率は何%でしょうか。83%だそうです。日本全体の普及率は70%近く、アメリカはそれをちょっと超えた70数%、イギリスに至りますと97%ないしは100%だと言われております。これほど我が町は普及率が悪い。これはやはり私は常日ごろ思うんですけれども、財政力の違いなのかなと、その辺は寂しく思います。

そこで、町の第3次総合計画の中に、下水道汚水適正処理構想があるとうたわれております。これについてホームページをいろいろ見ても、なかなかこの処理構想については一般の方が目にすることはありません。この構想についてお聞かせ願いたいです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、御宿町の汚水適正処理構想についてご説明したいと思います。

御宿町の将来の効率的な汚水処理の方向性を検討するために、地域特性や処理方式の特性による経済比較、水質保全効果などを検討し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行った御宿町汚水適正処理構想がございます。この構想は平成14年に策定し、平成21年度に見直しを行

っております。

その概要といたしましては、御宿町全域について検討しております、そのうち、おおむね線路から海側と御宿台区が、集合処理として行ったほうがより効率的とされております。その他の区域につきましては、個別処理として整理されております。計画の総世帯数は3,182世帯、御宿台を除く集合処理区域の世帯数は約2,000世帯となっております。

以上のところが計画の概要となっております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

そこで、我が町の先ほど下水道汚水適正処理構想を聞いたわけですが、基本的なマスタープラン、そういうものを持ち合わせた構想であるのかどうか、その辺はいかがなものなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） この構想につきましては、県の汚水処理構想と連動しております、県のほうの構想想定マニュアルの想定フレーム等を組み合わせて、御宿町の将来的な汚水処理の方向性について、一定の整備スケジュールを伴って整備をしてございます。現状、御宿町では、この構想をもちまして将来的な汚水処理の方向性を定めているような状況になってございます。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

町では合併浄化槽を年間10基、堺川の生活排水処理場の処理で水質の浄化を目指しているわけですが、その今までの投資効果と、それによって水質がどのぐらい改善されたのか、それについてお聞かせ願います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 御宿町はこれまで合併浄化槽の補助を行ってきております。家庭用小型合併処理浄化槽の設置事業補助金につきましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、平成2年度からこの補助を始めております。現在までに補助基数は合計で約650基となっております。補助額の実績といたしましては、平成2年度から23年度までの総額で約3億1,500万円、このうち国と県の補助がございまして、町の単独負担分につきましては約1億5,000万円というふうになっております。

合併浄化槽の効果といたしましては、投資額に対しましてどの程度水質が改善しているかということは、基本的には合併浄化槽の性能によるところでございますけれども、合併浄化槽の機能といたしまして、BOD（生物化学的酸素要求量）ということで90%以上が除去される

といわれていることから、水質の改善が期待されます。川や海の水質汚濁は、未処理の生活排水が主な原因でもあることから、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽への転換の普及及び既に合併浄化槽を設置している管理者においても、定期的な保守点検並びに清掃の実施について、今後お知らせ版、広報等を通じ啓発には努めたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

今まで650基を合併浄化槽に補助をして設置してきたと。残るのは、あと2,000世帯ということですのでよろしいわけですね。そうしますと、今の合併浄化槽の補助件数、年間10基ですね。なおかつ、今建築基準法が変わって、新築家屋は下水処理施設につなげなきゃいけないと、そのようなことで、新築家屋につきましてはもう義務づけられています。結局、その他のくみ取り、単独浄化槽について町はこれに補助しているわけです。

そうしますと、今このペースでいくと、10基、未整備が2,000世帯といたしますと、単純にいつても200年かかる。まあ、200年というのはちょっと言い過ぎなのかもしれません。新築される見込みがちょっとあれですので、家屋も朽ち果てるということもありますので、もっとそれは低いんだと思います。こういう年間10基程度で、この水質汚濁を防ぐことができるのかどうか、その辺どうでしょうか、町長さん。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 現在、単独浄化槽が約1,600基、くみ取りの人口が1,440人ということから、約2,000基ほどまだ合併浄化槽に転換されていないものがあるように推計されます。ただし、やはり財政的な問題もあることから、現状としては年間10基程度の補助が今行われているような状況もございますので、将来的には全体的な汚水処理構想、こういった方向性を示すのかを再度整理いたしまして、今までの補助効果等を考えて整備はしていきたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

第3次総合計画、今年度最後とします。来年から新しく町第4次総合計画が始まります。私は、この下水道、御宿町にとっても大事な政策の一つではないかと思われれます。そして、この第4次総合計画の中に、やはり我が町はこのきれいな海、きれいな川をぜひとも次代の子供たちに引き継いでいかなきゃならないんだと、そんな思いをこの第4次総合計画に基本的に打ち出していただければありがたいと考えております。

また、確かに下水道整備はお金がかかります。でも、やらなくちゃ、子々孫々にも御宿町におけるこの自然豊かな土地柄を引き継いでいけないわけです。これは、臭いものにはふたをし

ろ、そんな精神では、我々この世代が笑い物になります。私たちは未来の子供たちのため、地道で本当に継続的にやらなきゃいけない事業です。夢の多い御宿、誇りを持てる御宿、本当にこの町を愛し、ずっとこのまま住みたいと夢の持てる御宿、基本的な政策の一つではないかと思います。どうか、くどいようですけれども、町の第4次総合計画の中にはっきりとした町の基本的な考えを打ち出してもらいたいと思います。どうか、これをぜひとも進めてもらいたいと思い、私の質問をこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で5番、土井茂夫君の一般質問を終了いたします。

---

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、3番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

本日は、町長の政治姿勢についてということで、町有財産、また国保、津波対策、ごみ袋、放射能対策、自然エネルギー、また観光事業などについて伺いをしたいと思います。

まず第1点目でありますけれども、町有財産の活用と、検討委員会が設置されたということでもありますので、それらについて伺いたいと思います。また、今定例会におきましては、新たに町有財産の取得ということも議案のほうで上程されているというふうに伺っております。経過と課題などについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、お答えします。

町有財産の活用ということで、町では、町が所有する普通財産の未利用の土地や建物等について、有効な利活用方法を検討することを目的に、町有財産活用検討委員会を設置いたしました。第1回の会議を5月25日に開催しております。その中で今後のスケジュール等について決定をいただいております。

検討委員会は、議会のほうから5名、各種団体長さんから4名、福祉・環境ボランティアから2名、また有識者2名の計13名の委員さんで構成されておまして、任期は2年、検討結果について町長に提案することとなっております。

町から検討を依頼した事項につきましては、旧御宿高校普通教室棟の利活用と新しい名称に

ついて、2番目としまして旧岩和田小学校特別教室棟の利活用について、3番目に天の守町有地の利活用、4番目に御宿台学校用地の利活用を優先させさせて、その後、また検討課題について協議していただくということで、当面は、旧御宿高校普通教室棟と旧岩和田小学校特別教室棟の利活用について検討を先行していただくということでお願いし、ご承認をいただいております。

第2回目の検討委員会を去る6月13日、午前から開催しまして、検討箇所の現地視察の後、旧御宿高校普通教室棟の利活用について協議をいただいております。また、第3回目を7月19日に開催するという予定になっております。

○3番（石井芳清君） 経過はございましたけれども、課題について幾つか明確になったものがございますか、その中で。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、先行して依頼した中から、旧御宿高校普通教室棟の利活用、それと旧岩和田小学校特別教室棟の利活用を優先させるということでお願いしまして、第2回目の会議は、普通教室棟の利活用の方法についていろいろご協議をいただいて、第3回目でまた再度協議するということになっております。

○3番（石井芳清君） 委員会については、私も充て職ということで委員に選任をされておりますので内容は承知しているところでもございますが、委員会の中では、例えば町有財産の有効活用について他の先進事例、こうしたものを視察して検討すべきではないかということも提案なされたというふうに理解しております。

幾つかお伺いをしたいんですけれども、1つは、昨日、定例会の中で町長より保育所の建設委員会の立ち上げが表明されました。これは、丁寧かつ迅速な対応を求めたいというふうに思います。これについて、多分この委員会の中でどの場所を含めて検討していくのかということも当然議論をされるというふうにも理解しております。

そういう意味では、この委員会の中で審議をこれからされる御宿台の学校用地、施設の事務状況、たしか本年度中には町に移管をされるというふうに伺っておりますけれども、今どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 御宿台の学校用地2.8ヘクタールにつきましては、一応6月中に登記の準備のほうの書類が整いまして、7月中には町のほうに嘱託登記で移転するという状況になっております。

○3番（石井芳清君） わかりました。7月中にということですのでもう間もなく、1カ月余ということでもあります。それで、この間の説明の中では、移管の中で最低限の整備を要請すると。たしか昨年の中、秋の中で草刈り等をやっただいて、一時きれいになりましたけれども、またかなり伸びているような状況がございます。それから、今も一定使用しているような状況もあるというふうに理解もしております。

こうしたものの整理を含めて、移管を受けるときに、どういう土地形状にするのかということとは大事な問題だと思いますので、今どのように考えているのか、その辺について伺いたしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） この用地につきましては、去年の秋と、また今年に入ってから春に草刈りのほうを行っているという状況でございます。移管に向けては排水、また一定の整地、これら高いところと下がありますけれども、下のところの一定の整地をお願いすることによってこちらのほうに移転するということになっております。

○3番（石井芳清君） わかりました。

この用地なんですけれども、これは移管を受けて、目的が決まるまでどういう形で管理をされるのですか。管理の所管と管理方法について伺いたしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 管理については、今、活用委員会で活用方法を検討、今後秋以降になるかと思いますが、先行する事案が終わった後、ご検討いただくというスケジュールにはなっております。これについては、移管を受けた後、町のほう、直接は私どもの課で草刈り等で管理するということになります。

○3番（石井芳清君） しかるべき用地の目的が決まるまで、企画財政課で管理を行うということで理解いたしました。

町長が保育所建設委員会を立ち上げるというようなお話もきのう承ったわけでありましてけれども、この委員会の中でも私、申し上げたわけでありましてけれども、総合計画、昨日も議論になりましたけれども、総合計画の中で土地利用というのが大きな柱になるということになってございますし、ちょうど今策定中だというふうに理解をしております。

そうした中で、どの土地、施設をどう活用するかということは大事な問題だと思うんですね。残念ながらなかなか財源、それから人的対応というのが行政ではとりづらいのではないかと。というふうに理解をしておりますので、やはりそういう面では整理というんですか、なるべく

重複をしないということも大事だと思います。

それで、きのう町長は保育所の建設について早急に対応したいということをおっしゃってられました。これは、町民の要望に対する前向きな姿勢だと理解はいたしますが、そうしますと、それをどこに、どういう形にするのかということの中で、ほかの施設、次の質問にもありますけれども、御宿高校の跡地購入と利活用、今の委員会の中では第1課題というふうになってございますけれども、やはり前提条件をきちんと説明した中で高校跡地をどう利用するかと、具体的には教室棟をどう利用するかということになってくるんだと思うんですね。その辺のところの整理というのをきちんとして、検討委員会の中で議論をしていく必要があるというふうに理解をしているんですけども、あくまでも、フローをいただいておりますけれども、高校用地のところをまず先に方針を出して、それが固まった後に秋以降に、具体的に言えば保育所の用地、保育所としても、あそこはかなり広いところ、あそこと言ってもどこになるかというのはあるんですけども、私はもともと御宿台用地は適切な用地だということで提案をしているわけでありまして、もしそこに決まるとすれば、かなり広い面積がございますので、さまざまな利活用が当然できるというふうにも思います。

そういうことも含めて、整理をされた中で一定の検討をいただくというのが大事だというふうに思うんですけども、そこについてはどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） やはり活用委員会の中には、議会を初め、専門委員の方にも入っていただいております。今回、専門委員として住民の方もいらっしゃるんですが、千葉銀の支店長にも入っていただいた中で、千葉銀行から、要綱の中でまた1人、千葉銀の部署で環境と福祉とか観光部署、そういった専門の部署にいる方をご紹介いただいて、委員会の中で承認をいただいた中でいろいろご提言をいただくということに、前回決まりました。また、今、石井議員がおっしゃったように県内を含めて、御宿高校もそうですが、町有地の利活用について視察を行うという話も出ております。そういった活用検討委員会の中で出た意見を参考に今後決めていくと、利活用について進めていくということでございます。

○3番（石井芳清君） ちょっと議論がかみ合わないところがあると思いますので、次に進んで、また再度この問題、必要であれば戻りたいと思います。

旧御宿高校の跡地購入と利活用について伺いたいと思います。

まず、公平公正な契約が必要だというふうに考えるわけでありまして、契約方法について、

これはどのようにされるのか。そしてまた、これが本定例会も議案として出ているわけであり  
ますけれども、可決後であると思いますが、それについては、この土地についてはどのような  
扱いになるのか。普通財産、行政財産というような扱いがあろうかと思えますけれども、まず  
契約方法、そして次にどういう扱いにするのか。普通財産、行政財産、その2つの文字の、同  
じようで同じでないという違いがあると思うんですけれども、その意味について、まずお伺い  
をしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 契約については、県から購入した後、民間を誘致して活用す  
るという、その契約でよろしいでしょうか。

これについては、議員協議会でもご説明しておりますけれども、県から取得後、早急に契約  
の内容は詰めていきたいということで考えております。この中には、もともと事業者から提案  
がある町民への開放とか管理の仕方、あと町のほうで顧問弁護士のほうに順次相談しておりま  
すので、町が損害といいますか、不利にならない契約の中で、契約を詰めているところでござ  
います。これについては相手側の意向もありますので、契約前には一たん、こういう契約で行  
いたいという説明は議会のほうにはしていきたいというふうには考えております。

それと、普通財産と行政財産ということでございますが、行政財産については、例えば役所  
とか公民館とか、多くの町民の方が使う財産でございまして、普通財産については、それ以外  
ということになります。旧御宿高校の中では、普通教室棟については備蓄とか、今考えている  
のは図書館機能とあと住民のコミュニティ機能、そういうことをどの階に持っていくかという  
ことをご議論いただいているところでございます。それ以外については、貸し出すというこ  
とで、普通財産の扱いで行いたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 1つ、契約方法なんですけれども、貸し出しなんですけれども、貸し  
出しについてもいろいろな契約方法があると思うんですね。この間、説明を受けてきたものは、  
1事業所だけだというふうに理解をしているわけでありましてけれども、公平公正というのなら  
ば、この契約方法は具体的にはどういう契約にするんですか。例えば一般競争入札にするとか、  
さまざまな内容があると思うんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これについては、従来から町の活性化を含めた提案の中で議  
論を進めてきたところでございます。議会のほうにもご視察いただいた中で、こちらのほうに  
来て、事業者の考え方、また財務の内容についてもその中でご検分いただいたという状況でご

ざいます。その中で町長としては、雇用も含めて、また住民開放も含めて町の活性化に資するという判断のもとで契約をしていきたいと、その当事者と契約していきたいということでございます。

○3番（石井芳清君） 契約の方法を聞いているんです。どういう手続があるんですか。

じゃ、その前に、町として契約する場合にどういう手続があるかを教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 町のほうの契約としては、普通財産の賃貸借契約書を相手側と結ぶということで、随意契約でいくということでございます。

○3番（石井芳清君） 随意契約しかないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 入札等の方法でやるというふうな考えは持っておりません。当事者と直接契約するという考えを持っております。

○3番（石井芳清君） それは結論だと思うんです。

ですから、どういう契約方法があるかといった場合に、随契もあるし入札もあるということでしょう。それはこの場合も、要するに町有財産の貸し出しについても、当然一般競争入札もあるということで、それはよろしいわけですよ。ただし、今説明、るる何度もいただいておりますけれども、町の施策に合致した中で、随契をとりたいという説明をしていただければいいわけですよ。違うんですか。私、そのことを最初からずっと聞いているんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員がおっしゃるように、例えばほかの事例でいいますと公募でそれを行うとか、コンペで行うとかという話もありますけれども、今回については、今まで説明してきたように町の施策に合致すると、地域振興に資するという判断の中で随契をとりたいということでございます。

○3番（石井芳清君） そうしないと、なぜ最初から出てきている一業者と契約するのかということをやはり明確にするということは大事だと思うんですよ。だって、大切な町の財産ですよ。それを明らかにしないと、一業者と多額なものを、町の一番一等地でありますから、そこを最初から案の段階から出してきた、そこと最終的に随契しますということでは、これはやはりそれだけでは説明責任を果たせないのではないんですか。

ですから、これを県から購入した後、具体的な対応をとる、活用していくというふうに思うわけでありましてけれども、それについてもその部分をきちんと説明していくと、公平さ、公正

さを保つということが、行政としての当然の事務内容じゃないですか。そこはもう一度、これは町長に確認したいと思います。大事な問題ですから、そこをもう一度確認したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今までいろんな会議でも、ご説明させていただいておりますが、とにかくこの契約については、内容的には賃貸契約になろうかなと思います。そういうことで、この賃貸をする対象物件等の活用方法について、今までいろんなご議論をいただいた中で、いろんな経過を踏まえて事業を進めているということでございますので、具体的にはこの当事者が現在県の学事課と学校法人の取得について協議を進めておりますが、そういう中で、近い将来に旧御宿高校を本校として学校法人、学校を開きたいという考えでございます。そういう中で賃貸契約になりますので、随意契約という形になろうかなと思います。

○3番（石井芳清君） いや、私は、例えば……。ちょっと戻しますね。何度もごめんなさい、大事な問題ですので。

例えば、今はずっと一事業者であるんですけども、例えばこれを学校として活用ということについても、町は、ほかに活用方法ですね、同じ学校でもいいですよ。そういうことについて、広く町民、県民、国民に対して、この利活用について意見募集なり活用募集なりされているんですか。その中でこの事業者になってきたわけですか。

私、この間、ずっと説明を聞いていると、この事業者にも借入れの申し込みがあつて、ずっと協議を重ねてきたというだけじゃないんですか。県に対しては確かに募集はありましたよ。県の財産の中で、目的の中で売買、貸し付けも含めてずっと協議をされてきたというのは聞いております。ただ、町が購入した中で、町がこの財産についてどう利活用するか、その中で学校、いいと思いますよ、これは。一番利にかなっている活用方法の一つだと思いますよ。じゃ、これについて、公的にいろんな事業所に対して利活用について求めたことはあるんですか。私、ないと思うんですけども、それはどうなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今までの協議会、また議会の中でもご説明してきましたが、今までの経過の中で申しますと、県は、一たんは競売したいという状況の中で、町はそれを待ってほしいということで、町も含めて学校等の誘致活動を行ってまいりました。近隣も含めて、県内も含めて当たったわけですが、なかなかなかったという状況でございます。その中で、県は町に購入してはどうかという中でこの話が出てきております。

議会についても、県立高校統廃合の要望の中で、福祉等、また教育施設の誘致も県のほうに

要望をされているということでございます。そういう中で、町も活性化に資するという条件の中で判断をしたわけでございます。

○3番（石井芳清君） 町の意見というのはあると思うんですけども、それが、何度も言いますけれども、公平公正なのか、機会均等なのかということはやはり必要だと思いますけれども、先ほど契約方法の中で、公募だとかコンペだとか競争入札とかということが実務としてあるということをおっしゃいましたですね。

ですから、今後、貸し出しについても、手続とすれば、そこら辺の担保をとるべきだと思うんですね。最終的に一事業者しか入札がない、例えば入札をとるとですけれども、コンペとかたくさんあると思うんですけども、その中で町の目的にかなったところということでいいんじゃないですか。それとも、ここまで積み上げてきたんだから、あくまでも随契なんだよということで随契を押し通されるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町の考え方をはっきりさせておきますが、現時点で中央国際学園という名前になっておりますが、この学校といいますか、事業者とずっといろいろ協議して、それで皆さんにお話をしてきました。会議の途中で公募というなお話も出ましたけれども、それは普通教室棟の利活用について、今後、町がいろんな福祉の関係とかいろいろほかの面においても、公募する考えで対応していきたいという意見も会議の中で述べさせていただいておりますが、ここまでそういう中で3月の定例議会で県から購入する案件、予算についてご承認いただいておりますが、私は、そういう中でご承認をいただいたと理解をいたしております。

○3番（石井芳清君） まだ賃貸の契約までは若干時間がございまして、その辺の公平公正さ、機会均等を含めて、いま一度精査いただくよう、ここで最終的なものはいただきませんが、ぜひご検討いただくよう要望申し上げます。

次に移ります。

○議長（中村俊六郎君） 石井議員、質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時03分)

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

---

○議長（中村俊六郎君） 石井議員。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、御宿高校の跡地購入と利活用についてでありますけれども、まず、利活用について伺いたいと思います。

委員会の中で、また町長がこの間、購入の目的という中で防災対策ということを第1に挙げておられたと理解をしております。利活用計画の中に、ヘリコプターの離発着場、そして仮設住宅等が盛り込まれておったというふうに理解をしております。これらでありますけれども、委員の中にも誤解、また議員の中にもこれについて誤解している部分があるのではないかと理解をしております。

と申しますのは、現在、御宿町では御宿台にドクターヘリの離発着場があるというふうにも理解をしております。この2つなんですけれども、これはあくまでも緊急時の対応だということによろしいのでしょうか。要するに、図面の中では運動場、そこを利用して緊急時のヘリコプターの離発着場、また、緊急時の仮設住宅の設置というふうにならわれておったと思うんですね。ですから、御宿高校の跡地を購入したからといって、そこをいわゆるドクターヘリの離発着場に変えるということではないということで、運動場として使われるのが大前提だということによろしいのでしょうか、それを確認したいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員のおっしゃるとおり、平時については多目的な運動場として使うと、有事の際には災害物資、救援物資の受け入れのヘリポートとして使うということで、ドクターヘリとはまた別の考えでございます。

○3番（石井芳清君） あくまでも緊急時の対応だということで確認をいたしました。

次に、校舎棟の活用なんですけれども、先ほども述べられましたけれども、これはさまざまな活用方法を、一応町のほうも委員会には案を示して検討事項になっておるのは理解しております。

1つ確認でありますけれども、これはさまざまな民間団体含めて利活用がもしないと、要するに管理を言っているわけなんですけれども、そうした場合は、この教室棟について全面的に町が管理を行うということになると思うんですね。それは可能なのでしょうか、前提条件として。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 先ほど町長も申しましたように、今ご提案申し上げているの

は、利用方法について、一たん町が防災の備蓄倉庫として使うということと、図書室機能、また住民のコミュニティ機能、そのために使うということと、部分的に定住化や地域経済、そういったものに資するために使うということで、部分的に公募をして階層で貸すというようなことを考えております。まだ今検討をいただいている段階ですので、その辺の要綱等については定めておりませんが、一たんは使える範囲から使っていくということで考えております。

○3番（石井芳清君） 私がお聞きしたのは、当然いろんな利活用があります。民間も含めて貸し出しも考えておりますというのはわかるんですよ、前提条件として。それは、だから相手のある話ですから、町の目的にかなった利用がない場合は、町が全面的に管理しなきゃいけないということですよ。それは担保として、町としては当然、ここまで購入議案も予算は既に可決されている、県から購入の議案も出ておりますとそれは当然、覚悟の上だというふうに思うんですよ。

計画と希望なわけですよ、今、課長がおっしゃったことは。ですから、ゼロということはないとは思いますが、でも、やはりゼロということも町としては当然想定をしていく必要があると思うんですね。ですから、ゼロの場合に町が管理するのかということなんですよ。貸し出しについても、管理そのものは町がやらなくちゃいけないですよ。売るわけじゃないわけですから。それから管理含めて、例えば今までも指定管理だとかを含めていろんな制度がございますから、全面的にやらない場合もないわけじゃないと思います。

というのはあるわけですが、基本的に、最悪の場合、町が管理することになると思いますので、その辺についてはどういう覚悟を持っておられるのかというのを聞きたいんです。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 先ほども申しましたように、検討委員会でご議論をいただいているところでございますが、町の利用計画のもとにご検討をいただいているところでございますが、そういった意味で、普通教室棟については町が管理していくということで考えております。

また、管理方法については、いろいろ指定管理等もまた後で議論の余地があると思いますが、もともと町長のほうからもありますように、極力、現状のままで貸し出していくと、経費のかからない状況で貸し出していくということで指示をいただいております。

○3番（石井芳清君） 2段階なのは、もともと承知しているんですよ。

町が管理するというと、先ほどの御宿台の学校用地じゃありませんけれども、そうすると、これは目的もしくは利用者、計画も含めて定まるまでは企画財政課が管理をするということで

すか。それは、簡単にいうと常駐体制にするのですか、常駐体制にするのかどうかも含めて。借り手がない場合はだれかが管理しなくちゃいけないですよ。ですから、私が先ほどから言っているのは最悪の場合の想定です。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） その管理の方法も含めて、今後検討していくということになります。

○3番（石井芳清君） 町がここまで決断をして買うわけでしょう。計画はいろいろありますよ、いろんな意見がありますよ。それにしたって、最終的に最低限の改修工事も必要じゃないですか。今だって、トイレ使えるんですか。使えないでしょう。水どうするんですか、電気どうするんですかって、そういうことも含めて、あと防災上の問題も指摘されていますよね。学校施設とそれ以外の施設は防災上も違うということのようでもありますから、防火上ですか。そんなことも含めて、最低限の管理はどうしても必要なわけじゃないですか。町のものになるわけでしょう。違うんですか。町のものになるんでしょう。ですから、最低限、全くゼロということはないと思いますけれども、でも、ゼロも想定して、ゼロの場合どうなるのかということだと思っただけですよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 普通教室棟については、おっしゃるとおり町が基本的に管理しますが、例えば防災機能としての備蓄倉庫とか、あるいはコミュニティ活動としての地域団体のサークル活動とかいろんな活動、あるいは図書室機能の利活用もありますけれども、そしてまた民間が1階だけ、あるいは2階だけとか、いろんなそういうこともこれから皆さんにご協議いただきますが、管理というのは、おっしゃられる内容は、結局施設はだれがするのかとか、あるいは次にどういう形で清掃とか、どういう形で補修するとかというようなことではないかなと思いますけれども、町が活用する部分については、それに応じて、例えば図書館機能として広々と使う場合は、利用者もかなり予想されますので、やはり担当者なりを置かなくちゃいけない。そういうことで、これからの利活用に準じて対応を図っていくという考えでおります。

○3番（石井芳清君） 非常にシンプルな質問を最初からしているわけですがけれども、町が購入して町のものでありますから、当然町が管理するというのは当たり前だと思うんですね。管理方法については、例えば町が直接管理をする、現状の中では指定管理者を置くと。指定管理者だったら、当然町の管理規則において公募して行うということでもありますから、これは町が

管理することと全く同義語だというふうに理解をしております。

ですから、あれもこれも使うといっても、今日もずっと暮らしの問題、福祉の問題、医療の問題、きのう、今日、活発に議論もされていると思うんですね。それは、やはり限られた財源の中でという対応だと思うんですね。その中で、町長は、一つ一つ吟味しながら施策を展開されているわけだと思うんですね。あり余った財源からやっているわけじゃないと思うんですね。事実、ご自身は報酬50%カットされているのも重々承知しているわけでございます。

ですから、そういう中でこれだけのものを購入するということになるわけですから、最低限、どういう状況があるのかと。さらに利活用が進めば賃貸料も含めて活用ができる。賃貸料だけじゃないですけども、一番は、やはり行政の方向ですよ。町づくりに資するというのが、私は一番大事なことだと思いますから、それも含めて財政的な運用もできるというふうに思いますので、そこら辺の一番の基本の部分を町は、先ほど契約の話もいたしましたけれども、押さえてその上で、次はどうするのかということだと思います。

そうしませんと、今、検討委員会でもさまざまな夢のある計画がたくさんされていますよ、町長ご自身もそういう提案をされました。でも、それはだれがやるのか、だれが運営するのか、だれがお金を出すのか。図書館だってだれがつくるんですか、そのお金。まあ、いいですよ、答弁なさらなくて結構ですけども、1冊だって新しい本であれば、数千から数万円じゃないですか。中学校だってなかなか、小学校もそうなんですけれども、図書の購入をやっていただいているんですけども、古い本がいけないというわけじゃないんですけども、やはり新しい本はたくさん出ているわけですから、そうしたものも、私はもっともっと整備していただきたいと思っています。そういうものも我慢をしながらやっているのが実態じゃないですか。

ですから、やはり身分相応の使い方、身分相応の計画というのが当然あると思いますから、それをまずご自身できちんと提案をされると、それで必要なものを整備していくということだと思いますので、下世話な話だと、大ぶろしき広げちゃって、あとそれが閉まらなくなったらどうするんですか、これ。町長の任期は4年かもわかりませんよ。しかし、これはずっと町の財産でいくわけでしょう。やはりそこまで考えながら、せつかく大事な財産購入するという決断をされたわけですから、それに見合った町のなりわいに見合ったものを使っていくと。しかも、永続的に使っていくということが大事なんじゃないですか。そういう面で、もう少し落ちついた、大変語弊があるかもわかりませんが、足についた、そういう提案をされるべきだと私は思います。

先ほどの契約についても、例えばこれは随契という話でしたけれども、これはやはりほかの

契約だって影響するんですよ。さまざまな契約をやっていますよね。何でも御宿は随契でできるのかということでもよろしいんですか。これが今、国や県を含めて大きな問題になっているわけじゃないですか。ここの透明性をいかに担保するかということが、今、行政に求められているんじゃないですか。ただ単にずっと、言葉は悪いかもしれませんが、仲よしこよしでやってきたから、契約させてくださいよということじゃないでしょう。やはりそこは行政ですから、きちんと財務規則もきちんとあります。それに基づいて公平公正、中立、そういうような契約方法で進んでもらいたいと思うんですね。

もう一つ、今般の契約の土地の利用についてなんですけれども、今、土地建物の賃貸というのは財務規則しかないというふうに伺っております。これは、全く今言っていることと逆の立場になるかもわかりませんが、今、御宿町は定住化促進ということで、さまざまな施策を打ち出しております。また、町長ご自身も御宿に適した、環境に合う、そういう企業誘致を目指しているというお考えも示されております。若者の定住化についても、近隣の市町村を初め、さまざまな施策を打ってございます。

こうした施策誘導のための土地建物に対する規則、こうしたものも新たに私は設ける必要があるのではないかというふうに考えるんですね。これについてどのように考えるのか、せっかくですので、この機会ですでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員のご指摘のように、町の場合については企業誘致条例等についてまだ整備がされておられません。そのために、財務規則に沿って今回の事例についての賃貸借契約を結ぶという状況になっております。

一方、他町の例、近隣の例を見ましても、企業誘致、雇用の面とか地域活性の面で、やはりそういう条例制度を整備しているという状況でございます。ちなみに大多喜町ですと、雇用について従業員1人当たり幾らというような制度、また勝浦市についても、議決事件を外して条例で企業誘致を行っているという制度の整備を既にしておりまして、特別養護老人ホームその他について誘致を行っている、来やすい状況をつくっているという状況がございます。

きのうも総合計画の中でいろいろご質問ございましたが、やはりアンケートをやってみますと、雇用の場の確保、それについてもかなりの要望が上がっております。町長も従来から示しているように、御宿には御宿に合った企業誘致というのが望まれるわけですが、その辺についても、今後早急に整備を進めていかなければならないというふうには感じております。

以上でございます。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

茂原、印西みたいな、数年で雇用が破壊されてしまうというようなものは願い下げでございますけれども、やはり20年、30年と持続的に企業活動をしていただくというところには、やはり一定の政策措置をするのが当然だというふうに思いますので、今後そうしたものの研究をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

高校統廃合の問題であります。御宿町にも区長会、そして漁業関係者、農業関係者によりまして要望書も県教育委員会に上げたところでございます。その数は4万を超えたというふうに伺っております。住民の半数を超える、そういう要請がされたということですが、3月に行われました県教委では、残念ながら3校を1校へ統合するという計画になったようでございます。この県教委の今般の計画について、町としての評価、受けとめについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 県立岬高校、大原高校、勝浦若潮高校の3校の統合計画につきましては、平成23年11月に県立高等学校改革推進プランの中で公表されて、今、石井議員がおっしゃられたように各関係機関からの要望が提出されまして、一部見直しされました。

内容については、勝浦若潮高校の海洋科学学科、岬高校の園芸科を存続させるとともに、また岬高校の農場及び若潮高校の実習場を活用しつつ、統合を進めるという形になったところでございますが、今後、いろいろ進学等もございまして中学生等影響がございまして、その辺につきまして県教委の今後の計画、また統合後の環境の変化、その辺につきまして中学校と保護者へ周知を図ってまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 今般の高校統廃合の問題につきましては、先般、夷隅地域から10人ほどが県教委に対して要請行動を行ってまいりました。私も御宿町から1人参加をしてきたわけでございます。その中で明らかになったことについて幾つか申し上げたいと思います。

1つは、計画の中で記されている地元との協議であります。これは、県立高校改革推進プラン、今、課長が説明されたように、第1次実施計画というものでございます。この中で、経緯及び今後の対応というのが書かれておりますので、読ませていただきます。

大原高校、岬高校、勝浦若潮高校の3校については、地元関係者等から寄せられたさまざまな意見や要望等を参考にして、地域産業を担う人材育成や既存の施設の有効活用、地域振興などの観点から公表案の一部を修正し、海洋科学系列を存続するとともに、岬高校の農場及び勝

浦若潮高校の実習場を活用しつつ、統合を進めることといたしました。また、平成24年度の1年間については、さらに地元自治体等から実施プログラムに反映できる実効性のある提案がされ得ることを考慮し、改革の方向性に照らしながら、以下の再編の内容等の一部見直しについて協議してまいりますということであったわけでありませぬ。

この中で、今申し上げた地元との協議ということで、この計画が実施されるまでは、地域協議会というのがたしか設置されて、町から企画財政課が出席、教育委員会も出席されておったんでしょうか。たしか企画財政課で地域協議会は参加されておったというふうに伺っております。

今後、こうした地域と県教委ときちんと一つのテーブルで協議をする場を持つのかということを知りたいわけでありませぬけれども、県教委のほうから、これまでの地域協議会というのはもう終了したということで、今後については、次の地域だということだそうでありませぬ。それで、県教委からは直接これらについて説明をする考えはないと。ただ、説明を求められれば出向くことは考えるということでありませぬ。

それから、きめ細かな教育ということで、特に岬高校においては入学についても100%、また、教育の内容についても非常にきめ細かな教育をしているということで、これは県教委も評価されておったわけでありませぬけれども、こうした教育というものが、今度の統合高校でどのように実現をされるかというふうに聞いたところ、統合時点では、県教委の想定は6クラスだそうです。これは、今の県の高校規模とすると普通規模と、決してマンモス規模ではないということです。

これは許せるにしても、次に何を言ったかと申しますと、すぐに5クラス、4クラスと減りますということなんですね。

今度の計画では、1学年について4から8学級が標準の学校規模だということで、現在岬高校はたしか3クラスだというふうに認識しておりますから、そういう面で豊かな教育をされていても、4クラス以下であるから統合の対象だということのようです。きのうから人口の問題が出されておりますけれども、残念ながら少子化はなかなか克服できないという中、それともう一つは、学区を隣の学区まで進学できるということで、この地域、特に長生郡市あたりからは、千葉の公立、私学に進む生徒が大変多いというふうに理解をしております。そういう中では、総合学科ということで今後は進むという提案のようございませぬけれども、このままいくと、あっという間に4クラスを切って、下手をすると夷隅郡市1校になるおそれがあるというのが、このプログラムの中身だというふうに思うんですね。

そういう面で、私、大変問題だと思ったのは、まず1つ、この4万人という声、これに対して、教育委員会の中には、そういう面では民主主義はないのかということ、私は強くここでね、これは県教委でありますけれども、言いたいというふうに思うわけであります。

それで、具体的に教育の中身なんですけれども、今度の計画はどうかといいますと、1学年、要するに募集については総合学科ということなんです。2学年から各専門のコース分けになるという計画になってございます。そうしますと、まず1つ考えられるのは、これまで若潮高校とか岬高校ということで進学できてきた子供たち、大変失礼なんですけれども、点数だと思いうんですけれども、そういう子供たちが今度、大原高校に進めなくなるんじゃないかというおそれがある。そういう面では中学校の先生方は大変不安に思っていると、また保護者の方も不安に思っているというふうに思います。

それから、せっかく2つの実習場、岬と勝浦の実習場を使うという計画のようでございますけれども、これも移動も大変長い時間がかかるわけですね。県教委も1日から2日程度実習はさせたいということのようでございますけれども、ご承知なんですけれども、やはり命を預かる、農業もそうですよね、漁業もそうですよね。やはり毎日ここに参加して、作物は人の足音を聞いて育つと、こういうふうな発言をされた方がいらっしゃったんですね、県教委の交渉の中で。まさにそのとおりだと思うんです。そして、岬では、例えば朝とれた新鮮な野菜を校門の前で販売するという事で地域の触れ合いが保たれていると。

御宿高校も、実質統合されたときに、すぐ下の商店、間もなくおやめになりましたよね。それから、御宿駅の利用、エレベータですか、そういう話もちゅうちょされましたけれども、この利用も大幅に減ったというのが実態だと思うんです。よね。

そういう中では、地域の基幹産業、農業、林業、これをどう育てていくか。これは県教委に対しても私は責任があると思いますけれども、今後、先ほどの6校、5校、4校という中では、やはり町自身もそういう子供たちをどう育てていくかということも、私は大事な課題だと思うんです。これまでも中学校では、職業教育ということで体験学習なども導入していただいております。おの理解しております。

今後、そうした子供たちを町としてどう育てていくのか、町として。漁業者、農業者含めて、それから御宿は高齢の町でありますから福祉、こういうものも大変重要になってくると思います。そうした対応も、大変現実的には人員も少ないのが実態であるというようにも理解しておりますから、そうした中で、県教委に対して今後、子供たちの学ぶ環境をどう保障させるのか、充実をさせるのかと。御宿は、今般の議案に出ているように、痛恨の経験をしているわけです。

よね。せっかく地域の人たちが、先輩がつくった学校、それをまた買い戻さなくちゃいけないという事態も発生しているということでもありますので、ぜひ今後、これでよしということではなくて、引き続き県教委に対して要請をやっていただきたい。

そしてまた、行政として、そういう人づくりについて、小学校、中学校含め、また社会教育も含めて、ぜひいま一度きちんととらえ直していただきたいと。簡単に言うと、人づくりをしていただきたいと思うわけですが、これについては、町長どうですか、一言でいいんですけれども、どう思われますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、少子化という大きな流れがあるわけですが、そういう中で、就学環境、あるいは地域活性化の観点から、勝浦市、あるいはいすみ市との連携を強めて、県等に要望していきたいと思います。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

そしてまた、この問題につきましては、7月7日なんですけれども、いすみ市の大原文化会館で高校統廃合と教育を考える会主催による「高校統廃合と教育・地域を考えるシンポジウム」が開催されると伺っております。ここには、県教委もパネリストで参加をするというようなお話も伺っております。ぜひそういう意味からも、行政からの参加を検討していただきたいと考えております。この問題はこれで終わりにしたいと思います。

次に、国保の広域化について伺いたいと思います。

民主党政権になりましてから、国保の広域化ということで事務を進めておられるというふうに伺っております。特に5月におきましては、実務担当者会議も県内で開かれたと伺っておるわけですが、およそどういう内容になっておるのか、計画の概要とまた町の影響についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ご質問の国保の広域化ということでございますが、まず、計画の概要からお話を申し上げたいと思います。

国民保険制度につきましては、都道府県単位化いわゆる広域化の推進を図るために、平成24年4月、法律第28号におきまして、国民健康保険法の一部を改正する法律及び国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令、同月、政令第132号の公布によりまして、国民健康保険制度の安定的な経営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、

財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引き上げ等の措置を講ずることとなりました。

計画の概要といたしましては、大きく3点でございます。1点が、市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっておりました市町村国保の財政基盤強化策を恒久化する。2点目が、市町村国保の都道府県単位の共同事業につきまして、平成27年度から事業対象をすべての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進する。3点目が、都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進のため、平成24年度から都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げるといふこととされております。

これらの法改正に基づきましての影響というご質問でございますが、財政基盤強化策の恒久化におきましては、保険料軽減の対象となる低所得者に応じた市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する財政支援として公費200億円を恒久化することとしておりますので、厳しい経営をしております市町村国保の財政運営に関する支援といたしましては、有効な措置ではないかと考えております。

また、財政運営の都道府県単位化の推進につきましては、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担する事業をすべての医療費に拡大することによる保険料の負担という形が懸念されると思います。財政調整機能の強化では、定率国庫負担を34%から32%に2%引き下げ、都道府県調整交付金を2%引き上げることで、医療水準や所得水準の不均衡調整や地域の特別事情への対応としていますが、国の24年度当初予算における医療給付費等総額を約1兆1,000億円と想定した試算によるもので、今後の後期高齢者医療制度との関連や高度医療の増加傾向など、医療給付費の伸び方によっては厳しい状況も想定されるのではないかと考えられます。

以上です。

○3番（石井芳清君） ちょっと難しい話が続きまして、なかなか理解しがたいんですけども、1つは、町長が先般発言されました国保の負担軽減策の一つとして、広域化ということを支援されたというふうに記憶しております。では、果たして広域化というものがそうなのかというふうに思うんですね。

今、担当のほうからも幾つか懸念材料があったわけでありましてけれども、もともこの国保、なぜこれだけ高くなったかというのは、申し上げておりますけれども、1つは、国保総収入に占める国庫の支出金の割合、これが厚生労働省保険局の事業年報をもとにした推計では198

0年度は57.5%あったと。ところが、どんどん引き下がって2010年度は25.6%しかない。この数値の持ち方はあるんですけども、それで今度どうなるかという、先ほど課長からも説明がありましたとおり、県に変わるかもわかりませんが、国自体は32パーセント下げるということで、明確に下げ基調なわけですね。

もう一つ問題がありまして、それは産業世代構成の問題だと思うんですね。これも国保の世帯主の就業構成の変化ということなんですけれども、1965年当時は、農林水産業と自営業で約67%、7割近い方が占めておった。被用者その他無職というのはわずかだったわけですね。ところが、厚労省の資料ですと、2010年度には、農林水産業と自営業で18.6%、約2割、大幅に減っていると。被用者、いわゆるこれは臨時雇用、派遣、そういう方々が多分含まれるんだろうなと思うんですけども、それから無職の方々ということで、国が下げたこととやはり日本の国づくりそのもののゆがみと申しましょか、少子化ということもあろうと思いますけれども、少子化よりも、私は、就職そのものがないということが一番大きいと思うんですね。先ほどの高校の問題も全く同じだと思うんですね。でありますから、じゃ、こうしたものが解決できるのかという、先ほどのご説明はわかりづかったんですけども、これは県に押しつけてしまうのかなと。

もう一つ懸念されるのは、そうした中で、市町村、これは先ほどいろんな世代間含めて、いろんな特徴がそれぞれの町にあるわけだと思うんですね。そうした独自の施策というものがされるのかと。そういうものがないとどうなるかといいますと、例えば今、収納率、これも全国でたしか9割を切っているというふうに理解しております。現実的には、余りにも高い国保料のための滞納世帯数、それに対する短期証、そしてまた資格証明証の発行と。短期はそれでも一応3割負担で受けられるわけですけども、資格証の場合は後払いですよ、たしか。ですから、その場で10割の負担をしないと医療を受けられない。この辺は町もこの間、努力をさせていただいて、他町より税務相談などをしていただきながら対応をとっていただいているのはよく承知しているわけでありまして、そうしますと今度完全な事務だけになりますので、賦課するのと徴収するだけだというふうになりかねないと思うんですね。そうすると、特にこの地域は先ほどから言っているとおり職がありません、高齢者に対しても職がないのが実態じゃないでしょうか。シルバー人材センターもまだ設置できていないのが実態でございますので、そうした場合に、勢い無保険にならざるを得ないということが類推できると思うんですね。これは、まだ制度実施までは、法としては通ったようでございますけれども、時間があるようでございます。

これについては、知事会のほうも国に対する財政措置の要望というのを、部会をつくって要望しているというのも承知をしております。ぜひこの辺も町といたしましても、やはり安心してかかれる皆保険制度、この構築のために引き続き努力をしていただきたいというふうに思うわけですが、これはこの辺でとめておきたいというふうに思います。

最後にちょっと聞きたいのは、本年度の国保の税率ですね。先般、協議会が開かれたというふうに聞いておりますけれども、今日の議案を見ますと、税の改定に係る部分の案は出されておらないと。7月ごろの臨時会で提案されたことも過去にはあるわけでありましてけれども、本年度の負担状況、税率の変更はあるのかどうかについて、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 6月4日に国保運営協議会が開催されまして、そのときにご報告させていただきましたのは、23年度決算見込みで繰越金等を含めまして5,400万円の基金財源が確保できる見込みとなっております。それは、とりもなおさず議会のご承認をいただきました3,000万円という法定外繰越金をそのまま使わずに運営できたという状況から見ますと、現状では、特に保険料の値上げということについては今回は据え置いたらどうかということでご説明はさせていただいたところでございます。

○3番（石井芳清君） 税率の変更はなしということで……。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 今年度の国保税ということで、今、多賀課長のほうからお話がありましたとおり、税率についての改正は予定しておりません。

給付費の伸びが想定されるという中ではございますけれども、先ほどお話がありましたとおり、見込みを上回る繰越金と基金の状況を踏まえまして協議をさせていただきまして、本年度において負担を追加いただかなくても会計が運営できるものということといたした次第でございます。

以上です。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

では、戻りますけれども、今後広域化に対する、町としても適切な国保運営、特に安心できる国保というのは大事な問題だと思いますので、それに対して、町長でよろしいでしょうか、町のお考えがあれば示していただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国保の広域化につきましては、県町村会から国への要望を以前してご

ございますが、これはあくまでも目的は、国保財政経営の安定化ということで趣旨がございますので、やはりそういうことに、今ご指摘いろいろされましたけれども、それに反する状況がありまして、やはりいろいろな意味でこれは検討していかなくちゃいけませんので、町民の皆さんの立場といたしますか、状況が一番大事でございますので、その辺を充分考慮して検討していきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

国保でありますけれども、これはほかの保険に入れないという面では、先ほど申しましたけれども、皆保険制度でありますし、憲法25条がその規範にはあるというふうに理解をしております。

税の使用について幾つか意見がありますけれども、もともと税というのは、公平な分担、富の再配分が税の原則だというふうに理解しております。当然、農業者とか商業者も税を払ってございます。サラリーマンも当然払っていると思っておりますけれども、そういう観点でございますので、やはり緊急避難措置も含めて、引き続き対応を求めたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

次に、津波対策、防災について伺いたいと思っております。特に夏季の観光シーズンへの対応ということで、先日もいろいろ質疑があったわけでありまして、さまざまな観点からですので、いま一つわかりづらい部分がありますので、特に昨年と今年の違いも含めて、簡単にもう一度説明をいただければと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 夏季シーズンの対応というご質問であります。夏季シーズンにつきましては、昨年は海開き、プール開きを利用して、津波災害を想定した海水浴客や監視員、海岸売店の就業者の避難訓練を実施しました。

本年につきましては、津波災害に備え、協定を締結している津波一時避難ビルへの避難訓練、避難誘導訓練を実施する予定であります。対象者につきましては昨年と同様で、海水浴客や監視員、海岸売店の就業者。監視員の避難誘導につきましては、制限時間を設け、その後は優先避難者となるものであります。具体的な内容としましては、7月14日10時半に震度5強の地震発生というような想定の中で訓練を考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○3番（石井芳清君） 7月14日、震度5強ということで、昨年と大体同様の内容の避難訓練をされるということで理解をいたしました。

細かいのは先日も行われたんですけれども、新たな部分で幾つか提案と確認をしたいという

ふうに思います。

特に観光客というのは町外の方々でございます。当然リピーターもでございますので、昨年参加された方も今年もいるのかなというふうには思いますが、現実的には大分少ないのではないかとこのように思うわけでありまして。そうした場合に、こうした町外の方々に防災情報をどう発信するのかというのは、私は大変大事な課題だというふうに思うんですね。

そういう面では、きのうも提案ございましたけれども、情報提供の手段といたしますと、インターネットを活用するというのが最も効果的であるというふうに理解しております。特に、この4月からツイッターでの活用が始まったというふうに聞いております。このツイッターは、一般広報、それから観光情報のたしか今、2チャンネルあるように理解しております。これは何回か見させていただいておりますけれども、特にこの間、防災安全情報については、出されておったのかなというのはよくわからないんですけれども、私自身はちょっと確認はできておらないんですけれども、やはり防災安全情報、国のほうもこのツイッターの活用を推奨しておりますので、ぜひ防災関係、こうしたものもツイッターの利用をしていただきたいと思います。これについて、まず答弁いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 災害時の情報伝達手段として、ツイッターの導入についてのご質問と思っておりますけれども、町では今回の震災を教訓にし、情報伝達手段の充実に現在努めておるところであります。ご質問の町外からの来訪者向けの情報手段といたしましては、現在、まずはエリアメールの導入について、具体的な作業に入っております。夏季シーズンまでには導入ができるのではないかとこのことで今進めてございまして、これが導入できると、配信可能な項目としましては15種類の情報が流せるということになります。主なものを申し上げますと、津波警報であるとか避難勧告、避難指示、また土砂災害警報情報などが流されるようになります。ツイッター等につきましては、これはiPadが導入できましたので、これを使えば瞬時にその情報を伝達できますので、そういったことも今後検討してまいりたいと考えます。

○3番（石井芳清君） 具体的な中身に移りたいと思っておりますけれども、これは御宿町のホームページなんですね。ご覧になられている方もいらっしゃると思っておりますけれども、この中で、一般的には町外の方は、「安全・安心」、ここをクリックされると思うんですね。ここをクリックされると今どういうものが出てくるかと申しますと、これが「安全・安心」で、ちょっと見えないかと思っておりますけれども、御宿町地震ハザードマップ、災害に備えた飲料水の確保について、あと全国避難者情報システム、そんなところですね。

それから、担当が総務課だと思いますので、総務課のページというのもまた見られるわけですが、総務課のページを見ますと、御宿町津波ハザードマップ、土砂災害危険箇所、災害に備えた飲料水の確保についてというふうになっていると思うんです。

ちょっと注意していただきたいのは、これは「安全・安心」なんですけれども、例えば今申し上げました、これは新しいと思うんですけれども、御宿町津波ハザードマップというのが最近つくられたと思いますが、これが「安全・安心」のページに載っていないんですよ。そういうことも踏まえて、やはりこの辺はもう少しきちんと一元化する必要があると思うんですね。これはどうしても条例に基づいて各課ごとの対応、だから手続上では間違いないと思うんですけれども、ただ、そのために「総合サービス案内」というところをつくって、「暮らし・手続き」、「福祉・健康」、「子育て・教育」、「安全・安心」、「町の紹介」というふうになっているんですね。だから、これはここでまとめて当然見られるわけですから、ここで一元管理をします。

それで、「安全・安心」なんですけれども、それは確かにいろいろな項目があるんですけれども、その中で、やはり地震災害等は一番大事な問題であると思いますので、その辺をもう少し見やすくというんですか、すぐにその情報にたどり着く、そういうふうにするべきだと思うんです。

ちなみに、この津波ハザードマップ、ちょっと印刷できなかつたので持ってこなかつたんですけれども、地図が出るんですけれども、その地図は、要するにパソコンじゃないと表示できないというプログラム形式になっているんですね。しかも、機種が限られているということです。それで、今のスマートフォンとかタブレットとかということも、高齢者含めて大変利活用されていると。御宿町もたくさんの方、職員の方もたくさん利用されているというふうに理解しておりますけれども、そうした簡易型のもの、それから地デジテレビも今、インターネットを受信できますから、簡易のブラウザといいたいまいしょうか、表示システムなどで、こうした高機能のプログラムは実施できないんですね。ですから、せっかく御宿町に来て、じゃ、津波ハザードマップはどうなっているの、緊急の場合どこに逃げたらいいのといっても、こういうスマートフォンなんかでは見られないんです。これは、やはり早急に対応をとっていただきたいというふうに思うんですね。

それから、もう一つなんですけれども、御宿町のホームページなんですけれども、400周年とか、イベントがトップで画像表示されているのが実態だと思います。総合計画の中で、こうした施策を進める上においても、やはり防災問題、安心・安全というのが町づくりの基本だと

いうことを、町長はきのうおっしゃられましたよね。

5月の末には、マグニチュード8クラスの400年周期の地震、この房総沖で発生するということも報道されているわけじゃありませんか。観光業者は、これでせつかくの夏、水を差されたという声が聞こえておりますよ。じゃ、そういうものにどう対応するのかといたら、やはりそういう防災の町づくり、実際はしっかりやっていると思うんですよね。先般の高山田の土砂災害ですか、これは全国レベルの避難想定訓練だったと聞いておりますけれども、担当に伺いますと非常に内容のいい避難訓練ということで、県から国への報告の一つの事例となったということだそうですね。そういうことも伺っておるわけでありませう。

それから、申すまでもなく、御宿町というのは400周年ですね。なぜ400周年なのかと、やはりここをきちんと出す必要があるんじゃないですか。海難救援、救助の町400年、その町じゃないですか。それからライフセービング大会、これも全国大会ですか、今年やられるというふうに伺っております。

こうしたものを含めまして、御宿町はきちんと取り組んでいるということも、文字も含めて、やはり映像で、写真でもいいですから、もっと大きく表示したらどうなんですか。町民の避難訓練なんかも本当に一生懸命やっているじゃないですか。そういうものが、これからじゃ見えてこないんですよ。そこをやはり町として打ち出すと。防災の礎って行政でしょう。町民の財産と命を守るのが責務ですよ、町長。これは就任当初、私、確認をさせていただきましたけれども、であるならば、やはりこのところをまず充実すると。

で、やっていないものを書くわけじゃないんですよ。歴史と伝統、そして現在の本当に躍動的な取り組みをやっているじゃないですか。真剣な取り組みをやっているじゃないですか、町民と一緒に。そうしたものをきちんと反映させると、それが観光への一番安心・安全の情報発信になるんじゃないですか。この房総地域、どこに行こうかと。海水浴場はたくさんありますけれども、じゃ、御宿町を選ぼうとなるんじゃないですか。まず、その町の基本姿勢というのを私は正すべきだというふうに思うんですけれども、ここについてはいかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 防災情報について検索しづらいというようなご指摘でございますけれども、これにつきましては、企画財政課のほうから毎月のようにその内容の精査であるとか改善について通知をもらっておるところであります。5月にも、先ほどご指摘のありました津波ハザードマップについて、トップページに載せたというところで改善はしたんでありますが、まだ議員ご指摘のように、町外の方からの検索にあたってはなかなか難しいんじゃないか

というご指摘でありますので、今後、早急な改善に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

あと、町の防災訓練であるとか、そういったタイムリーな情報の伝達につきましては、町長からも再三そのような指導を受けておりました、4月から広報の中に、防災、見開きでそのページを確保しておりました、6月号でその訓練等については情報を出させていただくということになっております。また、これにつきましては、町の広報、ホームページからも閲覧ができるということになっていきますので、そのようなことで今後も進めてまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 町のほうには載っているんですね、さまざま。ところが、それは広報を見ないとわからないわけですよ。それは別に悪いわけじゃないですが、それは町民向けなんですよね。確かにPDFでは載っているわけですけども、その辺のところは、例えば避難訓練の様なんかも広報はありますけれども、御宿町は残念ながら今、白黒ですよ。原稿はカラーで撮っていると思うんですよ。そこのページだけ抜き出して、防災のところこういう訓練をやりますと、また7月についても昨年度のを引きながら今年もやりますよというようなことをできるんじゃないですか。

今年、パソコンを買うんじゃないですか、たしか全部新しくするわけですよ。間もなく導入されるということも聞いております。そうすれば、全部パソコンとしては必要な能力があるというふうに思いますので、せつかく整備されるんですから、そういうものをきちんと使う。今まではなかなかソフト的に対応できなかったというのも聞いておりますから、私はやむなしと思うんですけども、せつかく町民のお金を使って整備されるわけですから、それを有効に活用されるということが大事だと思います。いま一度、それは大変だと思うんですけども、やはりこの夏をどう迎えていくのかということでは、行政としての構えだと思いますので、それは早く構築される必要があるというふうに思うんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 石井議員のご質問でデジタル化ということでございますが、3月11日以降の観光パンフレットについては、すべて避難所、一時避難所等が掲載されております。また、その間、やはり各案内所それぞれ、これは海水浴場に限ってですが、海水浴場のエリアとしては、浜、中央、岩和田という3つのエリアがございますので、それぞれのエリアごとに避難所等の周知用の地図等を昨年も掲載してありますが、引き続きそういった形で掲載していきたいと思っています。また、ガイドブックの中には、常に観光協会のほうにお願いしてありますが、食堂マップ等々には避難所の位置を載せてありますので、一定のデジタルの

中でPDF化されていますので、来た方たちが利用できるような状態になっていますのでご理解いただきたいと思います。

○3番（石井芳清君） 5月に掲載された津波ハザードマップでも、私も近隣を幾つかわかる範囲で調べましたけれども、非常にわかりやすい丁寧なものになっております。太平洋に隣接した自治体でも、まだこのハザードマップのきちんとしたものが掲載されていないような自治体も、全部カンイしているわけじゃありませんけれども、ちょっと探してこられたという面を含めましても、検索の簡易性を含めて、そういう面では御宿町はかなり進んでいるというふうに思いますので、いま一度の努力を求めたいと思います。

次に移ります。指定ごみ袋制の移行について伺います。

既に説明会が開催されているというふうには思いますが、実施状況と参加者数、主な質問、そして10月1日には完全実施という計画だというふうに理解しておりますが、それに向けて町民理解の浸透度をどのように考えておるのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、指定ごみ袋制度住民説明会の状況についてお話ししたいと思います。

11日の須賀地区から始まりまして、昨日の実谷七本地区まで住民説明会を6回開催いたしました。約210人の参加をいただいております。世帯を代表していると考えますと、210世帯の方に聞いていただいているというような形になるかと思われまます。本日よりあと4地区を残して住民説明会を引き続き開催したいと思います。

主な質問内容につきましては、まず、指定ごみ袋の使用方法、例えばレジ袋に小分けに入れてよいのか、袋のままポリバケツで出してよいのかと、そういった質問から、通行者が放置するポイ捨てごみ対策、さらに別荘の方に対する周知について、カラスや動物対策について、また、これまでの町民清掃用の袋の配布は今後どうなるのか、そういった質問のほかにも、従来からの分別方法につきましても多くの質問がございました。

それから、理解の浸透度ということがございますけれども、説明会にご出席いただいた皆様には、一定のご理解はいただけたと思っておりますけれども、説明会によりまして、先ほどの多かった質問等、まだまだ整理する必要があると思っております。整理した上で、再度、環境ニュース、それから周知看板等で周知を行っていきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。6回で210名、実質は210世帯ほどが参加されたということで理解をいたしました。

しかし、これはあと4地区ということで、かなりまだ少ない。それに、私、思うんですけれども、要するに目的を限定した説明会でございますので、来ていただく方というのは非常に意識が高い方、もともと日ごろから協力をいただいている方だというふうに思うんですね。でありますので、今、課長が報告されましたような質問が当然出てくるということだろうと思うんです。

問題は、これから先だと思うんです。確かに整理して、再度説明をするということなんですけれども、これは本当に大きな制度改革になると思うんですよね。きのうも質問ありましたけれども、じゃ、すぐ広域になるかということでもないわけですよね。当面、町が単独で行う。たしか収集については、引き続き広域後も町が単独で行うというような協議内容だというふうにも伺っております。もともとパッカーというのは、入れた段階で全部一緒くたになってしまいますから、なぜごみ袋制にするのかということもこの間、議論のあったところだと思います。

そういうのもあるんですが、条例として決まったという中で、どう具体的に100%にしていくかということなんですけれども、現実的には、私は、今年度いっぱいはおかかってしまうんじゃないかと思うんですね。そうした中で、町民の協力をどう得ていくかということが、私は大事な課題だと思うんです。

今、ごみの収集場所、いろいろあるわけでありましてけれども、都会ではその場所を決めるのも大変大きな問題で、半年ごととか1年ごとに場所を移動させるということもあるようでございます。区長会の皆様のご協力も当然いただかなくちゃいけないとは思いますが、区長会も今は福祉関係のことだけでももう手いっぱいなのが実態だと思います。

そうした中で、現実的にはごみ収集場の近くの方々に、その辺のご協力をいただくというのが一番手っ取り早いのではないかなと思うんですね。この場合も、ただ単にお願いだけではなくて、やはりそれに対する一定の報酬と申しませうか、政策誘導が当然必要だろうと思うんです。

例えば、指定袋を幾つかそこに置いていただいて、もし指定袋で入っていなかった場合は、その方と相談して、それに入れていただいて、次はきちんと指定袋にさせていただくということでも構わないと思うんです。不法投棄された場合についても、特定するという説明がありましたけれども、私はこれはなかなか難しいと思うんですよね。御宿町は観光の町ですから、ごみを長時間路上にさらしておくということは、やはり環境の町ですよね、町長ね。そういう町としては、私はこれはなじまないと思いますので、その辺の柔軟性を持ちながら対応をとる必要があると思いますが、それについて、あと1分程度なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 石井議員のご指摘のとおり、まず町民の皆さん個々のご協力が必要だと思います。その次には、集積場周辺の排出者の方のグループといたしますか、そういった単位でのご協力が必要だと思われま。さらに、区全体でもご協力をいただきながら、ある意味、先ほどの柔軟的に、発生した状況に対して個別に検討しながら対応していきたいと思。いますのでよろしくお願。いいたします。

○3番（石井芳清君） 時間となりましたので、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、3番、石井芳清君の一般質問を終了します。  
ここで10分間休憩します。

（午前11時21分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 大地議員がおくれておりましたけれども、出席しておりますので、本日の出席議員は12名です。

日程第2、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、報告第1号 平成23年度御宿町繰越明許費繰越計算書について、ご報告いたします。

かがみをめくり繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、平成24年第1回定例会にてご承認いただきました繰越明許費と同様であり、契約額や財源を踏まえ、繰越手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

2款総務費でございますが、町有地補修事業につきましては、天の守地先の町有地における

谷津の部分の土砂の崩落が発生していることから修復するもので、6月下旬を目途に完了を予定しております。繰越額は4200万円で、財源につきましては一般財源を充当しております。

旧御宿高校跡地購入事業につきましては、旧御宿高校跡地を購入するものであり、県において地価変動等による鑑定額の見直しがなされ、5月29日に購入額3,708万円で県との仮契約を締結しており、この後、本契約にかかわる財産取得の議案の承認をお願いするものでございます。

消防防災通信基盤整備事業につきましては、国の第3次補正予算の採択を受け、災害対策としてデジタル簡易型無線機を消防車、各避難所、自主防災会等に配備するもので、5月末に事業が完了しております。繰越額は208万9,500円で、財源につきましては国庫財源を伴う県支出金69万6,000円を充当しております。

10款災害復旧費の土木施設災害復旧費につきましては、昨年10月の大雨により上布施立山地先の道路路肩が崩壊したことに伴う復旧工事であり、水田の耕作期間と重複することから、9月末を完成予定としております。繰越額は91万3,500円で、財源については国庫支出金60万9,000円、町債30万円を充当しております。

以上、繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

---

### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 報告第2号 平成23年度御宿町事故繰越し繰越計算書について、ご報告申し上げます。

かがみをめぐり事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越をするものであり、繰越明許費と同様、契約額や財源を踏まえ、繰越手続を行いましたので、報告するものでございます。

3款民生費ですが、子ども手当システム改修事業につきましては、3月議会にて改修委託にかかわる補正予算の承認をいただいているところでございますが、国の制度法案の成立が年

度末になり、明確な指針が示されなかったため、システム構築において基幹系システムとの連携に期間を要することから、事故繰越を行ったものです。繰越額は605万520円であり、財源につきましては国庫財源を伴う県支出金を充当しております。

以上、事故繰越繰越計算書についてご報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、報告第2号を終了いたします。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

大竹税務住民課長より議案の説明を求めます。

大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） それでは、議案第1号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、御宿町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成24年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

震災特例法の一部を改正する法律、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布され、地方税の関係法令が整備されたため、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例や、土地の評価額の時点修正などの特例措置の期限延長、住宅用地の負担水準の据え置き措置の特例の延長、見直しなどでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

1ページの第36条の2につきましては、町民税について、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除対象に寡婦控除が加えられたため、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものについて、確定申告手続の簡素化としてその提出を不要とする改正を行うものでございます。

第54条第7項につきましては、固定資産税の家屋の附帯設備に関する地方税法施行規則の改正により、引用条文を改正するものでございます。

2ページ、附則第10条の2につきましては、第1項では公共下水道を利用する事業者が設

置する除害施設について、また第2項では、特定都市河川の雨水貯留浸透施設の償却資産に係る課税標準額について、地域決定型地方税制特例措置の導入によりまして、地方税法で規定する参酌すべき基準に基づき条例で定めることとされたことから、その規定を追加いたしまして、それぞれ4分の3、3分の2と規定するものでございます。

附則第10条の2の追加によりまして、第10条の2を第10条の3とし、同条第7項、第8項につきましては、高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税の減額について、地方税法施行規則の改正により引用条文を改正するものでございます。

3ページに移りまして、附則第11条につきましては、附則第14条までの固定資産税の特例に関する用語の意義を定めるものでございますが、これを平成26年度まで延長するための改正及び地方税法附則の改正により引用条文を改正するものでございます。また、附則第11条の2につきましては、地価の下落等を反映させる時点修正の特例を平成25年度、26年度においても行うための改正でございます。

次に、4ページから6ページまでの附則第12条及び第13条は、宅地等に係る負担水準について定めるものですが、その期間を平成26年度まで延長する改正です。この中で住宅用地につきましては、附則において経過措置として定められ、負担水準を10分の8から10分の9に引き上げ、その期間を25年度までとする改正でございます。

7ページですが、附則第15条は、特別土地保有税の課税標準額について、附則第12条の宅地等に関する負担水準の特例を26年度まで延長する改正、また、特別土地保有税の課税標準額について、課税標準となるべき価格の2分の1の額とする特例も平成27年3月31日まで延長し、また引用条文について整理をするものでございます。

附則第21条の2は、特定移行一般社団法人等が平成20年12月1日以前から設置する幼稚園、図書館などの固定資産について、非課税措置の特例を受けようとする場合についての規定を追加するものでございます。

8ページになりますが、附則第22条の2は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6の規定により、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、譲渡期限を延長するものです。東日本大震災において居住用家屋が滅失した場合について、その敷地についての譲渡期限をこれまで東日本大震災から3年を経過した12月31日までとしていたものを、7年を経過した12月31日まで期間を延長するものでございます。

9ページになりますが、附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除につ

いて、震災特例法の規定の適用を受けた場合の特例措置を設けるものでございます。

第1項につきましては、地方税法附則の改正により引用条文を改正するものです。また、第2項については、東日本大震災により有していた自己の居住用家屋が滅失等し、また居住者が住宅の再取得等をした場合について、滅失した日の属する年にこの再取得等についての新規住宅借入金等を有する場合につきましては、所得税額の特別控除において、なお滅失等した家屋の住宅借入金がある場合は、それぞれの特例による税額控除額の合計額を控除額とする規定を追加するものでございます。

同じく、自己の居住用家屋が居住できなくなった居住者が、住宅の新築、取得、増改築等をし、平成25年12月31日までに居住した場合について、住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除について、年末残高の限度額及び控除率により算定する特例措置を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1条で、この条例は平成24年4月1日から施行すること、また、寡婦控除の申告不要につきましては、26年1月1日から施行し、26年度以降の町民税に適用することとしました。

また、附則第2条第2項で、東日本大震災に係る住宅借入金等の特別税額控除につきましては、24年度以降の町民税について適用することとしております。以降も経過措置についてを定めるものでございます。

第3条では、改正条例の固定資産に係る部分は、24年度以後から適用することとした中で、第2項では、公共下水道を利用する事業者が設置する除害施設、第3項では、特定都市河川の雨水貯留浸透施設の償却資産について、両方とも25年度からの固定資産税に適用することとしております。

第4項では、宅地等の負担水準についての住宅用地に関する規定について、負担水準を10分の8から10分の9に引き上げ、25年度まで延長するものでございます。

第5項につきましては、免税点の適用特例及び特別土地保有税の課税について、住宅用地の負担水準の読みかえを適用する25年度までの経過措置を定めたものでございます。

なお、本議案の資料といたしまして、税条例改正の主な内容ということで、資料のほうを添付させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

地税法の改正ということであると理解しておりますが、ただいま丁寧な説明を受けたわけ  
ありますけれども、この改正に伴う御宿町の影響額というのは、具体的にどのようになるか示  
していただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 今回の改正につきましては、これまでの特例期間の延長とい  
うものが主なものでございますけれども、一部、住宅用地等の負担水準につきまして、10分  
の8から10分の9ということで今回改正をされてございます。これにつきましては、土地の  
固定資産税につきましては、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やか  
なものとなるようにということで、課税標準額について徐々に是正するような措置が講じられ  
ております。これが10分の8から10分の9という負担水準に変わるわけですが、こ  
ちらにつきましては、近年の土地の価格の下落等によりまして、上昇を抑える調整の対象とな  
る土地については減少しているものと思われる状況でございます。

今回の改正の中で、住宅用地につきまして、この8割から9割に改定することによる税額へ  
の影響につきましては、20万円に満たない額ということでとらえてございます。本年度につ  
きましては、家屋の評価替えの年にも当たっておりまして、また土地も下落している中では、  
昨年度より大幅に負担の増えた納税者はいないのではないかとこのふうには考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今回の改正は、控除による申告の省略など、一部住民に利するところがあると思えます。  
また、特例についてでありますけれども、今説明にありましたが、もともとなぜこの特例がで  
きたかというところが大変重大な問題だろうというふうに思うんですね。たしか私の記憶によ  
りますと、1992年ですか、その当時評価替えということで、評価額を公示価格に近づける  
ということで、当時たしか公示価格の二、三割程度を税額としておったというふうに理解して  
おりますが、そこから一気に7割水準まで上げるという改定がされた。ただ、その場合に、  
今、おっしゃられたとおりにだと思えますが、大幅な税額の上昇ということで激変緩和の負担調  
整措置がとられたというのが、この特例の中身だというふうに理解しております。

ところが、現実的には今おっしゃられたとおりに、地価公示価格、これは下落傾向にあると  
いうことであります。御宿町も今の説明でありますと下落傾向ということで、現実的には率と  
しては上がるということでの説明でありますけれども、実質負担は、全体で御宿町そのもの  
で固定資産税で20万円プラスということですね、20万円というのは。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○3番(石井芳清君) 上がるということですね。20万円増ということのようでございます。やはり収入が変わらない、もしくは下がっていく中において、もしくは全く収入がない家庭も当然あるわけなんですね、高齢者の家庭とか年金生活者はそうでありますから、ですから、それからまた、最近解雇になったということも含めまして、やはりこれは大きな問題だろうなというふうに思うわけであります。

これに対して、もう一つお伺いしたいのは、どの程度下落をしてきたのかということについて、もし資料があれば、今年評価替えということですがけれども、それも今現時点ではマイナス傾向であるということによろしいのでしょうか。それについて、再度確認をしたいと思います。

○議長(中村俊六郎君) 大竹税務住民課長。

○税務住民課長(大竹伸弘君) 土地につきましては、昨年23年度から1.9%程度の減ということにとらえてございます。

また、家屋の評価替えの年でございますので、家屋につきましては、木造で1%、それから木造以外の建物で4%減ということにとらえております。

○議長(中村俊六郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

(午前11時53分)

---

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時58分)

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

大竹税務住民課長より議案の説明を求めます。

大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） それでは、議案第2号についてご説明を申し上げます。

本案は、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定より承認をお願いするものでございます。

条例改正の内容につきましては、東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地について、譲渡期限を延長する特例を設けるものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

附則に第15項を追加するものでございます。

内容につきましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6の規定によりまして、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合において、その家屋の敷地の譲渡期限について、災害の発生した日から3年を経過する日の属する12月31日までとしているものを、7年を経過する日の属する12月31日までと延長するものでございます。

附則といたしまして、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に関して譲渡期限の延長の特例ということですが、必要な措置とは思いますが、本町について該当についてはどうですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 本町におきましては、実際に被災地の土地を譲渡されたかということとはまた別にいたしまして、該当となる可能性のある方が2世帯いらっしゃるということで把握をしております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明をお願いします。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議案第3号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本議案は、3月定例会にてご承認いただきました旧御宿高校の購入について、5月29日に県との仮契約をいたしましたので、本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案についてご説明いたします。

取得する財産は、土地については久保字北亀ノ越1473番の4外7筆、合計地積で5万9,775平米、建物は久保字廉ノ輪1528番に所在します鉄筋コンクリートづくり4階建て校舎外9棟、延床面積7,325.06平米でございます。

契約の相手方は、千葉市中央区市場町1-1、千葉県知事鈴木栄治。

取得価格は3,708万円です。

取得理由は、取得用地は高台に位置し、広大な面積を有していることから、有事の際の住民の避難所や仮設住宅の設置場所、災害救援物資受け入れのヘリポートなど、防災施設の用途として活用するためと、平時には住民のコミュニティ施設としての活用や、一部を民間誘致施設として活用することで、定住化対策や地域経済への波及効果、雇用対策も含め、地域の活性化を図る目的で取得するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

3号議案について、確認の意味を含めて数点質問させていただきます。

この議案は、言葉はよくないんですけども、死んだ子が生き返ったような議案だと思っています。先の6月、去年6月の議会で修正され、予算案が削除された案件です。2,560円で当時出されておりましたけれども、今回は3,708万円ということですけども、この差額1,148万円を学園が負担してくれるという説明を受けていますけれども、当然この契約が終わって、学園とのもし契約ができるなら、契約をした後の話だと思うんですけども、現実的にそういう覚書とか仮約束とか、ただの言葉だけなのか。これについてどういう形で担保してあるのか、とりあえず。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） お答えします。

学園側との話の中では、公的に3分の1の減額を受けた場合とそうでない場合の差があります。今回3,708万円にそれが下がっていますので、その3分の1が3,840万円と2,560万円の差より多少縮まるという認識がございます。

もう一点は、契約の中でそれをうたっていきたいというふうに考えております。もしくは覚書の中で交わっていきたいというふうに考えております。

これについてはもともと向こう側からの提案で、その差額については5年間で分割で支払っていきたいという申し入れがございます。これについては、今回の契約事項の中で確認していきたいというふうに考えています。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 以前に、一括でもらったらどうかという提案してありますけれども、その辺は協議したのかということと、これは全く公的な機関、行政ですね、それと民間機関との本当の口約束ですけども、例えば覚書でも仮契約でも、そういうものがなされていないのかと。全く信用していないとかそういう意味じゃなくて、こういうことがあるということは、行政の仕事として、今後口頭で事後の話ができるという一例になっていくと。

例えば一千何百万円の話も、じゃ約束するよと、そういう中で契約が進んでいくと、話が進んでいくという中で、普通民間だったら仮契約とか覚書とか、判こ押してもらおうとか、そうい

う形態が普通の僕らが承知している契約事項だと思うんですけども、そういう中で、まずその提案の関係ですね。

それから2点ですけども、それともう一つは、判然としないのは、この3分の1を減免を受けるという形で2,560万円の購入をした場合、御宿町は直接公用、あるいは公共的に使用するという千葉県との契約条項がある中で、前回の6月のときはそういう提案だったということは、民間に貸し出すことはできないと、町が直接事業を行う形でなかったらできないということは、石井議員が前にも何回か確認して、白鳥議員も確認していると思うんですけども、実際にそういうことだったかというのをまず確認したい。この3点。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 覚書等を結んでおいたほうが、口頭じゃなくてということでございますが、実際に町の所有になった段階がその時点だというふうに思います。まだ今は仮契約の時点ですから、正式には議会の議決を得て、県に通知をして、納付をして町の取得となるということになりますので、それから学園などとの契約の中で、その事項についてはうたっ  
ていきたい、取り交わしていきたいというふうに考えております。

それと、去年の6月の確認ということでご質問ですが、10年間は町が直接公用に使うんだということ、その場合、部分的に例えば大学とか、そういうところに貸していいのかということも照会いたしました。それについては、一定の期間、特定の大学に貸すとか、民間に貸すということは、公的、公用で町が直接買うんだということではないということ、該当にならないということでございました。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。

結局、6月に提案した状態では、全く町で全部運用、利用していくしかないということ、当時の議会の話なんですけれども、そういう質問も出ています。というのは、伊藤議員が、要するにひもつきの2,560万円じゃなくて、自由に使える形の、1,000万円高くても、それのほうが利用価値があるんじゃないかと。私も新井議員も、たしかそういう形で町長室でお話ししてあったと思うんですけども、そういう中で、先ほどの話に戻りますけれども、僕は契約が終わってからという話は承知していると言っていますけれども、世の中には仮契約とか覚書とか、そういうものが存在するんですよ。

だから、私の言っているのは、行政がこれを一つの例としてやれば、もうそういう形で、課長、そういう話だからといって、1,000万円単位の話が、内々の話ができるんです。

それで話が進んでいくことも可能だということですよ。信頼関係があるとかないとか、そんな深い関係はわかりませんが、やっぱりそこにはそういう日本古来の形式があると。

先ほど石井議員が随契の話もしていましたけれども、それは後に回しますけれども、そういうものがある中で、僕ら議会としては一括でもらえと、そんなもの分割でもらう必要はないし、なぜ分割なんていう話がそこへ出てくるのか。町は一括で払うんでしょう。5年の月賦で払うなら、それは構わないけれども、町は一括で払って、向こうも相手が持つという中で、相手が年賦にする理由は1つもない。負担するからという話がある中で、そうしたほうが理屈が通るんじゃないかということと、そういう中で全く特例排除して、3分の1をやめて、1,000万円高くして買うという形になった今の状態がベストだと思っています。

そういう中で、去年の6月に説明された話にちょっと疑問を感じているんですけども、判然としないのは、言っていることと、現実にあの場で修正が通って、幸いなことにこういう形になったけれども、全くそのときそういう形でいけば、公用に資するしかなかったというのなら、中央高等学院ですか、これに対してどういうアプローチがあったのか、してきたのか。どういう対応をしたのか、ちょっと不明になってくるんですけども、平成23年2月に、これはあなたがつくったやつですからね。中央学院が来庁して、旧御宿高校の活用について申し入れたあったと。この申し入れ内容と、もう一つは、同じ年の23年7月に中央学院からまた改めて申し入れがあったと。この2点の申し入れの内容をお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 何で5年なのかと、1回というご提案もあったけれども、その辺についての考えはどうかという、まず1点目のご質問ですけども、相手側から町に、また説明会の中でも多分そういう説明をしていると思うんですが、分割でその差額については納めたいという話でございます。意図的なところについては、まだ明確にはわかりませんが、今契約の中で、やはり町も町の不利益にならないような条項について、顧問弁護士を通じて協議していますが、相手側もやっぱりそこに投資すると、一定の改築等もやるので、町の都合によって一たんそれを打ち切るとか、そういうことについては、その辺も踏まえて5年という期間をつけたのかというような推察もいたします。これはあくまで推察ですので、今ご意見があるので、1回で納入できないかどうかについては、交渉をしてみたいと思っております。

以前、議会の議員協議会でも説明しましたが、23年2月に町のほうに初めてこういう計画というか、自分たちが考えていると、旧御宿高校を使って学校法人を設立したいという申し入れがございました。詳しい内容についてはまた知らせるという中で、一定の、軽いラフな資料

を持って説明に訪れました。その内容については、名前は当時言いませんでしたけれども、議会のほうに、県からその前の11月に購入してはどうかという中で、こういう事業者があらわれたという報告はしております。

その後、ご承知のように3.11の東日本大震災がございまして、一定の期間、学校のほうも町との交渉といたしますか、連絡が途切れたという状況がございました。ただ、町が6月定例会に議案を出すときに、相手方には町の考えとして、震災を受けて海に面する町としての考え方ということで、町長が相手側に直接、公用で使用するという説明をいたしております。その中で6月議会含めて、県への報告等を含めて、結果について事業者側に連絡してほしいと、6月中にという話がございましたので、それは当然、議会の結果についても県に報告するので、その後ではご連絡いたしますということで、結果についてご連絡しました。

その後、それを受けて7月に、こういう詳しい内容で、町の施設というか、それを利用できないかと、旧御宿高校を利用できないかという提案が再度あったわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと6月の説明がはっきりしないんですよ。23年2月の説明ですけれども、それは借りたいと申し入れてきて、借りる協議をしたんですか、しないんですかと、その辺が判然としない。それに対して町がどう対応したのかということが全然出ていない。

それと、先ほどの話ですけれども、相手方のペースじゃないんですよ。これは町がそういう形で買った中で、向こうがそういう申し入れに来たときは協議の話ですよ。後に戻りますけれども、亀田の話も何で800万円と人口割なんだという話と同じですよ、相手のペース。こちらが主体なんですよ。全く主客転倒しています。何か弱みがあるような感じの話じゃないですか。

そういう中で、その辺をまずはっきりして、申し入れがあったのかないのか。そして、公用に使う形に変更して1,000万円の形の中で、そうした場合、中央学院に対して、これは民と官の話し合いかもしれない。もしそれが事実だったら、信頼を裏切る話ですよ、あった場合は。ちょっとその辺をもう一度確認。申し入れがあったのかないのか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 2月の時点で初めて伺いまして、それで今、木原課長から説明がありました。旧御宿高校施設を将来的に活用したいという相談といたしますか、初めて話がありましたので、それはこちらでただ話を、ああ、そうですかというような形で受け流すといたしますか、こういうお話があったということで、お伺いしたということでございます。

6月の時点では、何度か皆様方の前で私も申し上げておりますが、3.11大災のあの状況を見まして、とにかく高台の施設が、海に面する御宿町にとって、高台の施設は必要だということで、第一を防災として、とにかく求めておきたいと、購入したいということで、活性化の部分もごさいますが、いずれにしても求めて、将来的に何年か、5年、10年たてば、またいろんな意味で活用が出てくる可能性も多いんじゃないかと。6月の時点ではとりあえず求めておきたいと、防災を考えて求めておきたいということでご提案させていただいたということをごさいます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 防災とか高台のところとか、そういうのは全く異論はないんですよ。私もちゃんと賛成していますから。今後ともそういう形でいける分には全くいいと思っています。それは全く異論ないんです。

ただ、中央高等学院ですか、この名前が6月定例会の前から話が出ていて、僕らは買うような話の中で話を聞いてきた感覚があるんですよ。それを使わせないとか使うとかいう話じゃなくて、それもワンセットになってこの議題が出てきたという認識を持っているんです。だから、僕の考えとしては、当時、大変すばらしい学院が来てくれるのに対して、ウェルカムです。今でもそうなんですけれども、それを拒否したとか、普通なら、常識ならそういう申し入れがあったら、議案を出す前に先方と相談するのが商取引上の常識じゃないかなと。相手はそういうつもりで申し込んできたという中で、議案まで出していると。3.11は了解していますけれども、皆さん承知していますけれども、そういう中で緊急性のある形で提案されたのも、皆さんこれは承知だと思う。

そういう中で、中央高等学院のそういう申し入れがあって、じゃ6月に議案を出すと、それも学院が使えないような形の議案だということは説明したんですか、しないんですか。するのが、これは日本人の常識ですよ。ほかの国ならわからないけれども、全く公的なものがやるような態度じゃないですよ。

僕が不審に思っているのは、この議案で言えば、伊藤議員が言っているひもつきだと、使い勝手が悪いと、議事録にも載っています。町長は、やっぱり避難とかそういう形で言っています。それは確かにそのとおりなんですけれども、僕の引っかかっているのは、それで、今度はこういう形で再浮上、死んだ子が生きてきて再浮上して契約をしていると。それで、防災とかそういう拠点、緊急有事という形の中で、一部民間施設にという、それは石井議員が言われたように、法律用語だという中で、一部じゃなくて98%貸しちゃうんですよ。町が使うのはほ

んの2%ですね、面積からいけば。現実には計算してみてください。町が使うのは校舎棟だけの面積ですね。あとの面積は全部貸しちゃうという形で、一部なんです。ほんの一部、本当に2%です。

そういう中で、それも有事のとき使えるから、それはそれでもいいんですけども、私の言っているのは、信義にもとるということです。そういう形でいきながら、また再浮上してくると。僕らは、キツネにだまされているような感じなんです。賛成した私と貝塚議員や大地議員も、それをどう思っているか話していないんですけども、特に、できない話をちらつかされたら、何だかんだちらっと見せるような、そういう手法もあるというようなものに僕は引っかけたような感じではない、私自身が。その学院が来ると思って私は賛成しましたし、高台にそういうものもあって当然だし、あそこは御宿の人が思いのあった土地だから、ぜひ購入してほしいという気持ちはずっと持っています、今でも持っています。

ただ、この1件に関しては、僕はだまされたと思っていますよ、基本的には。できないような条項で提案していて、だから伊藤議員がそこで質問しているんですよ。2,600万円のひもつきで何もできないと、全部町持ちだと。それよりは1,000万円出せば、もっと使い勝手がよくなるじゃないかと。この提案が、今ご案内のとおりになっているという形の中で、問題はあなたたちが全然反省していないということです。民間の企業では首だよ、はっきり言って。できないことをやって、提案された形にならなきゃできなかったと。ましてや学園も誘致できなかったと。使い勝手も、15年とか20年ほうっておくという形の、全く行政として、特にあなたですよ、ひどい。全く不信感を募らせている。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、6月にご提案させていただいて、それは2,560万円で提案させていただきましたけれども、先ほど申し上げました趣旨でご理解がいただけなかったという中で、その時点で対中央高等学院にはいろいろなお話を、先ほども木原課長が申し上げましたけれども、こういうわけで3.11を経験しまして、町はこういう考えで2,560万円で求めたいんだというお話はいたしております。それで、6月議会の結果はご承知のとおりなんです。

その後、何か月かたちまして話が具体的になってきたと。今お話に出ましたように、伊藤議員さんからもいろんな活用の方法等のご意見もありまして、もう一点は、大きく指摘された点は、とにかく用途の明確化をしてもらいたいと、しなくちゃいけないんじゃないかというようなご意見もございましたので、とにかくそういう中で中央高等学院との話が進みまして、6

月から本年の3月までの9カ月間の間でいろんな経緯、経過がありまして、事業が進んできたということございまして、対中央高等学院に対しても、私は信義を裏切ったとか、そういう考えは全く持っておりません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 結果的に結果論ですよ。結果論でこういう形で、伊藤議員が言ったような形、私と新井議員が言ったような形で、結果はこう動いていると。間違っていたんですよ。何でそのときに1,000万円上乗せしなかったのか。上乗せしていれば、もう中央学院、今開校しているかもしれない。何で1,000万円、当時上乗せしなかったのかと。伊藤議員も言っている。多分やったら賛成したと思いますよ。使い勝手が悪いと、どうのこうのという中で、僕もほとんど利用価値はないと思っていますよ。ただ、そういう形であの土地はどうしても購入しなきゃいけないと。それは私の思いですから。

3.11の話はもう充分承知していますし、それはそれでいいとしても、あの広大な土地をどうやって利活用するかという話をしている中で、中央学院の名前、本人を、町長が個人情報まで出して言っているんですよ、現実に。それを断ったという話は6月の議会までないんですよ。委員会室で、個人情報とか云々じゃなくて名前まで出しちゃったと。そこまで町長は思い入れているところに対して、民間企業は役場に怒鳴り込むようなことはしないですよ。そういう中で、僕らは学院が来てくれると思ったけれども、石井議員の質問で、それはなかなか条例的に難しいという話も聞いておりましたし、私も調べて知っておりました。

そういう中で、あなたたちにふぐあいがあるんですよ、不誠実なんですよ。この高校を買うことに対しては、それはいいとしても、そこまでの手法と、何で1,000万円上乗せして、もっと利活用があるという政治的な判断をしなかったんだと。あなたたちはどうして1,000万円という形で上乗せして、ひもつきではなくなると、御宿町が買ったものを自由に使えるという形のものにしなかったと。だから1年かかっちゃっているんです。この1年の停滞は大きいんですよ。それで、ずっと不信感を募らせていますよ、その間に、いろんな形の中で。

利活用とかそういうのは、否決されてから後の話ですよ。その前からいろいろと委員会室でそういう話が出ています。言っていることは、中央高等学院の話を出しながら、それがどこでいつ消えていったのか。否決で消えていったんじゃないじゃなくて、普通の人間として、普通の行政として、できないような話の議案を出すときは、交渉した相手に断るのが世の常じゃないんですか。それをやったんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 補足説明も加えまして説明させていただきたいと思います。

当初来たときに、施設のにも広いということで……

（瀧口議員「来たときっていつ」と呼ぶ）

○企画財政課長（木原政吉君） 2月ですね。当初来たときの話から言いますと、部分的に使いたいんだと。それについては、学校法人については20年の条件があるという申し出がありました。それについて、その後すぐ県のほうに確認している状況でございます。

それと、相手方に、6月議会に提案する前に、それについて説明したのかということですが、事前においでいただいて、町長の意思で町長のほうから町の考えを、町長の考えを説明しております。

（瀧口議員「説明の内容」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 内容については、町長のほうから、3.11を受け、町が取得したいんだと、防災のために取得したいと、そういう説明を相手の学院長のほうに直接しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） おかしいじゃないですか。町が購入する話でずっと話ししていて、学院が買う話は一つもしていないんだよ。町が購入する中で、議会に購入したいという話で、私の聞いているのは、そういう中で学院のほうで利用したいと。20年とか、いろいろな施設を使いたいと。20年の契約は、これではできないのも承知でしょう。それはあなたたちも承知していると。こちらサイドには、その情報は、石井さんがよく調べてその辺は知っているけれども、そういう契約は不可能だと。2,650万円では、そういうことは全く事業誘致はできないと、企業誘致もできないと、町で使うしかないんだということの情報がこちらに伝わっていない。

そういう中で、説明といって学校のほうに、この2,650万円で予算計上して議案を出せば、これは使えないんだとお断りをしたのかということなんだよ、はっきりと。それはいつどういう形でしたのかと。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 最終的に町長が6月議会に減免を受けた価格で購入したいと提案する決定をしたとき、5月の下旬ころだと思いますが、直接来ていただいて、そういう面でこういう買い方を考えているのでご期待に沿えないと、そういうお断りをしたということで

ございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 1点、まだ答えてもらっていないのが、何で当時3,800万円ですか、それで2,600万円と、これをどうやって判断したんだと。それが一番大事な問題ですよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっとご質問の趣旨が、私の答えが……

○9番（瀧口義雄君） 当時そういう中央学院の話も出ていた。あと民活の話も出ていた。いろんな形であそこを利用して活性化のためにと、プラス防災関係という中で、それを知っていれば、伊藤議員の言われるような形のひもつきではだめだという形で1,000万円プラスすれば、もっと違った利活用ができた。何でその決断をしなくて2,600万円にしたのか。安ければいいと、ナンダカンノという言葉もあるとおり、何でそこで執行部側はそういう判断をしたのかと、判断根拠。安ければいいという話じゃなくて、10年間使えないというのは、町長もそれは承知して、放置して、10年、15年後という、僕らは死んじゃうような世界の話を出している。

それならば、言われているように、もっと町民のために利活用ができる形をとれるという買い方があると。一般の町民が町有地を買って10年の転売禁止がつくのと、これは話が違うんですよ。使途に対して制限がかかって、ほとんど公用しか使えないという制限を外すことは、1,000万円、大変なお金かもしれないけれども、出せば、あの3万坪の土地が、町の、町長の思いどおりに使えると。また、中央高等学院にも貸すことができるし、ほかの用途にも使えると。あそこは多分物置きですよ。その判断を、どういう経緯で議案として出してきたか。それが執行部の今まで残されていた、どうも腑に落ちない疑問の1点ですよ。何で2,650万円なんだと。結果的にこうなっちゃったじゃないですか。もう一回、2,650万円出してくればいいじゃないですか。議員の構成も変わったんだし、そのままいけばいいじゃないですか。

中央学院にはお断りしたと。議員構成も変わったから、本来、一事不再議だけれども、会期もまたいでいますし、構成も変わっていますから、それはいい中で、2,650万円出してくればいい。議会サイドが言ったことに対して、結局、なぜ僕らが言っているかということ、みずからの反省がないんですよ。取り入れもしないんですよ。のうのうとこれを出してきているんです。大変、賛成した人間として不愉快なんです。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今のご質問でございますが、6月の時点で、先ほども私は申し上げましたけれども、例えば2,650万円と3,840万円でどちらで買うかというときに、私は、とにかく一つにはできるだけ早く購入したかった、時間的な感覚が私に働きました。そういう中で、それともう一点は、2月に一度見えましたけれども、そういうお話はございましたけれども、全くお話があったということで、中身的には全く6月まで熟していないし、そういうことで、その間に3月の経験をいたしておりますので、とにかく求めさせていただきたいということで、ご提案をさせていただいたわけでございます。

そういうことで、とにかく人命第一ということで、私はそのときの政治的判断でご提案をさせていただいたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 政治的判断だという中で、その判断が間違っているということは、まず指摘しておきます。というのは、否決されましたから。

そういう中で、時間的な余裕と、3,800万円と2,600万円の時間的な差と。僕は違った話をすれば、町が自主購入した3,800万円のほうが、時間的なものは、県のほうの手続は早いと思いますよ。それが1点と。木原課長、わかっていますよね、それね。

それと、だれも防災関係に対しては否定はしていないんですよ。それだって、3,800万円で買って防災関係に使えないことなんて、もっと自由にほかの団体にも防災関係で使えるという中で、言っている趣旨が違ってきますよ。僕は賛成しているから言っているんですよ。防災関係も使えるし、民間誘致も3,800万円なら使えと。だから、この判断が間違っただけであなたちが平然といるということが、全くおかしいということなんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 答弁ありますか。

○9番（瀧口義雄君） 要らないです。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

同じことかもわかりませんが、ちょっと事実関係で1つ指摘をしておきたいんですけども、1年前の6月議会は否決されたわけではないんですね。修正動議されたということで。これは町長、大変大事な問題だと思うんです。反対ということもあったんですよ、当然。だけれども、私も含めて修正動議に賛成いたしました。なぜか。それは、今るる瀧口議員が質

問したとおりであります。それで、瀧口議員もおっしゃいましたけれども、それほど確信を持ってお臨みなら、同じ提案をすればいいじゃないですか。

私、先ほど聞きましたね、利用について。ヘリコプターと、それから避難者用住宅、それを建てるわけじゃないんでしょう。運動場であればいいわけですね。ハザードマップ、けさも見てきました。まだ購入していませんよね、仮契約は結んであったとしても。避難場所として指定されているじゃありませんか。使えるんでしょう、県との協議の中で。それは、防災備蓄庫としては新たに提案されるということで伺っていますよ。それにしても中の構造を変えるわけでも何でもないわけじゃないですか。

例えば逆の話をさせていただければ、去年この議案が出れば、私は、私自身の考えですけれども、多分賛成多数で可決されたと思うんです。私もそういうふうに思います。反対したんじゃないんですよ、議会は、何度も言いますけれども。もっと有効活用、きちんと活用できる内容で進めるべきだが圧倒的多数の声だったんじゃないんですか、協議も含めて。

それで、いざ具体的な契約になりました、使用方法、更地使うだけじゃありませんか。何が違うんですか。それを言っているんだと思うんですね。賛成者の立場とおっしゃいました。私、修正動議に賛成しました。逆に言えば、反対といえば反対かもわかりませんけれども。

3月の予算議会のときも申し上げました。いま一度待って、合意点が見つかるんじゃないんですかと協議したじゃありませんか。行政の一貫性というのはどこにあるんですか。この案が悪いと言っているわけじゃないんですよ。それほど自信があるのに、なぜ同じ議案を提案なさらないんですか。重大な変更じゃないんですか、これは。契約方法だって丸っきり違うじゃないですか。何が変わったんですか、逆に言うと。大事な問題じゃないですか。町民の財産を預かっている、命を預かっている町長ですよ。その変更に至る思い、それについての理解がないんですよ、いまだかつて。信頼関係ということじゃないんですか。人間です。それはまた時間的な問題だってさまざまございます。状況の変化もある。きちんとご説明されればいいんじゃないんですか。

利用についてだって同じです。なぜ随契になるんですか。わかりませんよね。きちんと責任ある答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 6月の議会でも否決をいただきましたけれども、そういう中で、またその後にも何回か議員協議会とかいろいろ開催していただきまして、皆様方のご意見をいただいて、私としてはどうしてもあの旧御宿高校の跡地につきましては、御宿町の財産として、やは

り取得しておくべきだというような考えでありました。

そういう中で、やはりそのためには、当然といえますか、反対のご意見をいただいた中で、先ほど申し上げましたけれども、民間活力の導入とか、あるいは活用目的をはっきりして提案しなさいというようなご指摘をいただきましたので、ほぼそういう形で提案させていただいて、この3月にご承認をいただいたと私は理解しております。

そしてまた、今回の中央高等学院につきましても、なかなかこういう企業は、今非常に社会経済厳しい中でございますが、数億円も出して学校施設を補修して、地域の活性化に貢献しようというお気持ちがあったわけですね。そういう中で、皆様方にいろいろご説明させていただき、またこの学校の施設等もご見学いただきまして、経過となっているわけでございますので、そういうことで、とにかく随契という先ほどのお話もございましたけれども、今回の件につきましても、いろいろなそういった経緯の中で、目的をはっきりしなさいというご指摘をいただいた中で、私はこの学校については、本当に地域を活用しながら、地域を愛してやっただけの学校じゃないかなということ、いろいろな協議をして進めてきたわけでございます。

一般的に条件といえますか、何もないところでいろんな入札とか、そういうことでいいと思いますが、今回はそういう経緯の中で、この学校がとにかくライフラインから施設から、活用する部分は全部投資したいと、修繕して地域のためになりたいというお話で進んできておりますので、そういうことでこれまで私は皆様方のご理解をいただいていたと思っております。

そういうことで、本日このような議案をご提案させていただいておりますが、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 繰り返しますけれども、反対したんじゃないんですよ、町長。誤解なされないでください。修正動議したんです。仮に一昨年6月の議案が否決になったら、多分今般の事態はないと思いますよ、私は。議員はそこまで譲歩して判断したんだと思います。町のためです。それをあなた、ご理解なされないんですか。そのことを先ほどから私は申し上げております。

業者が悪いとか言っているわけじゃありません。御宿町にかかる入札は、すべて町のため、町民の福利厚生に資するために入札に応じてくださって、仕事をされているわけですね。違いはないと思いますよ、町長、それに。そうじゃないんですか。不心得者の業者がおりますか。きちんと公正に入札が行われているわけじゃないんですか。違いますか、町長。何の違いがあるんですか。

あなたはそれほど自信があるなら、もう一度言いますけれども、なぜ同じものを提案なさらなかったんですか。変えたんでしょう。それを変えることが悪いと言っているわけじゃないんですよ。私は、政策に大きな違いがあると言っているんです。利用形態が全く違うわけですから。金額の大小を私は言うつもりはありません。一番大事なのは、町の福利厚生に利することなんです。そういう判断のもとにおいて、一昨年6月定例議会は修正動議で削除させていただいたんです。反対したわけじゃありませんよ、町長。あなたがずっと反対と言っているから、皆さんご理解いただけないんです。賛成者もご理解いただけていないんですよ。認識が違うからだと思うんです。

反対されたんですか。修正動議でしょう。反対はしなかったわけですよ。大事だと思うんですよ。それに対する思いを我々伺うことができないんです。即決でよかったんですよ。そうしたら否決ですよ。そうしたらこういうこと使わないじゃないですか。この業者がいいとか悪いとか一言も言っていません、私は。町としての基本姿勢を私は最初からただしているわけです。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の気持ちとしては、石井議員さんおっしゃるとおり、修正ということについては、私は気持ち的には、全く石井議員さんの指摘を私は理解していると自分では思っております。先ほども申し上げましたけれども、とにかくこの御宿高校の跡地を町の財産として求めることが町民の幸せにつながるのだということで、ご提案させていただきました。そのためには、やはり皆さんのご意見、ご指導をいただきながらここまで来ておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今回の町長の話と石井議員の話と私の話を総括して話すと、だれもあそこの高台、御宿町の思いのある土地を買うものに対してノーとは言っていない。私はぜひ買ってもらいたい。町長の思いもわかります。

ただ、6月の時点で2本ある道を1本踏み間違えた。あなたは2、650万円のほうに行っちゃった。僕はそれでも賛成しました。3、600万円のほうでいけば、今こうやって議論して学園の話もスムーズにいった。だから、僕はそこに政治的な判断の間違いがあった中で、あなたたちはその判断を今もって認めていないんです。だから、それは僕は嫌らしいと言っているんですよ。

3、600万円でひもつきでなかったら、町長の思いがもっと早く実現できたと、そういう

ことなんです。だから、僕はちゃんと2,650万円でも賛成しているわけです。今回ちゃんと賛成しますけれども、あなたたちに抜けているのは、自分たちが失敗したことに對しての反省がないということです。僕は猿の話は出しませんよ。反省がないで、ずらっとそこに座っているのが嫌らしいというだけです。それだけです。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 少し繰り返すようになりますけれども、6月のご提案のときは、あのような形になりましたので、あのときも私は申し上げたかもわかりませんが、とにかく町民の生命、財産を考える一心でやりまして、その辺で一つのご判断を仰いだということは、私の熟慮が足りなかったという部分が結果的にはあったのかなと思いますけれども、そういう中で、その後に皆さん方のいろいろなご指導もいただきながら、ここまで来たと考えております。そういうことで、この件につきましては、とにかく町民のために購入させていただいて、そして地域福祉のため、活性化のために、また防災のために活用させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

今、町長がお話しして、くしくも傍聴席から拍手なんか出ましたけれども、私は賛成した1人で、先ほど滝口君が言ったように、本当に自分が賛成したことに関して、今深く反省しているんですよ。どうしてかという、何でかという、御宿町で買いませんかと県から話がありましたよと、そういう話があってから、いろいろと議員が視察したり、一般町民に募集をかけて、これを購入したらどう利用の仕方をするかというふうなレポートをいただいたりして、その中には優秀な意見を言った方もあります。見せてもらいました。それで、その方向で行くのであれば、当然、売買契約の中で、再三言っているように、10年間は貸すこともできない、売ることもできないんですよというような状況があるんだから、じゃ、上の価格で買ったらどうだと、伊藤さんも、再三出ていますけれども、そういう意見もあった。

そういう中で、だけれども、学校はこうだよという部分があったけれども、途切れた。しかし、あくまでも防災の拠点として、今どうしてもこれを購入しないとイケない。3割引かれた値段で買ってみたい。だけれども、10年間、貸すこともできない、何もできない。財政的に指摘されたでしょう。10年間どうやって維持管理費、どのようにするんだということで、試算して説明もしたでしょう。1年間に何千万円というお金かかるかもわからないと。買

って、あのときに水道が使える、トイレが使える、何もかも使えるようにしたら、金額言ったでしょう、課長。このぐらいかかりますと。それは、10年間維持管理していくのに、公共の施設だけで使うのであれば、使用料だって幾らももらえないでしょう。そんなこんながあつて、私なんかもう正直言って、先ほど言ったから言いますけれども、新井議員と滝口議員が、貝塚議員どうなんですかと。おれは、買うことに財産として、先代の、やっぱり地元の人が協力してあそこを学校にしたんだという思いがあるから、やはりその人たちの先代の人たちの思いをすれば、勇気を持って提供してくれたと思うよと。だから、それを今度は買い戻して、御宿の土地にしておいていいと。何するかにするじゃなくて、もう基本的に私はそれだから賛成するよと。

だけれども、今回は状況的にどうも賛成を得られない状況があるので、おまえら行って話をしてきなよと。そうしたら、どうしてもこのまま提案しますと。状況説明をしてあげたにもかかわらず、政治的判断で過ちをした。そのときに今、木原課長からも説明がありましたけれども、希望していた中央高等学院、そこは一たん断りましたと。断ったということは、その値段でもし買ったら、10年間企業は誘致できないわけですよ。そうすると、その経費は全部町民の皆さんからいただいた税金で賄っていかなきゃいけない。

それでいて、町民が100%満足するような施設として利用できるかという、これは非常に難しいと。当時、私は監査委員でもあったし、ですから、これは財政的にも非常に難しいと。だけれども、買うべきであると。それから皆さんに知恵をかりて、何したらいいですかということだから、それに従ってやったらどうだろう。で、私は百歩譲って、最初から賛成だったんです。買うことにね。

しかしながら、今こうして指摘されてみると、本当にあのときどうしてその判断を誤ったのかということなんです。最初から高い値段で、買った翌日からすぐ貸すこともできれば何することもできるような状態で買っていけば、さっき滝口議員も言ったように、もう学校が来て、開校して、公園も増えている、人も来ている、にぎやかな町になっているかもわからない。

きのうだって、くしくも私たちちょこっと帰り際に、もう全く人が歩いていないんですよ、町なか、夕方。勝浦にちょっと用があつて行ったら、ぞろぞろしているんですよ。何だこれはと、ひどいなと。何とか活性化対策をしていただいて、とにかくまだ4時、5時で人が歩いていない。全くさま変わりしてしまった御宿です。寂しいです。

そういう状況の中で、今回これを、私は賛成しますよ、買ったんですから。ただし、この差額を5年間で払っていきましよう。滝口議員が言ったように、これは現金で払うんだから、

現金で納めてもらってください、一括で。この先契約するのに、それだけお願いしますよ。せめてそれがあれですから、そのことをするかしないか、相手もあることですからあれですけれども、こっちから言うということは今約束してくださいよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 先ほどの滝口議員のご指摘にもありましたけれども、こちら側から相手側に伝えたいというように思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより10分間休憩します。

（午後 2時02分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時17分）

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第4号 御宿町東日本大震災復興基金条例の制定についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第4号 御宿町東日本大震災復興基金条例の制定についてご説明申し上げます。

県では、東日本大震災による特定被災地方公共団体——これについては千葉県を含む9県ということですが——に対しまして措置された特別交付税を原資に、昨年12月に千葉県東日本大震災市町村復興基金30億円が造成されました。県は、この基金を、東日本大震災からの復興に向けて市町村が地域の実情に応じて行う、住民生活の安定やコミュニティの再生などの取り組みについて支援するため、24年度、25年度の2カ年で交付することになりました。

県が示す対象事業は、市町村が東日本大震災からの復興に向けて新たに行うソフト事業でありまして、国の補助金や起債制度、普通交付税や特別交付税で財源措置されていない事業が対象で、事業といたしましては、きのう貝塚議員にもお答えしておりますが、1番として住民生活の安定に関する事業、2番として被災地方のコミュニティ機能の維持、再生に関する事業、3番目に観光におけるPR活動と地域経済の振興、雇用維持に関する事業、4番目としまして被災地域の文化・芸術の復興に関する事業で、御宿町には平成24年度は1,400万円、25年度が700万円の合計2,100万円が交付予定となっております。

24年度につきましては、県からは、市町村は6月にこの交付金を受け入れる基金条例を制定し、一たん積み立てた後に復興事業に計上するよう指示がございました。また、2カ年で交付された基金は、平成33年度までの10年間で事業を実施できるということになっております。

以上を受けまして、本基金条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の具体的な内容について、第1条から順にご説明いたします。

第1条でございますが、条例の設置目的について規定しているものでございます。

第2条は、基金に積み立てる額について、予算で定めるものとするものでございます。

第3条は、基金の管理について、確実かつ有利な方法で管理する旨の事務規定を設けたものでございます。

第4条は、基金の収益処理に関するところで、会計事務を適正かつ明瞭に行うことから、運用収益については、一般会計において財産収入の利子及び配当金に一たん計上した上で、改めて基金へ積み立てを行うこととしております。

第5条は、基金の処分に関する規定であり、設置目的を達成するための必要経費に充当する場合に限り、できることとするものでございます。

第6条は、規則等への委任について規定したものです。

附則でございますが、条例の施行日についての規定と、条例の失効についての規定をしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

東日本大震災復興基金条例の設置ということでございますが、確認をしたいのは、条例の目的からして、無駄遣いは困りますけれども、やはり可及速やかに執行するという観点は大事だろうと思います。その場合、この条例は平成34年3月31日までの時限立法というふうなうたい方になってございますが、例えばこの基金がゼロとなった場合も、引き続きこの条例は残すのか残さないのかということを確認したいと思います。

それから、第3条であります、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。」と、このようにうたっておるわけですが、現実的にはどのような運用をされるのか。

ちなみに、今、町の運用状況、これ以外の現状の基金の運用、どの程度の利子と申しましょるか、利回りと申しましょるか、そういうのがあるのかどうか。それから、今回の運用についてはどのように考えているのかについて、あわせてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 一応この基金が10年間で使えるということになっております。仮に10年間で使った場合、平均にならずと210万円ということでございますが、これについては内部で検討していますが、早急に効果的に使いたいということで、できれば早目に効果的に使いたいというふうに考えております。

また、廃止について、使い切ったらどうするかということでございますが、最終的には県に確認して、指導を受けながら、廃止するか、またそのまま存続するか決定していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 米本会計室長。

○会計室長（米本清司君） 第3条関係の基金の運用ということでございますけれども、現在、基金の数は13本、総額で8億9,500万円でございます。運用方法ということですが、基本的には全部定期預金ということで、急立てなものがあるといけないということで、1年定期を基本としております。利率につきましては、0.03から0.04%ということでございますけれども、現在の状況では、この運用方法が一番安全ではないかと考えています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第8、議案第5号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第6号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については関連がありますので、一括議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第6号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

大竹税務住民課長より議案の説明を求めます。

大竹税務住民課長。

○税務住民課長(大竹伸弘君) それでは、まず議案第5号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

本案につきましては、住民基本台帳法の一部が改正され、これまでの外国人登録原票に登録をされていた外国人住民につきまして、住民基本台帳に記録されることとなることから、条例中の外国人登録に関する用語の改正、外国人住民の印鑑登録について所要の整備を行うため改正をするものでございます。

新旧対照表により内容のほうをご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

第2条につきましては、登録の資格を定めるものでございますが、外国人登録法に基づく外国人登録原票に関する記載を削除し、記述を整理するものでございます。

第3条、登録の申請につきましては、条文中の字句の整理を行ったものでございます。

第4条、登録申請の確認についても字句の整理及び外国人登録証明書の記載を削除するものでございます。

2 ページに移りまして、第5条は、登録できる印鑑に関する制限を定めるものでありますけれども、第1項第1号、第2号につきましては、氏名等に追加し、外国人住民の住民票に特例として記載される通称を加えるものでございます。

第2項につきましては、非漢字圏の外国人住民について、住民票備考欄に記録される片仮名表記、その一部の組み合わせの印鑑について登録をできることとするものでございます。

3 ページに移りまして、第6条、印鑑登録原票の記載事項について、第2項第4号については、外国人住民の印鑑登録における登録原票の記載事項について、第4号に通称を、また第8号で非漢字圏の外国人住民の住民票備考欄に記載される片仮名表記を追加するものでございます。

第3項につきましては、事務の実態に合わせて追加をしたものでございます。

第7条、印鑑登録証の交付についてでございますが、第2項、第3項、第8条、印鑑登録の返還についての第1項第2号につきましては、字句の言い換え、また改正に伴う引用号数の整理をしたものでございます。

4 ページ、第9条、印鑑登録原票の記載事項の修正について、それから第10条、登録廃止の申請につきましては、外国人登録法の字句の削除、事務の実態、他の条文の改正に合わせ調整をしたものでございます。

第11条、印鑑登録の抹消につきましては、印鑑登録を抹消する事項について整理するとともに、外国人住民でなくなった場合や、通称や片仮名表記の変更により印鑑の変更が必要となった場合、その他を追加してございます。

5 ページに移りまして、第2項では、第5号、第6号以外により抹消する場合については、このことを登録者に通知することとするものでございます。

第13条、印鑑登録証明の第2項につきましては、印鑑登録証明の記載事項について、外国人住民に関する追加も含め、整理をして追加をしたものでございます。

第3項は字句の整理をしたものでございます。

6 ページの附則といたしまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。また、経過措置として、施行日に登録資格のない外国人の施行日前の登録印鑑の抹消、また施行日に登録の認められる外国人住民の登録事項について、住民票の移行に伴う変更が生じた場合は、施行日に印鑑登録原票を修正するものとしたものでございます。

引き続きまして、議案第6号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明をいたします。

本案につきましても、住民基本台帳法の一部を改正する法律が7月9日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

同じく新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例については、受給権者についての第3条第1項第1号において、「又は外国人登録原票に登録され」の記述を削除するものでございます。

第2項においては、外国人登録原票、登録など外国人登録に関する記述を削除するものでございます。

次に、2 ページ、御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例につきましては、受給資格者についての第3条第1項について、「（外国人登録法の規定に基づき外国人登録原票に記載されている者を含む。）」の記述を削除するものでございます。

3 ページ、御宿町手数料条例につきましては、別表中の区分欄の「外国人登録」、手数料の名称欄の「外国人登録に関する証明手数料」、手数料の額の欄の「1通につき300円」の記述を削除するものでございます。

4 ページ、御宿町事務分掌条例につきましては、第1条の税務住民課に関する記載から、「外国人登録」の記述を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年7月9日から施行することとしております。

また、経過措置といたしまして、第1条及び第2条の施行前の受給権者は従前の例によることとしてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

外国人の登録に関する改正ということでございますが、現在、御宿町には何人ほどが登録を

されておるのかということで、この改正がどのような効果を発揮するのかということについて幾つか。

読み上げたとおりかと思うんですけども、なかなか法律の文言はわかりづらいので、実態を含めまして説明を改めてお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 現在の御宿町の外国人登録をされている方につきましては40名ということでございます。このうち、今回の法改正によりまして住民基本台帳に記録をされると予定される方は39名ということでございます。

今回の改正につきましては、まず住民基本台帳法の改正については、日本国内で在留外国人が増えていること、また、こうした方々に基礎的な行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性があったということで、これらを踏まえて住民基本台帳法の改正がされたということでございます。

それと同時に、外国人登録法が廃止をされまして、また、入国管理法等が一部改正されるということで、同時に行われております。こちらにつきましては、中・長期在留外国人、3カ月以上在留される方ということになりますけれども、こうした方々を対象に法務大臣が在留資格、居住実態など管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するための制度の構築ということで、こちらの入国管理法等が改正されたということでございます。

それで、実際に登録される方々のメリットと思われることは、日本人とそれから外国人の住民票が同じ基本台帳になりますので、世帯ごとに編成されることになります。複数国籍世帯という複数の国籍を1つの世帯で持つ世帯においても、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。これまで外国人登録原票の写しと住民票と併用しての証明が、1本でできるようになるというようなことがメリットとしてはございます。

それから、あとは二重の届け出ということで、今後法務省のほうでは氏名変更、在留期間、在留資格変更等についてを受け付けるということとなり、一方市町村のほうでは住所の変更届け出等を行うこととなります。こちらについて、双方で情報をやりとりすることができるようになりますので、今まで二重に届け出等をしていただいたものが1つの手続でできるようになるということとなっております。

反面、これまで外国人登録をしていた方でも、短期的な滞在をされる方などについては、今回の法律の中では住民票が作成されないというようなことになりますので、こうした方々については在留期間の更新など適切な管理をしていただくということが求められてくるということ

でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

これが施行になった場合、ただいま御宿町では、具体的には39名がそのうち対象ということとであります。少数でございますし、利便性も含めて、来られた人に直接、法改正の案内と条例の案内、こうしたものはされるのかどうか。やはり外国人ですので、例えば公営掲示板等ございますよね。それからホームページなどもあるわけですけれども、日本語を読める読めないということもあると思いますけれども、やはり直接こうしたものは情報として提供するのが必要かというふうに思いますが、それについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 5月の中旬に、これらの対象となる外国人登録をされていた方々につきましては、それぞれに仮の住民票というものを作成いたしまして、情報のやりとりをしてご確認をいただいているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第6号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第7号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第7号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

今回提案いたします補正予算は、補正額101万円を追加いたしまして、予算総額、歳入歳出それぞれ8億3,445万8,000円とするものでございます。

主な内容は、地域包括支援センターで調査や訪問業務に使用しております車両の購入に伴う補正でございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）39万4,000円は、車両購入に伴う国庫補助金であります。

5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）19万7,000円は、国の補助金同様、車両購入に伴う県費補助でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）19万7,000円は、同様に一般会計からの繰入金でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金22万2,000円は、法定負担金の不足分と廃車手数料を繰越金で充当するものでございます。

6ページをご覧ください。

事項別明細書の歳出についてご説明をいたします。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費101万円は、先月ラジエーター故障により修理が困難となった車両にかわり、同様の軽車両を購入するための費用及び諸費用から、今年度見込んでおりました車検時の費用を差し引いた額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

包括的支援事業に係る車両の購入というような内容の補正だと理解をしましたが、これは今ご説明にあったとおり、需用費5万3,000円、これがもともとは現在使われている車の車検費用と、これを減額して新たに購入するということではありますが、確かに予算査定からは半年たっておるわけでございますけれども、直近の予算議会からは3カ月程度ということで、ちょっと解せないところもあるわけなんですけれども、このもともと車検をとろうとしていた車ですね、これの使用年数及び距離。それから、要するに車検を断念したということでの新車購入ということのようでもありますけれども、その一番大きな原因というのは何なのかについて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 平成8年7月に車両登録いたしまして、約15年間で12万キロでございます。一般的に廃車目安としては、町では12年ということでございますので、その目安は過ぎておりましたが、今回、車検をとって少しは使用できるのかなということだったんですが、急にラジエーターが故障いたしまして、そのラジエーターの修理で10万円ぐらいかかってしまうというようなことがございまして、事業的に、補助もありますし、年数も15年と経過してございますので、新車の購入費用にということで補正を組んだわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ラジエーターということで、基幹部品が故障ということで了解いたしました。

これは新車購入ということになるかと思っておりますけれども、そうしますと、今どきはやはり排気ガスであるとか燃費でありますとか、減税は関係ないとは思いますが、やはり当然そうした車種を選択していくということは重要な観点だろうと思うわけでもありますけれども、今回予算措置をしておるのはどういう内容になるのか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どもの地域支援事業の中で使う車両というのは、高齢者の場合もございまして、後ろにまず車いすが簡単に乗るぐらいの、バケットといいますか、後ろの部分が広い車両であるということでございます。特に今のところ車両的に、これから見積もりをとるわけですが、概算的には一般の車両と同様の、今持っている軽車両と同様の形のものというように考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 別にハイブリッドとかでなくても燃費がすぐれたものについては、それなりの星印で、これは自動車業界のほうで多分指定してあると思いますけれども、そうしたものが多分あると思いますので、そういうものをやはり適切に選択をしていただくということが大事だろうと思うんですけれども、全くそういうものに対応しないで、価格だけで行うと。今おっしゃったような内容というのは、各社多分取りそろえていると思いますので、選択肢はあると思いますので、その辺のところも今後調整をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第11、議案第8号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第8号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ5,350万円を追加し、補正後の予算総額を35億4,350万円と定めるものでございます。

補正の主な内容でございますが、東日本大震災からの復興に向けて設けられた県の交付金をもとに、先ほどご承認いただきました東日本大震災復興基金への積み立てを行うほか、避難備品、備蓄品の購入など防災対策強化を図るとともに、安全・安心観光振興対策としてキャンペ

ーン経費や、保育所や児童館の安全・安心対策等について補正するものです。また、緊急雇用創出事業の延長に伴い、海水浴場の安全対策強化をするほか、亀田医療大学設置に伴う施設整備にかかわる補助金について追加補正を行っております。

補正財源としては、復興交付金や緊急雇用創出事業に係る県支出金のほか、23年度からの純繰越金2,486万5,000円を充て、収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、15款県支出金、2項県補助金、1項総務費県補助金で1,900万円の追加。内容といたしましては、5節県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金500万円について、当初23年で終了であった県の緊急雇用創出事業特例基金に残額が生じ、24年度においても活用できることになったことから追加補正をするもので、今回、海水浴場の安全対策強化に全額充当する予定でございます。

8節東日本大震災復興基金交付金1,400万円ですが、県において大震災からの復興に向けて設けられました「がんばろう！千葉」市町村復興基金をもとに市町村に配分されるもので、地域の実情に応じ住民生活の安定などの取り組みについて補助を受けるものでございます。復興に向けて新たに行うソフト事業が対象であり、御宿町では基金への積み立てを行い、有効な事業を検討しながら、順次効果的に活用したいと考えております。

3項県委託金、1目総務費委託金3万5,000円ですが、経済センサス統計調査にかかわる事務費委託金について、交付額が確定したことから追加するものでございます。

18款繰越金、2項基金繰入金、6目東日本大震災復興基金繰入金ですが、今回積み立てた復興基金を、その趣旨に基づき効果的に活用するため、各課の事業要望を取りまとめ、県との協議を経た中で対象事業として実施するもので、基金より840万円を繰り入れ、財源とするものです。事業内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金については、平成23年度からの純繰越金で2,486万5,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

6ページ、20款諸収入、2項雑入、4目雑入は、宝くじ助成にかかわるもので、このたび御宿台区が一般コミュニティ分として採択を受けましたので、120万円を計上するものでございます。

以上、歳入予算として5,350万円を追加しております。

続いて、7ページをご覧いただきたいと思います。

歳出予算でございますが、1款議会費、2項議会費、3目議会費ですが、災害に備えるとともに、今後の防災訓練等にもできるだけ議員の皆さんが参加するなど、議会議員への防災服を配備するため需用費16万8,000円を追加するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費ですが、庁舎内の水道管の老朽化に伴い漏水が発生したことから、11節需用費で49万2,000円を追加し、修繕を行うものです。13節委託料22万1,000円ですが、久保地先の町有地にかかわる雑木が伸びており、周辺住民への安全確保の観点から、倒木防止のため伐採経費について追加補正を行うものでございます。

4目企画費ですが、13節委託料8万7,000円は、電柱移転に伴い光ファイバーの添架変更が生じることから、所要額を追加するものでございます。19節負担金補助及び交付金のうち120万円は、歳入予算にてご説明いたしました御宿台区における一般コミュニティ助成であり、その全額を補正するものでございます。また、墨日友好記念碑建設負担金20万円は、メキシコの景気不況による物価の上昇が起こり、記念碑に設置いたします銘板に係る経費が不足するため、補正をお願いするものでございます。

7目防災諸費でございますが、東日本大震災復興基金を活用し、防災対策強化を図るもので、防災備蓄品の補充、簡易トイレ、防災用毛布の購入等について、11節需用費で250万円を追加、13節委託料の50万9,000円でございますが、津波発生時の主要避難路30カ所について標高調査、標高看板を設置するもので、標高を示すことで避難経路の確認や確保など、津波への意識の高揚を図るものでございます。18節備品購入費45万5,800円でございますが、ライフジャケットを購入し、保育所、小学校に配備するほか、発電機、ハロゲンライトを避難所に設置し、有事の際に備えるものでございます。補正額75万6,700円のうち、復興基金から615万円を財源として充てております。

13目東日本大震災復興基金でございますが、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、県の市町村復興基金をもとに24年度配分される1,400万円について基金を設置し、積み立てを行うものです。

5項統計調査費、2目各種統計調査費でございますが、歳入予算にてご説明しました経済センサス統計調査にかかわる委託金について交付額が確定したことから、11節需用費で事務費を追加するものでございます。

8ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、職員の産休取得に伴

い欠員が生じ、臨時職員を新たに雇用することから、4節共済費及び7節賃金でそれぞれ所要額を追加するものでございます。11節需用費で4万2,000円ですが、経年劣化による公用車のタイヤを交換するものでございます。

2目老人福祉費ですが、介護保険における包括支援事業で使用する公用車が3月に故障し、新たに購入する必要があることから、19万7,000円の法定繰り出しを行うものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、復興基金を活用し、安心・安全対策として御宿児童館のガラスの飛散防止対策を実施するものであります。

3目保育所費ですが、給食食材の放射線量の測定に必要な消耗品の購入と、復興基金を活用しての安全・安心対策として両保育所のガラス飛散防止対策を実施するほか、保育所給食室の換気扇が経年劣化により故障し修理が必要なことから、11節需用費で所要額を追加するものでございます。15節工事請負費30万円は、岩和田保育所の外の擁壁に亀裂が生じていることから補修するものでございます。また、18節備品購入費14万円は、放射線量測定にかかわる検体を細かくする必要があることから、フードプロセッサーを購入するものであり、19節負担金補助及び交付金6,000円の追加は、人事異動に伴いまして防災管理者が不足していることから、研修費を追加するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費ですが、亀田医療大学設立に伴う施設整備にかかわる補助金を交付しようとするもので、881万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費でございますが、復興基金を活用し、安全・安心観光振興対策としてキャンペーン用のノベルティー商品を購入し、より充実した観光活性化に取り組むほか、施設の定期点検の結果により、公衆トイレの漏電、案内所の漏水やシャワーの故障等について修繕が必要なことから、11節需用費で175万円を追加し、夏季の観光客を迎えようとするものでございます。13節委託料でございますが、観光企画作成委託は、復興基金を活用し、観光地の安全・安心宣言キャンペーンを実施するため、ポスター、チラシを作成するほか、全日本ライフセービング大会の予選会場に選定されたことから、追加補正をお願いするものでございます。また、中央案内所の躯体が経年により塗装がはがれていることから、塗装経費について追加するほか、歳入予算にてご説明いたしました県の緊急雇用創出事業が24年度においても活用できることから、これを活用いたしまして海水浴場の安全対策強化を図るものでございます。3目観光費の補正財源として、復興基金より175万円を充てております。

9款教育費、3項中学校費は130万円の追加、中学校の自転車置き場は屋根のみが設置されており、強風時には自転車が転倒することが多く、自転車の破損や事故等の原因になることから、自転車どめの設置工事を行い、安全確保を図るものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、B&G海洋センター勤務の職員を1名増としたことに伴う人件費の増加であり、2節給料から4節共済費まで所要額を追加するものでございます。

2目体育施設費ですが、B&Gプールのろ過機修繕について当初予算に計上したところでございますが、5月に施設点検を行った結果、経年劣化により操作バルブの交換が新たに必要となったことから、11節需用費で43万4,000円を追加し、夏季のプール開設に臨むものでございます。

3目学校給食費でございますが、6月から給食食材の放射線量の測定が実施されることになり、検査用食材及び検査用ビニールなどが必要なことから、11節需用費で4万5,000円を追加するとともに、18節備品購入費で線量測定に係る検体を細かくする必要があることから、フードプロセッサーを購入するものでございます。

以上、歳出予算総額5,350万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を35億4,350万円とするものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 1つお聞きいたします。11番、貝塚です。

8ページの衛生費の保健衛生総務費の881万5,000円の学校設立整備事業補助金、これは多々言われておる亀田医療大学ですか。そうすると、学校が保健衛生総務費の中に入るんですか、これ、学校事業補助金。ちょっと私、その辺がよくわからないんですけれども、学校というと教育関係かなというふうに思う。もしくは、補助金ですから、町内でない、町外ということで、これはちょっとどうなのかなと。今までちょっと気がつきませんでしたので、そのところをちょっと教えてください。まずそれを1点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 学校整備事業という補助金の内容でございますが、亀田医療大学への補助金ということでございます。

こちらにつきましては、元来、学校の設立趣旨というのが、看護関係、医療関係の学生さんの勉強をする場所という位置づけをしております。当初、補助金につきましていろいろ郡内で

協議があった際に、基本的に医療関係のすそ野を広げるための補助だという内容から、衛生費の中で対応いたしましょうということで、夷隅郡内2市2町で打ち合わせを行いまして、勝浦市、いすみ市、大多喜町、そして私どもの御宿町、この4市町同じ予算科目で、いすみ市、勝浦市、大多喜町につきましては、24年度当初予算のほうで可決をいただいた内容になっております。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 今お聞きしたが、私は、去年の10月ですか、広域議員として出席したときに、たしか亀田医療大学設立に関する役員の方がお見えになって、広域議会において寄附をお願いしたいというような趣旨説明をしておられました。そのとき広域議会においては、広域での寄附条例はないということで、この件については広域議会では扱わないというような管理者の話であって、その後、各市町村でまた持ち帰って、それぞれが負担額を決めたというように今日まで聞いております。

そして年が明けてからだったか、ちょっと記憶は定かでないけれども、議員協議会の中で説明がありまして、御宿町としては800万円の金額を助成するというような執行部からの説明を受け、その後、教育民生常任委員会において、るる説明があって、今日のこの補正に提出されてきたということなんですけれども、私はどうもひとつ納得いかないという部分があるんですね。

そのときの説明においても、大地議員なんかも、これは違うでしょうというような意味合いのご意見も出ていたようにも思うし、また瀧口議員においては、40年間そういう行為は行っていないと、前例がないと。また、寄附をする、助成するということに関しては行ってない、御宿町町外にはないというようなことで、これはちょっと違うんじゃないですかということをおっしゃっていただきましたね。

私自身は、正直言ってこの800万円という金額を、どういう試算をして出したのか、まずそれを1点聞きたい。それで、これは医療のすそ野を広げるためにということで協力することらしいんですけれども、実際に私、町長は50%自分の身を削ってまで財政運営を健全にしていこうと言って町政運営をしているわけです。そういう中で、実際にこの御宿町にその見返りというものを求められないものだろうとは思いますが、求めるんじゃなくて、この800万円をどういう査定して出したか知らないけれども、私は今、御宿町にしてあげなければならない、町民がこうしてくれということはたくさんあります。そういう中で、そういうものの財政措置をして、やはり町民の皆さんが本当に豊かに暮らせるような、かゆいところ

に手の届くようなことをきちっとやってあって、なおかつ余裕があってそういうところに寄附すると、あるいは補助をします。

しかし、実際に、現実に町内のいろいろな団体があって、今まで助成していた団体があります。だけれども、財源的に厳しいということでカットしてきました。一例を挙げれば、青色申告会においても4年前までは10万円の助成金を出しておられました。これは地域の正しい税金を納めてもらうために、やはりそういった団体の協力が必要であるということで、町からも助成をしていたし、あるいは食品衛生協会においても、町の公衆衛生向上のためにその団体が尽くされているということで、10万円ほどやはり助成されていました。

そうした中でいろんなところに、観光協会にしてもしかりです。法人とする前は任意団体でございましたので、かなりの助成をされておりました。その金額以外に出しておられたというふうに記憶しておりますけれども、そういうものが今はカットされています。食品衛生協会なんかはゼロです。青色申告会においては3万円です。そういう中で、ただもらうんじゃなくて、やはりその事業体は予算を立てて、事業計画を立てて、それで決算報告もされて、町のほうにお願いしますというような形でやっております。

そういう形態が、この亀田医療大学に対して、この800万円出すことによって、そっちのほうから、こういう計画でこういう予算でこういうふうに支出して、こうですというものが来て、ぜひ御宿町にもそれなりの負担をしてくださいということがあったのかどうか。それができたのかできなのかということが1つね。まずその2点をちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、補助金の内容についてということでございますが、教育民生委員会協議会でもお話をさせていただきましたが、平成22年3月から、一昨年3月ごろからお話が出てきたわけでございますが、具体的に私どものほうにどういう形でということでございますが、まず亀田医療大学が、医療のすそ野を広げるといいますか、今現在千葉県の医療現状におきましては、10万人以下ですと医師が全国45位、看護師についても44位というように、非常に医師不足という現況を踏まえた中で、今後の医療体制の整備ということを含めて、医療大学設立の話を国・県のほうに行ったそうです。その際に、公立病院の経営状態は非常に厳しいと県の担当から言われたそうでございまして、その中で公立病院の経営というのは多額の公的資金の注入によって維持されているのが現状だという中で、地元の自治体等について、イニシャルコストの一部を支援していただくことも重要なんじゃないかというよう

なお話があったと伺っております。

その内容を受けまして、亀田医療大学の開設事務局が地元の鴨川市といろいろ協議をしたときに地元市の財政支援ということで2億円。土地の支援として旧鴨川中学校の跡地、こちらを提供するというようなお話があったそうでございます。

それ以外の近隣市町村等の状況ということでのお話の中で、今の医療のすそ野を広げるという意味では、やはり看護師がいない。病院のほうでも、病床があったとしても、看護師不足で開設というのはなかなかできないという中で、看護師のすそ野を広げる意味で、近隣市町村のほうにも何らかの影響を与えるということで、お願いに回ったそうでございます。

まず、安房圏域、そして隣接の夷隅医療圏域というところを回ったと伺っております。その際のいわゆる補助金の積算というものに使われたのが、亀田のメディカルセンター、救急救命センターの患者の受け入れ数ということで算定をしたようでございます。その中で安房圏域が、いわゆるメディカルセンター、救急センターの受け入れが50.4%、約半分は安房圏域が使っています。このうちの半分が鴨川市だそうでございます。それ以外が安房圏域、いわゆる南房総市から鋸南町ですか、こちらを含めた市町ということでございます。

夷隅圏域の利用が23.6%ということで、鴨川市を除いた安房圏域と同じように、安房圏域が先ほどの50.4%から引きますと23.7%でございますので、その他は別といたしますと、夷隅圏域が23.6%、安房圏域が23.7%ということから、鴨川市が50%のところを2億円というふうな形で積算をされておりましたので、それに合わせまして安房圏域で1億円、夷隅圏域で1億円というような概算で、広域市町村圏広域事務組合の全員協議会のほうで説明があったということでございます。

この際に、先ほど議員さんも広域のときに行って話を聞いたというお話ですが、いわゆる広域事務として負担金、補助金としてお出しするということが検討されたそうでございますが、基本的に広域で取り扱う場合には、定款にこの部分がございませんでしたので、定款変更しなければならない。そうすると時間的になかなか整理ができないということで、各市町村で各々取り扱ったらいかがかというお話になったそうでございます。この各市町村のお話の中で、その1億円という提示と、それから当初は広域事務でというお話でしたけれども、その広域事務取扱いがなくなりましたので、目安としては現在広域のほうで人口割、そして均等割という一般的な助成をする場合の3%と97%という負担割合がございまして、これに合わせて各町村を振り分けたということでございます。この協議の中で、いわゆる1億円というのは、やはり地元から、安房圏域が1億円、確かに利用形態からすると同じパーセントで使用していると

いうことはわかるが、安房圏域と夷隅圏域では、多少意味合いが違うんじゃないかというようなお話があったようでございます。ではそれをどのように検討するかという中で、管理者、副管理者会議において、安房郡市で鴨川市を除く人口が10万3,000人、夷隅郡市が8万1,700人と、当時の対比がですが、それでは人口とパーセンテージを比較した場合は、1億円ではなくて8,500万円という数字が妥当ではないかということで、首長からお話があったそうでございます。

この8,500万円という金額を、先ほどの人口割、そして均等割で割り返しますと、今回の御宿町の負担というものが881万5,000円という金額になるわけでございます。これにつきましては、実際の夷隅圏域の中でパーセンテージからすると、10.36%で、メディカルセンターの利用実態は、御宿町自体を見ますと13%。今年度はもっと伸びています。ただ、教育民生委員会協議会でもお話しございましたけれども、医療の数字を補助金で使えるのかというご質問もございました。基本的に私どものところといたしましては、医療過疎という状況、御宿町にはご覧のように病院もございませんし、救急医療の対応というのは非常に困難になってきております。私どものデータから見ますと、夷隅郡内の救命利用よりも、実は亀田の救命のほうが1~2%高いという状況でございまして、そういった意味では、圏域の問題もございすけれども、中核として医療体制を少しでも整備できればということを考えて、今回こちらの補助ということについて計上させていただいたわけでございます。

実際問題といたしまして、今後の事業展開という中では、やはり非常に医療過疎的なものもございすし、先日もお話ししましたが、総合計画のアンケートの中で、医療体制の整備ということがトップに挙げられております。そういった意味では、やはりこれが少しでも私どもの町の医療現場の一助となればということをご期待しているわけでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 今、その881万5,000円の金額の査定方法は聞いてわかりました。そういう根拠に基づいて出しましたということで。

ただし、これは亀田病院に対しての当地域からかかった患者数の割合だというふうに思っておりますけれども、私は、それはいけないとは言わないですよ。だけれども、今、御宿町がそういうお付き合いができる財政状況であるのかということをお考えしました。そうすると、やはりこの金額は安い高いは受けとめ方にあるでしょうけれども、私はここまで出さなくてもいいんじゃないかなと。今実際に困っている事業、困っているいろいろなものがあると思うんで

すよ、早急にやらなくちゃならないこと。

それはきのうも大野議員が資料1として、小学校入学のときにもろもろのものがかかるという試算を提案してお話ししていました。ですから、そういうものもきのうの答弁の中では、そのことに関しては幾ら幾ら助成をしますというようなお話もなかった。ですから、そうやって同じ議員が、そういう形の中で困っているじゃないか、もっと地元の足元を見て、足もとで大事なもの、今やってあげなくちゃならないことをやった後に、そういう算出方法もあってこれだけになるけれども、御宿町はこれしか出せませんので、これでいかがですかと、そういう勇気があってもいいんじゃないかなと。町長、私はそう思うんですよ。

ですから、さっきも言いましたけれども、町長が50%、自分の労働報酬に対して身を削ってまでも健全な財政運営をしていかなきゃいけない、大変なんだということで頑張っているにもかかわらず、私にすれば、これは他のことですよ。医療圏以外で、なおかつそこで受け入れてくれていた、御宿の人たちの生命、助けられた人たくさんいますけれども、けれども我々自体は、1市2町で出し合って病院経営をしているわけですよ。その病院が今どういう状態にあるか。せっかく新しくして施設もよくして、さあといったときに、医者はいない、看護師はいない、だからこうなんだというよりも、私は国吉病院議員として皆さんから選ばれて行っていますけれども、営業収益が黒字ならいいんですよ。けれども、赤字なんですよ、見ると。そうしたときに必ずこれは各町村がまた出資してそれを補っていかなきゃいけない。それよりも、地元の人たちがきちっと病院へ、亀田まで行かなくたって、自分たちの自治体が経営している病院できちっとした治療を受けられて元気になるような、医者も呼んでくる、看護師も呼んでくる、そういうところにお金を投じて、より高い医療施設として私は助成していくべきだなというふうに思うんですけれども、それについて、だから今回のこれについては、私は非常にこの金額そのものがですね、出せる範囲内で出していいんじゃないかなったのかなというふうに思うんですけれども、町長、その辺どうなんですか。ちょっと考えをお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の立場で何か言うと、ちょっと貝塚議員さんと内容的に少し食い違いが出てしまうと思いますけれども、一応先ほど多賀課長からお話が、金額的なものは先ほど申し上げましたように、1つには人口割97%、均等割3%という中で、構成比的には勝浦市が全体の8,500万円のうちの25.94%、いすみ市が50.74%、大多喜町が13.4%、御宿町が10.37%、金額的には勝浦市2,166万9,000円、いすみ市が4,312万6,000円、大多喜町が1,139万円、御宿町が881万5,000円、こんな

内容でございます。

そういう中で、私の立場と申しますか、考えをちょっと申し上げますと、先ほどもお話がございましたけれども、全国的にも、あるいは千葉県の医療も大変な状況にあるということだと思います。とにかく看護師と医師の人口当たりの数が、千葉県においても本当に最下位に近い形でございますけれども、これから進めていく中で、とりわけ南房総地域の医療の崩壊を防ぐためには、看護師の安定的な確保が不可欠であると。医療大学は看護師や医師を養成する学校ということでございますが、看護師や医師を確保して、地域医療の崩壊を防ぐ一助となることを目指しているわけでございます。養成された看護師や医師は、亀田メディカルセンターを初めいろいろと支えていく中で、夷隅医療圏から御宿町も含めまして23.6%の救命救急、あるいは外来患者が亀田に行っているというような現状で、要するにそういう看護師とか医師の非常に、これからの地域医療を考えたときに、何とかしてこういう形で確保していかなくちゃいけないというような状況の中で、夷隅郡市また安房郡市、鴨川を含めましてそういう状況であります。

なかなかご意見に沿うような内容でなくて申しわけないんですけれども、私の立場としてはそのようなことをご理解をお願いしたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 3回目ですから、これでやめますけれども、私はその今の町長のお考え、それは間違っているとは思いませんけれども、だけれども、私とすればどうも納得いかないんですよね。私だけじゃないと思いますよ。町民の方もいろいろしてもらいたいことも、財政的に困難だからできないよということで我慢している方もたくさんいると思うんです。ですから、町長は協働の町づくりだということで町民懇談会もやったり、また行政改革の委員会等でいろんな町民代表の方とご意見を交わして、そして健全な財政運営、町運営をしていると思うんですけれども、そういう中で本当にこれでいいんですかというふうに私は思います。

そして何よりも、後で聞いたら、委員会の皆さんが全員が賛成じゃなくて、やはり結論が出せないというような会議が一、二度あったということで、そのまま本日、この補正が出されてきたということで、私とすればやはりそういうところできちっと結論が出て、そして提案されるのであれば、これは私は大いに結構だというふうに思っておりますけれども、とにかくいろいろと寄附して、その見返りというものは求められないんですよということであれば、必ずしもそこを出た生徒が地域のために働いてくれるかということも、それは約束ができない。そうあってほしい。学んで、この地域に戻ってこうしてほしいというのは、当然だれしも思うこと

であろうと思いますけれどもね、だけれども、実際に費用対効果なんていうのは求められないことでしょう。

よく予算の審議なんかしていても、そこに投資して、その費用対効果はどうなんだと、よく質問されて、こうです、ああですと言っています。町内に出すお金であれば、その費用対効果はどうなるんだということで、その団体もしくは出した先にいろいろと言うこともできるだろうと思うんですけれども、亀田医療大学においては、そういうことはできるんですか、できないんですか。そこをちょっと聞かせてください。一般財源からこの800万円を出すわけですから、やはり皆さんの血税ですよ。皆さんの健康のためにいいんだと言っても、そういう出した後のきちとしたあれができるのかできないのか、ちょっとその辺を。最後ですから、それだけお聞かせ願います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 大学は4月に開校したばかりでございますので、現在の亀田準看護学校では、総生徒数で326名、うち県内が287名、県外が39名ということです。そのうちの75%から80%が地元の医療機関に就職をされているというような状況は伺っております。

やはり傾向から見ますと、就職先というのが近隣を中心とした就職活動といえますか、就業するということが多いようでございます。夷隅郡内でも8名の方がいらっしゃるというような状況もございます。

それから、昨年、医療再生という事業を今郡市協同で実施しておるわけでございますが、救急車に亀田の先生が同乗するという救急体制をとっている広域が実施している事業でございます。昨年4月1日から3月31日までの、いわゆる23年度の実績というものを数値としていただいておりますが、昨年の7月1日から毎週木曜日の午後6時から翌日の6時まで、救急車に亀田の医師を派遣して救急医療体制をとっているというようなこともございます。そういった協力体制の中で、出動件数といたしましては、全体で63件、そのうち塩田病院20件、亀田病院27件、千葉循環器センター1件、いすみ医療センター1件、茂原神経外科病院1件、不搬送が13件というような数値もいただいております。

先ほどのいすみ医療センターの活性化というものも非常に重要なことではあるとは考えてございますけれども、今の現状対策の中で、医療過疎といえますか、医療現場というのは非常に格差がございまして、こういった中では御宿町の救急体制というのものも、町民に対して、先ほど申しましたようにアンケートでもそういう要望がございまして、やはり医療体制としては

非常に重要なことで、少しでも一助になっていただけるのではないかというような理解はしております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ここで10分間休憩いたします。

(午後 3時32分)

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時48分)

---

○議長（中村俊六郎君） なお、議場が暑くなりましたので、上着を脱いでやっていただきたいと思います。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今の件で、続けてちょっと質問させていただきます。

まず最初に言っておきたいことは、この議場にいる議員も職員も、また傍聴者もすべての人が教育、医療、福祉の施設の充実に関しては、ノーと言う人はいないと思うんです。もっと言い方すれば、もっとよくなってほしいというのが私たちの気持ちだと思っています。そういう中で、地域がそういう形で医療がよりよくなる、教育施設がよりよくなる、市の施設がよりよくなるという形の中で、議員も職員も切磋琢磨しているのが現状ではないかなと思っています。冒頭にそういうことで申し上げます。

質問を3つに分けて聞きたいと思っています。

まず、補助目的ですね。貝塚議員と重なる面もありますけれども、それと補助金の要綱、交付規則、それとその支出と政策決定、この3つに分けてお聞きしたいと思います。

1番目に聞きたいのは、補助目的ですね。どういう形でまずどこに、これは使途ですね、どういう目的で補助するのか。

それと総工費における自己資金、公的補助、負担金、県・国の支出項目、どういう形の支出項目があったのか、とりあえずそれだけ。

それと、担当は木原課長ですけれども、岩井さん、高梨さん、滝口さんという中で、補助金を町外に出した例があるのかと。広域とか県の事業とか県の枠組みとか、それは別で、町単独

で補助金を出した例がこの40年間あるのかと。その4点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 総工費といたしましては30億2,820万円でございます。財源内訳といたしましては、寄附金が19億9,920万円でございます。公的資金が10億2,900万円でございます。この内訳といたしまして、国庫交付金、地域医療再生臨時特例基金というのが6億4,498万2,000円でございます。それから、地方公共団体補助金等ということで、鴨川市が2億円、安房郡市が1億円でございます。夷隅郡市が8,500万円という内容でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 国はどこかの所管でどういう款項目で出たのかと。要するに県・国の交付金の支出項目、金額。国はどこかの省庁の何の支出項目でどのくらいの金額を出したかと。

それと工期ですね。これはどういう目的でいつているのかと。ちょっとそれが抜けていますので。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 基金といたしましては、地域医療再生臨時特例基金ということで、看護師学校施設整備事業という内容でございます。先ほどのトータルの内訳といたしまして、6億4,498万2,000円で、施設整備に5億4,498万2,000円、設備整備に1億円でございます。

補助目的ということでございますが、こちらにつきましては、地方公共団体が町外市町村の学校法人に寄附や補助ができるかというようなものも含めまして、普通地方公共団体がその公益上必要がある場合におきましては、寄附または……

（瀧口議員「聞いていない。どこの所管が出しているかということだけ。国のほうはどこかの省庁が出したか。県はどこかの課が、款項目のうち何を出したかと、この2点です。それと総工費が出ましたけれども、それは何に使うんだと。それで工期はどうかということですよ。国はどこかの所管庁からその費用が出たのか、款項目ね。それと県はどこで出したのか。市町村は聞いていません」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 大変申しわけございません。総事業の内容しか、手元ございませんので、後ほど調べましてお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 一番大事なことなんですよ。どこの所管が出したと。これは福祉で扱っていますけれども、貝塚議員が言っているように、これは大事なことだと。文科省だと言っている中で、県と国のほうはどういうところから款項目、省庁のどこから出てきたかというのが一番大事で、それは指摘してあったわけです。それと、これはどこに使われる金なのかと。この御宿が寄附しようとしている金がどういう目的でどこへ使われるのかと。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 医療大学のほうは、この4月に開設いたしまして、今回の助成は学生会館の助成に充てるというふうな予定でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちゃんと質問に答えるように言ってください。

工期。それで、学生会館とは何ぞやと。公益性がある学生会館ですね。何が公益性があるんだと。学生会館のその工期はいつからいつまでと。それで、その御宿の金がそこへ、どんぶり勘定になるんでしょうけれども、そういう中で言っているように、僕は最初から支出項目は教育関係、あるいはちょっと我慢すれば総務のほうかなと思っているんですけども、基本的にまず僕は間違えたと思っているのは、亀田病院と大学は別法人です。一緒のグループかもしれないけれども、会計はどんぶり勘定じゃないです。ちゃんと別に分けています。グループであっても別です。医療に幾らかかろうとも、それはまた別の形で、医療に寄附するんなら、御宿町あるいは地域の人が亀田病院に寄附するのは、それは自由でしょう。簡単に言えば、すし屋をやっていて、すし屋が今度はラーメン屋をつくると、お客に、おまえ食っているからラーメンつくる開店費用を出せというのと、これは似たようなものなんですよ。これはちょっと別に置いて、わかりやすく説明しましたけれども。

まず支出目的、それは学生会館だと。大学の設立準備ですか、学校設立整備と書いているから、何とか落ちつくんでしょけれども、学生会館とはどういうものか。それが公益性につながるのか。それが、やれ看護師の養成でどうのこうの言って、御宿とか地域にどういう波及効果あるのかなんて、これは反対給付を求めないという補助金の条項の中で、ましてや職業の選択が自由な中で、どこへ行こうと、ひもつきじゃないんだから、勝手なんですよ。

とりあえず、その質問に答えてください。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 失礼しました。学生会館という内容はどうかということでご

ございますが、学生会館は食堂やロッカールームなどを設置いたしまして、医療大学の全学生を対象といたしました施設になっております。学生が快適な環境で高度な医療技術が学べるようサポートするための施設で、大学施設と一体と見ることはできないのではないかと思います。看護師や医療の道に進む学生が減少している中で、多くの優秀な学生を集める要素として、快適な環境を整備することも生徒の募集の上では重要なことだというふうに認識しておるわけでございます。

開設につきましては、現在工事を着工しておりまして、24年度中には全部完了するというふうに伺っております。

○議長（中村俊六郎君） 支出目的。

多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 公益性につながるかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる学校の大学施設と一体化した施設というように位置づけしてございますし、この施設におきましては、一般の公開講座あるいは入学式、卒業式、というものもイベントとして、またあるいは図書室も併用してございますので、一般の方がそちらで医学書の研究をすることも申請によってはできるというふうに伺っております。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） ご質問は、40年間にどうだというお話ですが、具体的には15年程度さかのぼって調査いたしました。議員協議会でも言いましたけれども、国外の災害とか、寄附とあわせて補助金を出したという事例はありますけれども、これに近い事例というのはなかったところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この会議が終わるまでに、課長、その所管を調べてください。会議が終わればいいんじゃない話ですから。

そういう中で、今度は、まず学生会館と聞いて笑っちゃう話の一つでしょう。それともう一つは、金額の査定ですよね。広域で取り扱わないと言っているのと、これだけ寄附をしてくれと、普通そういう話はないよね。相手の懐と計算してどうかというので、この査定は、要するに間違ったところで査定していると。査定根拠がまず間違っているのと、向こうから大枠で1億円出してくれと、それについて寄附をやっていると、こういう寄附の事例はあり得ない。

次に移りますけれども、補助金の要綱、交付規則ですね。先輩方に講義するつもりはないんですけれども、補助金というのは、町の自治権の及ぶ範囲に出すのが、これは補助金です。な

ぜかという、自治権の及ぶ範囲でしたら反対給付を受けなくていいと、利害を求めなくても、1円たりとも町が出す予算は福利厚生に資しているんですよ。それで足りない分は県・国が補助を出してくれて、交付金をくれて、一つの自治体が成り立っていると。隣の町も、やっぱり自分の自治権の及ぶ範囲で大きな工事やるとか、いろんなときは県・国の補助金がある。こうやって日本じゅうが上がって、県があり国があると。簡単に言えば、そういう話です。

そういう中で、今まで言われたように40年間脱法行為はなかったと。町外に出したことは、災害とか戦争とか、そういうときしかないんですよ。これはもう人道的に認められるという中で、まず補助金の使途自体が、医療といいながら、町外に、自治権外に出すことは無理なんです。だから、選挙権があるのは、御宿町民が選挙権があつて、御宿の財政にかかわれるわけです。鴨川の人にはかかわれないんですよ。それで、この支出項目に合わないということを1点指摘しておきます。これは出してはいけないお金なんですよ。医療といえども、福祉といえども、これは出せないお金を支出項目に上げちゃったんですよ。それは広域で、みんなで赤信号渡れば怖くないと同じで、みんなこれは違反なんですよ。それをまず認識してもらわないといけない。

だから、違った形で医療とか大学とか、そういうところに補助していくという方法もあると、町長が委員会室で言っている、その方向でいけばよかったのに、そういう方法をとらなかったと。隣近所が大切だという判断もあるかもしれないけれども、この支出項目自体が自治権の及ばないところにいっちゃっているというのが一つの問題です。これはできない話。

例えば例を挙げれば、八ッ場ダムがある。これは県と国と都と地方自治体が共同でやる事業だから、千葉県が八ッ場ダムに支出できると。千葉県は千葉県のエリア内しかできない。それは共同事業をやるときはそういう形。そのかわり水をいただくという形のものがある。御宿も広域でやるのは、広域の事業で県も認めている、広域の組合も認めている、そういう中で連携して事業やるけれども、全くできない話、これが1点。

それと、目的も本体をつくるとか何とか、そういう話の前に支出がもうだめだから、目的を聞いてもだめなんですよ。目的外に金を出すのが正当かどうかという判断をして、正当じゃないと僕は判断していますから。というのは一つの例として、今までの市町村長、岩井さん、高梨さん、滝口さん、歴代にわたってこういう話があつても、これは補助したくてもできなかったんです。だから、していないんですよ。それをまず忘れないことです。

だから、使途とか目的とかいうものが、もう入り口でとまっちゃっていることなんですよ。これは監査にもし聞ければ、僕は監査に聞きたいと思っている。もしこういう形でいったら、

監査の話をいつか聞きたいと思っています。

それと広域の説明でも、それはなかなか難しいと。地方自治法における支出の根拠、御宿の要綱ですね。あと広域の説明。そういう中で30年間ないと。利便性を求めないと、利益を求めないと、反対給付を求めないと。だから結局この補助金はやりっ放しなんですよ。何の効果も利益も、何も求めていけないというのが、木原課長が配った補助金交付の要綱なんですよ。

それともう少し読ませていただければ、補助金の位置づけ、地方自治法232条の2項において、公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。確かにできます。自分の圏域内だったらと規定されています。この規定の趣旨は、無前提な寄附行為、または補助は、地方公共団体の財政負担などさまざまな弊害を招くおそれがあるため、補助を行う場合においては、慎重にその必要性及び効果等について検討することを要し、客観的に公益性の必要性が十分に認められる場合に補助を行うべきであると。補助交付にかかわる職員は、地方自治法の趣旨を十分に認識し、実務に当たる必要があると。これは総務省の通達のようなものです。

そういう中で、学生会館に出す必要性とか、そういうものの議論を展開する余地はないという事は、補助金の支出ができないからです。もう少しわかりやすく言えば、ちょっと世俗的な話で申しわけないんですけども、例えば御宿町は、地方自治体の御宿町としますね。それが一つの仮定として、年間100万円支出が必要だと、金が必要だと。おやじと子供で働いて45万円しか稼げない。これが御宿の実情です。あとは親戚、親、兄弟に55万円寄附してもらっていると。これは県・国の補助です。そのおやじが、隣のおっかあがいい女だと化粧して800万円やっちゃうのと同じですよ。隣のおっかあの面倒は、隣のおやじと親戚と兄弟が面倒を見る。御宿がちょっかい出す話じゃないんですよ。御宿の町は、御宿の町長が御宿の権限の及ぶ範囲内で支出をしていくと。足りない分は国と県が補助すると。簡単に家庭に例えれば、単純明快です。

そういう中で、財政健全化を図るという中で町長はみずからの身を削って、50%カットして財政健全化に努めていると。総務課長も言われるように、御宿町は鉛筆1本までも行革に努めて、もうほとんどやり尽くしちゃっているということはよく言われています。私もそう思う。この夷隅郡内あるいは県下でも大変行革にすぐれた町だと思っています。職員もこうやっているという中でこれをやったら、今、貝塚議員言われたように、もう行革の歯どめはないですよ。ずるずるになっちゃいますよ。要するに、隣のおっかあにやる金があったらくれよと、私たちの要望も出してくるよと、当然そうなります。それも費用対効果を求めちゃいけないと。これ

は木原課長がくれた案文ですからね。反対給付を受けないと、利益、利害を求めないと。御宿町内でやれば福利厚生に絶対なるという中で、支出できないという、私のこの考えですけれども、それは個人的な見解だというんでしたら、その個人的な見解にならないところを指摘してもらいたいです。

それと、これは僕は教育施設だと思っけていますけれども、医療という形でもし言うなら、国吉病院の話は、今、貝塚議員が言いましたけれども、とってつけたような話じゃ嫌らしいというのは、大原町と言っちゃあれなんですけれども、大原に準看の学校があるのをご存知ですか。これは医師会がやっている学校です。医師会が勝浦市夷隅郡医師会立夷隅准看護師学校、これですよ。医師会がやっているんです。それも隣の町にあるんです。そういう中で、今までこういう医療だ、福祉だというなら、介護だというなら、何らかの教育的なアプローチをしたのかと。補助をアプローチしたのかと。大多喜は御宿と同じ郡市ですよ。三育学院には看護科があるんですよ。これに何かアプローチしたのか。補助を出したのか、寄附を出したのかと、設立のとき。そんなもの全然やっていないで、とってつけたような話。この準看のあれは医師会がやっているんですよ。それで昭和30年から開校している。そういう中で、準看のをやって、今度は正看になるために一生懸命千葉へ通っていると。仕事をしながら通っている。こういうところに補助を出して、育英資金をつくって、準看を正看にして、結構なんですけれども、正看にして、そういう活動をするのが地域の医療のすそ野を広げる本来の姿じゃないんですか。それもやっていないで、突然金を800万円ほうり投げる。あらっばしい話だよ。それもできない金をほうり投げると。どぶに捨てるようなものです。それも学生会館じゃないですか。

これだって入学金も大変高い。15万円、授業料が36万円、施設費等々を入れると大変な金額になる。こういうところに地域に密着した人を育てていくと、育英するということは前に大竹課長が課長のときに聞きましたけれども、岩瀬育英資金もありますけれども、ほとんど使い勝手悪い。そういう中で、そういう育成をして、それでもというなら、また違った形もあるけれども、とってつけた話じゃないですか、こんなのは。とんでもない話だよ。

だれも医療とか福祉は反対しないけれども、45万円しか稼げないんですよ、御宿町は。50万円、親兄弟、親戚からやって、おやじの町長もみずから55%しか給料もらっていない。大変つらい思いしている。そういう中で、これはない話ですよ。それで費用対効果を求めちゃいけないと、利益を求めちゃいけないと。これが補助金の規定です。そういう中で、なかなかこの件に関しては難しいと思います、支出の根拠がないから。

○議長（中村俊六郎君） 滝口議員、論点と争点を明確にして簡潔にお願いします。

○9番（瀧口義雄君） 論点は、補助金の支出規定はないと。あとは育英資金等こういう形で今後、医療、介護というものがあつたら、これをつくっていくのかと。

その前に調べてくださいよ、款項目、どこの省庁か。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 新設の関係でございますけれども、大学設置学校法人の審議会が文科省のほうに答申をしたということで、医療関係の大学につきましては、文科省に申請したということでございます。

それから、公共性ということで町外のほうに……

（瀧口議員「千葉県」と呼ぶ）

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 千葉県は手持にありません。千葉県は少し待ってください、もう一度確認します。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 4時17分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時29分）

---

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 貴重なお時間を大変恐縮でございます。

先ほどの案件につきまして、もう一度整理をさせていただきたいと思いますが、認可申請、こちらについては文部科学省でございます。こちらの資金につきましては、厚生労働省所管の地域医療整備再生臨時特例交付金、これが千葉県に交付されまして、基金から学校法人のほうへ交付されるというルートとなっているということでございます。

県のほうの担当所管課でございますが、医療整備課ということでございました。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員のおっしゃるように、補助金については、地方自治法232条の2によりまして、公益性必要がある場合に補助が可能というふうになっております。

ご指摘の自治権の及ぶ範囲ということでございますが、これについて補助金が当該自治体の自治権の及ぶ範囲に限定されるという条項についてはないというふうに規定されておまして、あくまでも公益上必要があるかどうかという判断だと思います。郡内の市町についてもそういう目的の中で判断をして議会のほうに提案して、承認されたというふうに理解しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 公益性の問題ということで、反対給付を求めないという中で、御宿町にとっての公益性はないんですよ。それで費用対効果を求めない。夷隅地区に看護師等々がどのくらい来るとか、来いとかということは職業の選択で言えないんですよ。そういうことです。

それと要綱ですね、今度は。13条と14条、これが果たして行政の権限でできるのかと。補助金をもらった人は、使途について報告を書類で出すのはわかっていますけれども、立入検査までする権限は御宿町にあるんでしょうか、14条。

それと30億円の事業の中で、どうやってそれが使われたかという帳簿及び証拠書類の提出を求めると。30億円もいっちゃったものについて、880万円ですか、これをどうやって精査するのかと。書類は当然提出するでしょうけれども、立入検査ですね、果たして行政に、当然税務とかそういうものは立入検査できますけれども、この補助要綱に対してできるのか。どうやって検査するつもりなのか。また、違法とかそういうものが果たしてどうやって発見するのか。なかなかこの13、14条は、決算の書類をもらうのは当然ですけども、ちょっとその辺説明願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 立入検査につきましては、基本的に権限が及ぶ範囲かというお話もございますが、交付申請の際に通常は要綱の申し合わせ事項ということで、何らかの疑義が生じた場合は立入検査をさせていただくということで補助要綱の内容になってございます。

支出行為についてどうなのかということでございますが、基本的には国の補助金も受けているということと、県の交付金も使用してございますので、交付申請の際、それから最終的な決算、そういったものを見まして、勘案し検討させていただくということになるのかなと思われまます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今聞いているのは、決算とかそういうのは当然もらうのはわかっているんですけども、立入検査、読みますと、職員に事務所、その他施設に立ち入り、帳簿、その他の物件を検査させることができる。これは権限あるのかと。予算執行の話ですけども、

御宿町のどこの法令に基づいてこの根拠があると。これは警察権と同じような感じなんです。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 当然こういった形で補助を出すわけでございますので、やはりその有益性といえますか、それがきちっと適正に使われているかということは、やはり何らかの形で検査は必要だというふうに考えております。それが警察権による立入権が及ぶんだというお話でございますけれども、基本的には私どものほうですと、事務处理的なものに基づくものというような考え方しか求められないと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これは日本語ですよ。立入検査と書いてある。読んでいるでしょうけれども、補助事業者に対して報告を求める、または職員に、事務所その他施設に立ち入りですよ。帳簿その他の物件を検査させることができる。それはしなきゃいけないんですけれども、補助金が適正に使われているという判断を書類でするんでしょうけれども、この1項が、税務とかそういうのはわかりますよ、立入検査はあります。税務署もわかると、警察署もわかると。御宿町も税務課はそういう形である程度できるという中で、あなたの所管で、どこの条項に基づいてこれがよそ様のおうちに入るといえることが可能なのかと。書類の提出は当然と思っておりますよ。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ですから、帳簿その他の物件を検査させることはできるということでございますので、当然その帳簿に基づく工事関係の機械関係、あるいは附帯設備、そういうものの確認という意味でございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

関連になりますが、今のところなんですけれども、私、聞いていてわからないのは、今回の事業が単独事業なのか共同事業なのかということがよくわからないんですね。先般、今議論されております交付要綱案を示していただいたわけでありましてけれども、これは単独であれば、町の判断で、これは信頼関係でしょうから、相手が合意すればできるということなのかなというふうに個人的には理解するものでありますけれども、そういう意味で、また戻りますけれども単独事業なのか共同事業なのか。

るる説明を聞いていると、共同事業っぽいような説明をいただいているんですけれども、そ

うじゃないですね、これはね。単独事業ですよ。ですから、まずその辺についてちょっと確認をしたいんですが。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 先ほどから経過についてはご説明しましたが、現在は単独事業です。町が単独でということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そうしますと、ずっと説明の中でこの事業に関してさまざまな自治体、また個人、また国の費用も含めてということでもありますけれども、この夷隅郡市は先ほど医療圏とか圏域とか、いろいろな議論をされておりますけれども、そういう中で一番最初の質問者は、なぜこういう金額になったのかという質問を出されましたね。そうはいつでも、これは単独事業だということなわけでありますから、なおさらよくわからないということになります。それで、よくわからないのはわからないままでありますので、次にいきます。

この間、圏域内のいわゆる医療施設の整備、これはたしか山武地域の公的な医療施設の補助、負担含めてそういう協議がされたということではありますが、この地域はその事業に対しては協力しないと。負担金か補助金かよくわかりませんが、一定の負担を求められたことについて、この地域からはそのことはしないというようなお話を伺っております。それが事実なのかどうか。

それで、この交付要綱なんですけれども、これを見ますと、公布の日から施行して25年3月31日をもって効力を失うというふうにこれは記されております。要するに、この補助を行うために単独でつくった要綱だと思うんですね。それが、先ほど見解の相違かもわかりませんが、こういうものをつくらざるを得ない、そういう性格の補助事業であるということは明確だと思うんですよ。

それならば、先ほども圏域内のそういう学校に対する補助、またそういう学生に対する補助をするのかしないのかという議論もありましたが、今後、私学がこのような助成を町に対して要望したときは、いつでもこういうものをつくって対応するのかということなんです。要するに、医者だとか看護師だとかそういうものの養成であれば、日本国じゅうどこでも補助するんですか。外国でも補助するんですか。そういうことだと思うんですね、今議論されているのは。今、外国からも観光地だとかたくさん日本に来て、日本で免許をとり直して実際の事務に当たるといふことがあるようでございます。そういうところまで補助できるということなんです。そこまで広げてよいということなんです。それについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、山武医療センターのお話が出ておりましたので、そちらからお話をしたいと思います。

こちらは教育民生委員会でもちょっと触れさせていただきましたけれども、私どものほうに、県議のほうの指摘を受けたということで、山武医療センターの事務局と、東金の副市長がおいでになりまして、助成につきましてのお話がありました。ただ、そのときは実態的な要素の中で、確かに医療圏内ということはございますけれども、私どもが利用するという状態から想定しますと、山武医療センターまで48キロ程度ございます。鴨川の亀田病院というのが24キロぐらいだそうでございます。距離的に見ますと、利用としてになかなか山武までというものもいかなものかなと。その際にも、救急医療というお話もちょっとされました。やはり救急医療の場合に、二次医療圏として山武に救急車が行くということもあるので、今後そういった救急医療の利用量に応じては、何らかの負担をいただけないかというようなお話でございます。今後開設した状況に応じてということで、差し当たっての助成、協力ということにつきましては見合わせていただきました。私どもだけではなくて、夷隅郡内のほうで一応協議をした中で、そのような方向性を出したというふうに伺っております。

今回の要綱に基づいて、今後こういったものについての取り扱いをどうするかというお話でございますけれども、今回の助成につきましては、やはりどうしても医療というものから離れられないところがございます。海外の医療体制、もっと遠くのほうまで補助するのかということでございますが、先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、実態的な利用というものを見ますと、やはりある程度の範囲として、今後の医療圏につきましても5年に1度の見直しがございますが、三次救急としては亀田病院は入っております。今後、二次医療圏の整備として、郡内のいすみ医療センター、塩田病院というところもございますけれども、医療の充実のためには医療圏の見直しというのも、今後必要になってくる中で、やはりその核となる病院の整備ということが、医療体制の整備につながっていくのではないかなということで、単独で今回の整備事業のみに対して補助金を交付するというふうな内容の要綱とさせていただいたわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 外国というのは余りにも飛躍しているとは思いますが、私が聞いたのは、今後このような私学からの助成の要望、こういうものを受けるのかということなんです。それにはお答えになっていないですね。

それともう一点ございます。時間もあれだと思しますので、先ほどの説明の中では、この類似の事業については3月議会で処理をされたというご説明だったと思うんですね。そうしますと、類似の事業ということでございますので、個々の対応というのは、当然単独事業ということでの提案だというふうに思いますけれども、説明資料の中にも先ほど課長、また町長もご説明になったとおりだというふうに思うわけでありましてけれども、なぜ御宿町は3月に提案されなかったんですか。3月と6月の違いというのはどういうことなのか。この2点について。

---

### ◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

もうすぐ午後5時になります。

議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

---

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今回のそもそもの流れということにつきまして、以前もご説明をさせていただきましたけれども、基本的なお話は、広域市町村圏事務組合のほうにお話が当初ございました。それで、首長間あるいは全員協議会といったところでご説明がなされたように伺っております。そういった中で、郡内の勝浦、いすみ、大多喜、御宿の各首長が、これにつきまして賛同したという中で、一つの位置づけができたのかなというふうに考えられるわけでございます。こういった中で、この事業に対しましては、やはり郡内共同の見解として、医療の普及という中では、一定の認識といたしますか、一定の必要性というものが語られたことによって、この補助事業というものが始まったのかなというふうに推察されるわけでございます。

その後、単独で個々のというのは、先ほど申しましたように、広域の定款にはないものですから、そういった意味で個々対応というふうになったということです。補助金の積算につきましては、広域市町村圏事務組合の通常の負担割合というふうな形で進んでいたわけございま

す。

こういう中で、私どもを除く郡内のいすみ市、大多喜町、勝浦市は3月の議会で提案いたしました、新年度予算で承認をいただいております。たまたま私どものほうの議会が、議会の日程の関係で一番早い時期に開催されるということがございまして、連絡調整といえますか、先ほど何点かほかの補助というお話もあった中で、共同歩調というのが果たして郡内で統一化されるのかなという危惧感もございましたし、またそういった情報の整理ができていなかったということでございまして、そういった状況からも早い時期ということで、ほかの郡内のほうは交付申請を出させる状況にございますので、私どももこれ以上という時間的な見解もございましたので、6月、本議会で提案をさせていただいたという経過でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 再質問です。

要するに、私学からこういう要望があった場合、受けるのかと。それは別に圏域だろうと圏域外だろうと、要するに広く看護師や医者ですよね、これは慢性的に不足しているのは私も承知しております。全国どこでも受けるのかということです、簡単に言えば。だって、広くそういうことで、圏域であるということで認めたから、こういう要綱をつくったわけでしょう。これは何度も言いますが、単発ですから、これはこれで終わるんでしょうけれどもね。

今、事務職からの説明がありましたけれども、今のは事務職の説明じゃないと思うんですよ。これは事務職が提案をするんですか。どなたになるんですか。御宿町長石田義廣と書いてありますけれども、これは町長の権限で提案されているんじゃないですか。これは事務官が判断する問題なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今後のことにつきましては、やはり今、経緯、経過については多賀課長が申し上げたとおりでございますが、亀田病院、今回やはり広域に要望が来た中でも、学校法人鉄蕉館、医療法人鉄蕉会と、両名で来ていますので、先ほど申し上げましたけれども、1つの学校での看護師の養成と、病院のいろんな事務といえますか、医療と一体となった形で私は考えております。

そういう中で、地域と夷隅郡市、御宿町、非常に密接な関係があるということで、2市2町の首長で基本的な合意をさせていただいたと。そういう中で広域の皆さん方にいろいろ全員協議会とか会議の中でご説明させていただいたという経緯がございます。

今後、私学の関係で希望があるかどうかわかりませんが、余りないとは思いますが、

もしあった場合は、やはりそういう広域に対して来た場合は、果たして広域内での対応をどうするかという協議はなされるかと思いますが、そのようなことだと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ちょっと質問に答えていらっしゃらないと思うんですよね。

1つ目の質問は、何度も言いますけれども、3月議会ですね。他の対応と言いますけれども、これはだって単独事業でしょう。判断して提案するのは個々でしょう。一定の枠としては、それは今、町長おっしゃったとおり一定の合意とか協議がされたのはわかりますよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 3月になぜ提案しなかったということに関しましては、1つは多賀課長のほうから申し上げましたけれども、もう一点につきまして申し上げさせていただければ、やはりいろんなご意見がありましたので、できましたらある程度期間をいただいて、皆さんのご同意というか、ご理解をいただきたいなということでここまで来ました。何回か議員協議会、あるいは石井議員さん、委員長であります教育民生委員会でも会議をしていただきましたけれども、最終的な部分で、意見の統一といいますか、合意といいますか、それがなかなかできなかったという現実がございますけれども、とにかく私としましては、やはり非常に重要な問題だと、ぜひご理解を願いたいということでご提案させていただいたわけがございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この問題はこれで終わりにいたしますけれども、私は、やはり自治体が本来あるべき姿は何なのかと。それともう一つは、今一番行政として優先すべきは何なのかということをもっと広域の段階で議論をしていただきたいと思いますと思うんです。これは個人の寄附もあるわけです。国からの補助もあるわけでありますから、そうした中で本当に必要なか必要じゃないのかと。それから、医療圏の問題も確かにあると思います。それはそれでありますから、そうであるならそういう事務をやっぱり一方を進めるということも当然だと思うんですよね。

それと一番肝心なのは、ずっと何人かの議員もおっしゃられていましたけれども、我々の加盟しております、つくっております、いわゆる国吉病院ですよ。ここはやっぱりきちんと救急医療も含めて受けるという体制を一刻も早く構築するというのが第一課題じゃないですか。御宿町の利用者も、それほどまだ増えていないんじゃないんですか、負担金対応の中で。だから、ここに腰を据えるということは、町長も理事者の一人であると思いますので、やはりそこをまずきちんと据えるということが大事だと思いますので、管理者会議などを含めましてきち

んとそうしたものは議論をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。幾つかの大事な問題がありますので、2つほど確認をさせていただきたいと思います。

1つは防災諸費ということで、備品購入、これは7ページの款7ですけれども、総務費の中でありますけれども、備品購入ということで、先ほどライフジャケットというようにご説明ありました。一般質問の中でも説明があったわけでありますけれども、これは具体的にどのようなものなのかということですね。たしか、390数着とかというようなきのうの説明もあったかと思えます。いわゆる保育所と小学校ですか、御宿小学校の児童と教職員の数ではないかなと類推するわけでありますけれども、このライフジャケットというものはどういう機能を持つものなのか。

それから、例えば岩田保育所というのは海岸のすぐそばであります、ご承知のとおり。保育所移転等の話も具体的に今出てきているわけですが、ここはたしかゼロ歳児からの子供たちを預かっていると思うんです。ライフジャケットというのは、こういうゼロ歳児でも対応可能なのでしょうか。

それからもう一つ、きのうの中で、小中学校のいわゆる義務教育費以外の負担ということで、この軽減の話もされましたけれども、この中に小学校の入学時ということで、防災ずきん2,000円ということで載ってございます。このライフジャケットというのは、そういう面では、子供たちと申しましょうか、保護者に対して負担があるのかどうか。町が全額購入するものなのか。

それから、これは個人に借用するものなのか、それとも数をもって、要するに子供が買って、町としてきちんと配備する。子供が増えたら当然増やすという対応でよろしいのかどうか。これは多分有効な手段であろうと思うんですけれども、ちょっとこの内容を具体的に説明いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず、ライフジャケットの機能ということではありますが、これは水難事故防止に資するジャケットであります。今回購入いたしますのは、保育所児童142名、保育士用として20名、御宿小学校の児童217名、教職員用19名ということで、トータル398名分の枚数となっております。

ライフジャケットにつきましては、既に防災ずきんというものも配備されておるところであります。後頭部の打撃に強い、後部を囲うようなタイプのライフジャケットを購入したいと

今検討しているところであります。

大きさについてはさまざまな大きさまで対応できまして、最低の大きさを申し上げますと80センチからの対応になっております。そういうことでありますので、ゼロ歳児、乳児でちょっと使えない部分はございますけれども、大半のお子さんは対応が可能なのではないかなと考えております。

それとあわせて、管理につきましては貸与ということで、施設の備えつけで対応、保管をし、あくまでも町の備品であるというような管理を徹底していただくということになるかと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

備品購入につきましては、今回のこの予算の中に、大きく申し上げますと発電機、避難所への発電機10基、これが約150万円程度予算を措置させていただいております。あとハロゲンライト10基、これも避難所用となっております。このほかに一輪車であるとか、フォーク、剣スコップ、角スコップということで、有事の際の備品を購入させていただくという内容になっておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ライフジャケットということで、これは水に浮くわけですね。ですから、洪水対策にも非常に有効であるということで理解いたしました。

そうしますと、先ほど指摘をしましたずきんですね。こういうものを2つというのはなかなか、やっぱりとっさの場合でございますので、それと父母負担にもなると。一定の、頭のほうにもライフジャケットがあるということであれば、やはりそれは今後一定統一すべきであろうと。2つ持ってというのと、なかなかライフジャケットも、その着用をきちんとやらないと効果を発揮しないというふうに思いますので、私はそれだけでもう手いっぱいだと思うんですね。二重にやるということはいかがなものかなと思いますので、これはもう予算化をきちんとされたときには、その辺はきちんと整理をしていただいて、やっぱり俊敏、適切な対応をとっていただきたいと思ひます。

次に移ります。

岩和田小学校と児童館、ガラスの飛散防止というお話をされましたか。これは御宿小学校も大規模改築のときに、私、教室とそれから廊下の間、これが普通の木製サッシでございます。ガラスも昔どおりのガラスでございますので、単純な振動でも外れてしまうんですね。私はそのときも、わずかですので、せつかくですからこれも予算措置して整備すべきではないかという話もしたんですけれども、残念ながらそのままの状況だったと思うんですね。ですから、

当然、小学校のサッシ、特に教室の中の木造のサッシは非常に危険だと理解をしておりますので、これに対する処置というのにも必要だというふうに思うんですけども、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 小学校の飛散防止ガラスということでございますが、今のところは、窓ガラスから離れて机の下に潜るという訓練を繰り返し実施しているところでございますが、今後は財政とも協議しながら、飛散防止ガラスの設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今回、基金について、要望のあった両保育所、あと児童館のほうに飛散防止としてやりましたけれども、今後、小学校、また公民館はどうか、そういう要望を聞きながら順次やっていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

それから、いろいろ防災関係、備蓄品をそろえるということではありますが、例えば避難所、きのうも質疑ありましたけれども、全体の避難所では2万2,090名ですか、計画人数ですね。例えば御宿小学校と公民館は、津波の場合は浸水のおそれがあるので、一応カウントしないということで、2番の中学校から10番のB&Gセンターとなっていると思うんですね。高校、こちらにも備蓄を置くということなんですが、やはり時間との関係もありますけれども、どこにどう逃げるかということで、例えば同じ距離の場合、津波についても一定の避難ルートの方角性というのは図では示されておりますけれども、どこを選ぶかというときに、備蓄関係はどういうものがあるかということも大切だと思うんです。そういうこともありますので、これがきちんと予算化された中では、収容人数とともに、そこにはどういう備蓄品が配備されているのかということは、やはり庁内だけではなくて、町民的にもやはりこれはきちんと示す必要があるというふうに思うんです。この辺についてはどう考えるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 石井議員のご質問のとおりでございますが、今県の地域防災計画の中でも備蓄品について計画を見直して位置づけをしていくということでもあります。御宿町におきましても、これまで備蓄品につきまして計画なるものは持ってございませんので、きちっとしたそのような避難所に合わせた、人口想定、また被害想定、そういったものを含めた中で

どのような備蓄が必要なのかというものは、再度並行作業の中で今検討しおるところであります。

特に今回、旧御宿高校につきましては、避難所ということで拠点になる施設でありますので、その1階から4階までの有事の際の避難者の受け入れ人数がどうなるのかというような、そういう割り振りも含めて細かな計画を持っていきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

もう一つ、放射能の検査について、保育所とそれから学校関係、予算化されておるわけですが、これの具体的な運用について伺いたいというふうに思うんですけれども、それとあと、たしか6月から県のほうが行うということで、ホームページにも載っておったかと思えますけれども、新年度になってから学校給食関係の検査はどのようになっているのか。それから、これはたしか東上総教育出張所に委託をして行うということであるようでありますけれども、この人員は具体的にどうなっておるのでしょうか。例えば向こうから来て処理をしていただけるのでしょうか。それともこちらから持っていくのか。あとはそういう運送する業者ございますよね。そちらに委託をするのか含めて、その辺も。

それともう一つは、一般質問のほうで出ておったんですけれども、こうしたものを今後とも委託で行うのかと。きのうの質問の中でも、一定程度きちんと町として測定を行うと、もう少し細かな対応が必要じゃないかという質問も出たと思うんです。こうしたものも、やっぱり安心・安全というのはこれから長い対応が必要だというふうに思いますので、小さい町だからできないということではないんだろうと思うんですよね。そういうことも含めまして答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 学校給食の放射能検査ということでございますが、現在、産地等国・県で公表している放射線数値の内容や産地をチェックして食材の購入を行っているところですが、一層の安全確認のため、6月から県で購入いたしました放射線測定器を茂原にございます東上総教育事務所に持っていつている状況でございます。月に2回、翌日に使用する食材の測定を行っております。

検査の対象につきましては、町が単独で仕入れております主に野菜類を対象として、1回に学校給食では2品目を実施しております。検出については、放射性セシウム134及び137を1検体当たり10ベクレルまで検出できるものという形で、結果については町のホームペー

ジで公表させていただいております。

6月7日に、千葉県産のキュウリと佐賀県産のタマネギ、こちらの2品目実施いたしまして、不検出という状況でございます。次回は6月20日を予定しております。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 昨日から一般質問を含めて議員各位から、この放射能検査についてのご要望が非常に高いということでございます。これにつきましては、課長会議の中でどのように今後進めていくんだということは定期的に実施をしております。その中で、例えば空間線量につきましても、前回いろいろ新聞をにぎわした事案がございましたが、これにつきまして、なぜそのようなことになったのかというのは、結局職員の測定にあたっての認識が不足していたというふうなことがございまして、測定したそのものが公表できるというレベルになつたということだと思います。今回も食品の線量等について測定するにあたりましても、きちっとしたそういう測定機関に委託することが、まずは町としては大事じゃないかなということ、現段階ではそのような話になっておりまして、いずれにしましても今回いろいろご要望をいただいておりますので、再度その辺は協議してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、検査のことでございますが、先ほど教育課長がお答えしたように、月2回実施してございまして、小学校の給食と保育所の給食というものを各課で検体を朝そろえまして、それを職員が東上総教育事務所まで運んで検査をしていただいております。1検体20分ぐらいで結果が出ますので、大体午前中検査が終わりまして、こちらへ戻ってから、数値を公表するという形で進めております。

検査費用については無料でございますが、基本的に食品の基準100ベクレルというのがございまして、県で50ベクレルから100ベクレル未満につきましては、検査機器の精密な機械を持っているところに運んで、再度そちらで検査をしていただけるというような利点もございまして、現状では東上総教育事務所をお願いをして検査をするという方法で今のところ進める予定でおります。

第1回の6月7日、保育所のニンジンを検査いたしました、不検出でございました。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

3月議会でもこの内容については質問をいたしたところでございますけれども、学校と保育所ということであれば、2回、2回で4回できるんですか。要するに、多分一緒に持っていくということですよ。それとも別々に持っていかれるんですか。一緒に持っていくというか、どちらかが行くということですか。

それで、ちょっと細かい話なんですけれども、半日程度かかるということなんですけれども、私、非常に安直かなと思うんですけれども、入れる容器を今回買うわけですよ。入れる容器を買って持っていくと思うんですね。持っていく容器を今回買うわけですね。それとフードプロセッサーと言いましたか、説明のときね。そういうので小分けにしたものを持っていくと。そうであれば、置いてくるだけでいいと思うんですよ。あとはファクスでもメールでもデータを送ってもらうと。次に行ったときに、通いかごみたいなふうにしてもらえばいいわけですから、置いてきてすぐ帰ってくるということも可能じゃないですか。

それから、これは行政職員しかできないことなんですか、これを運ぶということは。一般の専門業者がごぞいますよね。そうしたところに委託するということはできないんですか。なじまないんですか。その辺も含めて、これは県の対応だと思うんですけれども、もう少し合理的な方法でやられたらいいと思うんです。それはこちらが考えても、県がやってもらわなければならないことでもあろうと思いますので、確かに子供の食べ物ですから、その安全性をどう確保するかということも大事な問題だと思います。そういう面で事業者じゃなくて、みずから行政職員、公務員で行うということであれば、それはそれで構わないと思います。

ただ、私、結果が出るまで半日も待っている必要はないと思うんですよ。入れ物は複数そろえていただければ、それを通い箱みたいな形にしていいただければできるというふうに思いますので、その辺はもう少し実務のほうを簡略にしていいただいて、最低限の時間で対応していただくと。教育委員会も福祉のほうも大変毎日忙しく業務をこなしているというのは理解しておりますので、その辺はもう少し合理的な対応をとれるのではないかと、ちょっと聞いていてそういうふうに感じましたので、ぜひその辺は県と協議していただきたいんですが。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） それでは、私も何回かその場所で見学をさせてもらったんですけれども、夷隅管内だけじゃなくて東上総ですから、学校が170ほどあります。各地域で持っていくますね。安全性については、かなりいろんな種類については情報が流れていると思うんです。その中で、やはり持って行って、それを置いてきちゃうと、その残ったものをどうするかという問題がありまして、中身です。その辺もまた検討したいと思いますので、よろしくお願

いします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑。

（小川議員「暫時休憩して」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川議員から暫時休憩と動議が出ましたが、賛成の方おられますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） では、暫時休憩いたします。

（午後 5時17分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時45分）

---

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方、挙手願います。

（挙手少数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手少数です。

よって、議案第8号は否決されました。

暫時休憩します。

（午後 5時46分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 6時00分）

---

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第2号）として修正案の提案をしたいので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 議会運営委員会を開催するため、休憩とします。

（午後 6時01分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 6時09分）

---

#### ◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） 議会運営委員会において、平成24年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を日程第12の次に、追加日程第1、議案第10号として追加し、議事日程の変更をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、平成24年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を日程第12の次に追加日程第1、議案第10号として追加し、議事日程の変更をすることに決定しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第12、議案第9号 御宿町立御宿中学校屋内運動場及び柔剣道場改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

渡辺教育課長より議案の説明を求めます。

渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） それでは、議案第9号について説明いたします。

本案は、御宿町立御宿中学校屋内運動場及び柔剣道場改築工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

入札契約事務につきましては、制限付一般競争入札方式により、5月7日から公告を開始し、5月16日から18日まで入札参加の受け付けを行いました。

この受け付け業者の資格審査を行った後、入札を6月14日に実施し、落札者が決定し、仮契約に至っております。

契約の金額は5億400万円で、うち消費税は2,400万円です。

契約の相手方は、千葉県船橋市宮本4丁目17番3号、京成建設株式会社、代表取締役松村修。工期は、議会の議決を得た翌日から平成25年3月22日までです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

中学校の屋内運動場及び柔剣道場改築工事の請負契約ということでございますが、昨今、いわゆる東日本大震災の関係も含めまして、公共工事の入札不調が伝えられておるわけですが、今回はきちんとかいいう形で契約になったということでございますが、入札された業者は何者なんでしょうか。そしてまたこの契約金額でありますけれども、設計金額に対して幾らで最終的には入札になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 入札参加いただいたのは、全部で11者でございます。また、設計額に対する落札率ということでございますが、95.1%ということになります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 11者ということで了解をいたしました。

この契約とともに、こうした大きな工事でございますので、当然設計監理業務が必要となるというふうに思うわけでありまして、この設計監理についてはどのようにされるのでしょうか。大変財政の厳しい折、町独自で設計監理を行うということも、当然これは選択肢の一つだろうというふうに思うわけでありまして、これについてどういうふうな対応をとられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 設計監理につきましては、先の議員協議会等におきまして、安に実施設計業者と契約するのでなく検討するようというご意見もいただき、検討させていただきました。

ただ、今回の工事につきましては、今年度中という短い工期の中で行われるものでございます。そういう中で設計内容を熟知している実施設計業者が監理業務を行うことで、設計意図を施工者へ正確に伝達し、現場に反映でき、円滑な工事ができるというふうに考えております。

また、監理業者と設計業者が異なった場合、設計に関する質疑に係る業務が増えたり、お互いの責任区分も複雑化してまいりますので、調整に時間を要することもございます。さらに、今回の工事は中学校校舎との連絡通路の設置などもございまして、今後についても運動場の整備も予定されております。中学校全体の工事概要の知識も望まれると考えます。今回の設計監理業者の選定については委託業務ということで予定しておりますが、予定している業者は中学校校舎、屋内運動場整備の設計にも携わっておりまして、現場の環境や施設の状況にも精通しておりまして、安全に配慮しながら中学校整備事業全体を視野に入れた中で、円滑に工事監理ができると期待しておることから、随意契約によりまして今後の事務を進めていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） また同じ内容かと思えますけれども、設計というのは、通常、ビス1本まで、ねじ1本まできちんと設計されているということなんですね。そうしますと、今般この契約の相手方とする京成建設株式会社というのは、そういう図面が読めない会社なんですか。ということですか、それが心配なんです。それとも、設計いただいたものはそういう説明をつけないとわからない、そういう設計だったんですか、逆に言えば。そうじゃないんじゃないですか。

そういうことであるならば、これはたしか本校校舎はこの業者じゃないですよ。違いますよね。きちんと入札に応じて業者を決めて、工事もちょうどできるわけですよ。インターネットでたしか公募しておったと理解をしておりますので、そこにはいろんな基準、業者に対する数値、そうしたこともきちんと明示をして公募されているはずですよ。そういうこともあるというふうに思いますので、今の説明というのは、私は説明にならないと思うんです。

きちんと設計がなされてあれば、その設計書に基づいてきちんと設計監理、設計監理をなぜ置くかということ、これはやっぱり独立性を保つということだと思うんですよ。要するに建設業者も、この設計書に基づいて当然施工すると。その施工が記述どおりできたのか、内容がき

ちんと設計どおり行われたかというのが設計監理ですよ。それは設計書がきちんとできていれば、それに基づいてだれでもできることじゃないんですか。それともそういう不完全な設計書を御宿町は依頼してつくらせたんですか。おかしいじゃないですか。どういうことなんですか、説明いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 設計監理につきましては、施工業者がどのように工事を行っているかということ監理しそれを担当課、教育課と調整をしていく業務を行っていただくことになると思います。

そういった中で、実際に設計したものはきちんと設計されているんですが、そこでどういったものを使っているかということについては、実施設計のことを一番知っている業者が請け負うことで円滑に業務が進むというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 設計書というのは、すべて網羅、先ほど言いましたでしょう。ねじ1本まできちんと指定してある。その部材、コンクリートの性質、全部指定してあるんじゃないですか。本校舎もたしかかなり分厚い設計書だと私は理解しておりますよ。それを見て、だれでも設計監理の技術、免許を持っている人はできるんじゃないですか、事業所は。そういうものを契約してつくらせたんじゃないんですか。それとも、そのつくらせた事業者じゃないとわからないということであれば、それは契約方法が私は間違っていると思うんですよ。

こうした契約等について、これまで議会から指摘されているのは、例えば今般こうした大きな工事について、教育委員会ですね。教育委員会というのは、やはり教育畑が専門だろうと私は認識しておりますので、契約行為、そうした工事内容というのは、やはり専門外だというふうに思います。そうであるならば、こうした契約行為を一元的に管理すると、そうした専門的な知識を持っている部署が行うと。そうすれば、極端に言えば、そういう職員がいるかどうかは別にして、町が単独で設計監理することだって、私は可能だと思うんですよ。

現実的には今の教育委員会の中では、御宿小学校、公民館、それから中学校、そしてまた布施学校組合と、非常に少数の中で激務をこなされていると思いますよ。今、子供たちの教育環境も大変な状況の中でさまざまな苦勞をされて、教育長も含めてやられていると思います。やはりこの辺は、きちんと専門的な部署に任せるということも必要なんじゃないですか。だから不安になるんじゃないですか。ご自身がまず設計書を読めないということであれば、本当に設計監理がそのとおりやられたかどうかということだって、確認できないじゃないですか。そう

ということになるんじゃないですか。やっぱりこの辺は透明性ととも、きちんとした設計どおりの内容のものをつくっていただくと。そのための担保をどうするかということが私は大事だと思うんですね。そのたびごとにこういう、私以外の議員からもそういう指摘を何回も受けているわけじゃありませんか。というふうに思うんですね。これはちょっと担当というわけにいかないと思いますので、全体的なこととちょっと。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） あらましの内容は、今、課長が答弁したとおりなんです、かなりこの事業については工期といいますか、やはり制限されている部分もありまして、2月の末ぐらいまでには完成していただきたいと思います。そういう中で、事務的な内容の円滑化といいますか、現場と監理と、そのようなことで工期が延びたりなんかしないように、そのリスクがないように、このような形で随契とさせていただきました。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） ご質問は、役場職員の専門性についてご質問されているのかなと思いますけれども、1級建築士のような職員を雇用するというのは非常に厳しい状況にありますし、近隣ではそういう採用も二、三ありますけれども、なかなか現況の中では厳しいという状況にあらうかと思えます。

そういう中で、今回担当課のほうで判断して、やはり設計をされた業者にきちっと設計どおりの施工ができているかどうかの確認をしてもらおうんだということを進めさせていただいているということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） こうした今般の京成建設、そういう事業所は施工管理みずから行いますよ。当然ですけども、そういう管理官も多分いるんじゃないですか、きちんとね。建築士もいらっしゃるんでしょう。ですから、みずからそういう能力を持っているわけですよ。1級建築士ですから、当然こうした設計図は読めるわけですよ。それも随時みずから、これはおくれたら違約金の問題でしょう。違約金を取る取らない、そういうのもありますけれどもね。どういう契約になっているかわかりませんが、一般的には遅延金ということで、契約時に盛り込むのは通例です。そんなのは全部普通の話なんですよ。

ですから、設計監理はなぜ随契をしなければいけないか、その随契の理由が納得できないということです。これはやはりきちんと入札させるということが必要じゃないんですか。それが、この間ずっと各議員からも提案されていたことじゃないんですか。それとも、ずっと御宿町は

こういう形で進めるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ずっとということではございませんけれども、このたびは本当に工期厳守という中で、今の中学3年生に2月に卒業式をその体育館の中で行っていただきたいと、その点もございまして、ぜひ現場に熟知する設計者に監理をお願いしたということとございませぬ。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今の設計監理の話なんですけれども、予算は幾らだったのかという中と、幾らで契約したのかというのが1点と、前回、本校のときも随契でいったと。当時、吉野和美助役でしたかな、そういう中でそのときも指摘したのは、随契でやるなら予算のときから随契でやれと、その予算をつけろという話はしてあったし、そういう中で交渉したというか、1,500万円を1,200万円に300万円まけさせたからという話は聞いています。それはご存知だと思うんですけれども、今回予算に載せた中で、じゃ幾らでどういう交渉をしたのか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 設計額といたしましては、千葉県公共建築設計業務等積算基準というものがございまして、体育館の面積から試算いたしますと1,435万3,000円でございます。見積もりの金額については1,102万5,000円となっております。なお、予算は1,121万6,000円でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 私が聞いているのは町の予算が幾らだったかというのと、今度は幾らで契約したのかと、それだけでいいんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 予算は1,121万6,000円、それから見積額は1,102万5,000円です。契約については、今、随契ということで手続の決裁を受けて今後事務進めていく予定でございます。

（瀧口議員「もう一遍」と呼ぶ）

○教育課長（渡辺晴久君） 予算が1,121万6,000円、それから見積額が1,102万5,000円です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 追加日程第1、議案第10号を配付します。

（議案書配付）

○議長（中村俊六郎君） 配付漏れはございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 追加日程第1、議案第10号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第10号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

説明は、先ほどご説明いたしました議案第6号の御宿町一般会計補正予算（第1号）との相違点についての説明でご了承くださるようお願い申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4,468万5,000円を追加し、補正後の予算総額を35億3,468万5,000円と定めるものでございます。

歳入での相違点は、5ページ、繰越金を881万5,000円減額し、1,605万円とするものです。

歳出は、衛生費、負担金補助及び交付金、学校設立準備事業補助金881万5,000円が削除となっております。

以上、最終予算総額4,468万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額を35億3,468万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第13、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、大野吉弘君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（1番 大野吉弘君 登壇）

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

議長より指示いただきましたので、ご説明いたしたいと思えます。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、小比類巻勲。

紹介議員、大野吉弘。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を政令指定都市に導入しようとしています。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしていますが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性があり、この制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

また、学校の機関職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外とすることは、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものであり、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

以上のことから、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要請し、意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容は添付資料のとおりです。

採択くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者、大野吉弘君、賛成者、石井芳清君から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(中村俊六郎君) 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(中村俊六郎君) 大野吉弘君、登壇の上、説明願います。

(1番 大野吉弘君 登壇)

○1番(大野吉弘君) 1番、大野です。

議長より指示いただきましたので、発言させていただきます。

発議第1号、平成24年6月19日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、大野吉弘。賛成者、御宿町議会議員、石井芳清。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました意見書のとおりでございます。

正常な教育環境を担保するために、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(中村俊六郎君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第14、請願第2号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、大野吉弘君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（1番 大野吉弘君 登壇）

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

議長より指示いただきましたので、発言させていただきます。

請願第2号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、小比類巻勲。

紹介議員、大野吉弘。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は、社会の変化とともにさまざまな問題・課題を抱えています。子どもたちの健全育成と豊かな教育を実現させるために、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容は添付資料のとおりです。

採択くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(中村俊六郎君) お諮りいたします。

ただいま提出者、大野吉弘君、賛成者、石井芳清君から、発議第2号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(中村俊六郎君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(中村俊六郎君) 大野吉弘君、登壇の上、説明願います。

(1番 大野吉弘君 登壇)

○1番(大野吉弘君) 1番、大野です。

発議第2号、平成24年6月19日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、大野吉弘。賛成者、御宿町議会議員、石井芳清。

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては、配付いたしました意見書のとおりです。

子供たちの教育環境を担保するために、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(中村俊六郎君) 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長(中村俊六郎君) 以上で今定例会の日程はすべて終了しました。

ここで、石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 平成24年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、旧御宿高校跡地の取得など、2報告、9議案についてご審議をいただきましたが、そのうち1議案についてご理解を得られず、追加日程となりまして第10号議案となりましたが、議員の皆様方のご理解によりまして、ご承認、ご決定いただきまして、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

千葉県が行った今年のゴールデンウィークにおける県内の主な観光・リクリエーション施設、宿泊施設への観光入り込み客等の調査では、震災の影響により入り込みが大きく減少した昨年と比べると、観光・レクリエーション施設で4.3%の増加、宿泊施設で29.2%の増加と発表されております。

これから御宿はトップシーズンを迎えます。おいでになる多くの観光客の皆様、事故なく御宿の夏を楽しんでいただけるよう、最大限努めてまいります所存でございます。議員の皆様におかれましても、よろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げますとともに、時節柄、健康には充分にご留意されまして、これからもご活躍されますようお願いを申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

これから観光シーズンを迎え、放射能の影響が心配されます。また、暑くなりますので、議員各位におかれましては健康に充分ご配慮されますようお願いいたします。

以上で、平成24年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 6時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年10月22日

議 長

中 村 俊 六 郎

署 名 議 員

滝 口 一 浩

署 名 議 員

貝 塚 嘉 軼